

# 山口県循環型社会形成推進基本計画 (第4次計画)



食品ロスを減らそう!  
おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう



やまぐち  
食べきり協力店  
山口県食品ロス削減推進協議会



令和3年(2021年)3月  
山口県

# **山口県循環型社会形成推進基本計画**

## **(第4次計画)**

令和3年（2021年）3月  
山口県

# 〈目 次〉

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	1
第1節 趣旨及び目的	1
第2節 基本的な視点	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画期間	3
第5節 地域区分	3
第6節 対象とする廃棄物等	4
<b>第2章 現状と課題</b>	5
第1節 地域の概要	5
1 地理的特性	5
2 人口特性	5
3 産業特性	6
第2節 廃棄物処理の概要	8
1 一般廃棄物	8
2 産業廃棄物	14
第3節 これまでの取組の評価と課題	30
1 第3次計画の進捗状況	30
2 取組に関する課題	35
<b>第3章 基本方針・目標</b>	41
第1節 基本方針	41
1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方	41
2 施策展開の基本方針	42
第2節 将来予測	45
1 一般廃棄物の総排出量及び処理量の見込み	45
2 産業廃棄物の総排出量及び処理量の見込み	47
3 未利用資源に係る見込み	48
第3節 目標	49
1 一般廃棄物の減量に関する目標【5項目】	49
2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】	49
第4節 取組指標	50
<b>第4章 施策の展開</b>	51
第1節 一般廃棄物循環プラン	53
1 3Rの推進	53
2 適正処理の推進	55
3 適正処理体制の確保	56
第2節 産業廃棄物循環プラン	57
1 3Rの推進	57
2 適正処理の推進	58
3 適正処理体制の確保	59
第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン	61
1 環境学習・環境教育の推進	61
2 普及啓発及び情報提供	61

<b>第5章 重点プロジェクト</b>	62
プロジェクト1 ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進	63
プロジェクト2 次世代を担う資源循環型産業の強化	64
プロジェクト3 廃棄物の適正処理の推進	65
プロジェクト4 海洋ごみ対策の充実強化	66
<b>第6章 本計画に盛り込む個別計画</b>	67
第1節 山口県食品ロス削減推進計画	67
1 趣旨	67
2 位置づけ	67
3 計画期間	67
4 本県における食品ロスの現状	68
5 基本方針	68
6 目標	68
7 推進施策	69
8 各主体に求められる役割と行動	70
9 計画の推進体制、進行管理	71
第2節 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画	72
1 背景と目的	72
2 計画期間	72
3 広域ブロックの区割りと概況	72
4 広域化・集約化の状況及び現在の一般廃棄物処理体制	73
5 人口及び総排出量等の将来予測	74
6 広域化・集約化の方向性	77
7 計画の進行管理、見直し	78
<b>第7章 各主体の役割分担と計画の推進</b>	85
第1節 主体別の取組	85
1 県民	85
2 NPO・民間団体	85
3 事業者	86
4 廃棄物処理業者	86
5 大学・研究機関	87
6 市町	87
7 県	88
第2節 関係機関との連携	89
1 環境やまぐち推進会議	89
2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会	89
3 山口県食品ロス削減推進協議会	89
4 山口県海岸漂着物対策推進協議会	89
5 やまぐちエコ市場	89
第3節 計画の推進	90
1 推進体制	90
2 進行管理	90
3 施策の点検・評価	90
<b>用語解説</b>	91

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 趣旨及び目的

県では、平成28年（2016年）3月、山口県循環型社会形成推進条例<sup>1</sup>（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」（計画期間：平成28～令和2年度（2016～2020年度））を策定し、本県における循環型社会<sup>2</sup>の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、平成30年（2018年）10月に策定した県の総合計画である「やまぐち維新プラン<sup>3</sup>」では、「活力みなぎる山口県」の実現を目指し、「次世代を担う資源循環型産業の強化」と「循環型社会づくりの推進」を重点的な施策として循環型社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

一方で、世界に目を向けると、平成27年（2015年）9月の国連総会では、持続可能な開発のための目標（SDGs）<sup>4</sup>が採択され、循環型社会の形成を推進する機運が国内外で高まっています。

また、国は、平成30年（2018年）6月、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）を策定し、循環型社会の形成を一層推進するため、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの方向性に基づく総合的な施策を実行することとしています。

さらに、海洋プラスチックごみによる海洋汚染などの問題が国際的にも注目される中、令和元年（2019年）5月には、プラスチック資源循環戦略<sup>5</sup>を策定し、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底して削減すること等により、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことを目指しています。

加えて、国は県に対し、平成31年（2019年）3月に持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画の策定を、また、令和元年（2019年）10月に施行された「食品ロス<sup>6</sup>の削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定を求めています。

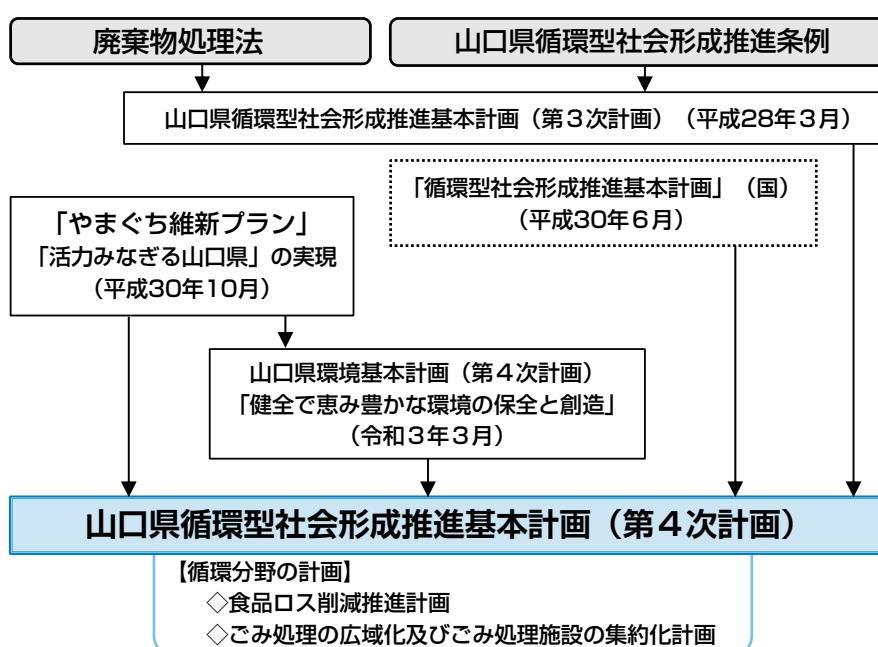


図1-1-1 本計画の相関図

こうした中、「やまぐち維新プラン」との整合を図りつつ、国の循環計画や県の環境基本計画等を踏まえ、本県の特性を活かした環境負荷の少ない循環型社会の形成を一層進めていくため、第3次計画を基に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」を策定することとしました。

## 第2節 基本的な視点

本計画は、低炭素社会<sup>7</sup>づくりや自然共生社会<sup>8</sup>づくりに向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」<sup>9</sup>の視点に基づく廃棄物の3R（発生・排出抑制（リデュース<sup>10</sup>）、再使用（リユース<sup>11</sup>）、再生利用（リサイクル<sup>12</sup>））や廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、本県の資源や特性を活かした全国に誇れるような環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指します。

～取組の基本的視点～



図1-2-1 取組の基本的視点

## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置づけるものです。

また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

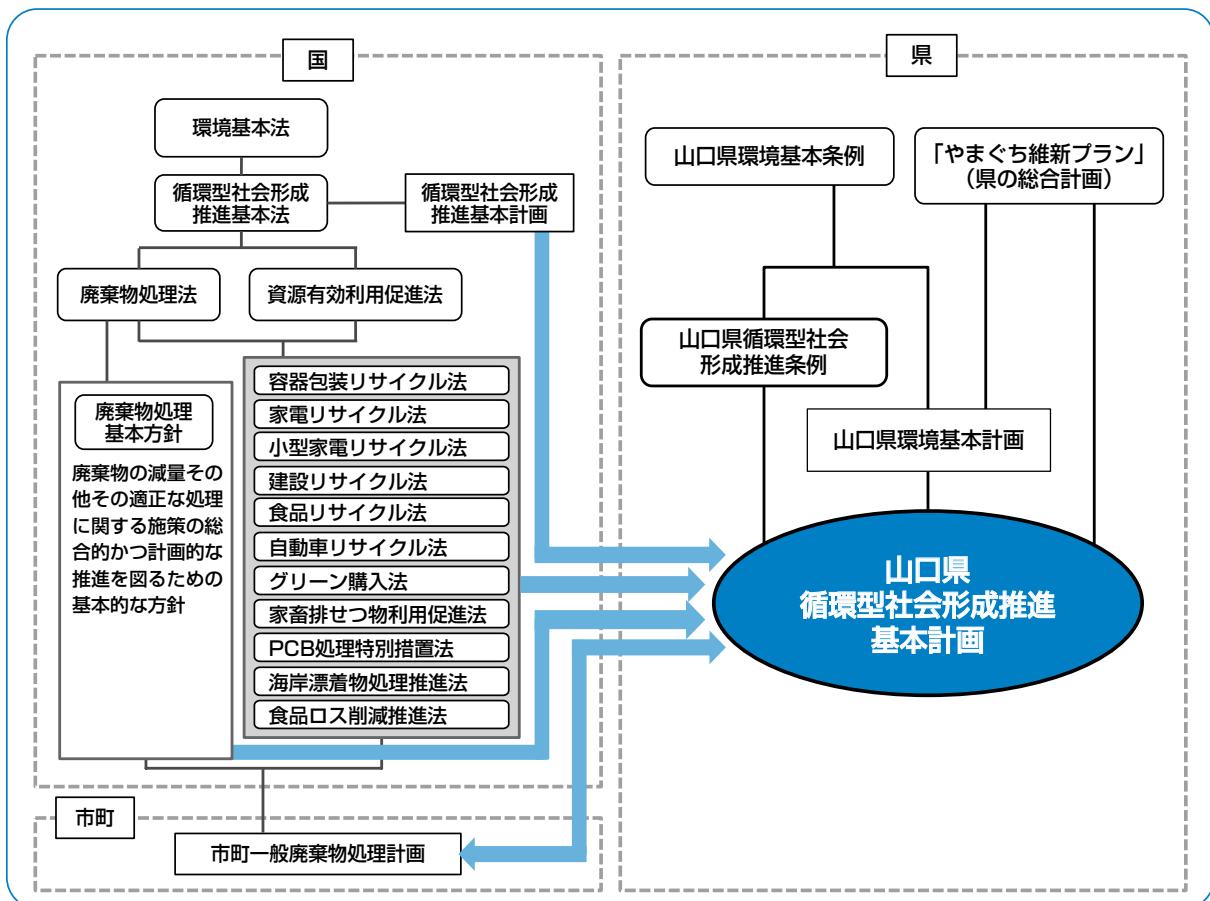


図1-3-1 計画の位置づけ

## 第4節 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

## 第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。

一般廃棄物<sup>13</sup>に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とし、産業廃棄物<sup>14</sup>に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域（東部、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とします。

表1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口 (人)	構成市町名
岩国	東部	136,610	岩国市、和木町
柳井		75,816	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	246,149	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	309,246	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	249,249	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	257,038	下関市
長門・萩	長門・萩	81,387	萩市、長門市、阿武町
合計		1,355,495	13市6町

(出典)「人口移動統計調査(山口県)」(令和元年10月1日現在の人口)

## 第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」を含みます。

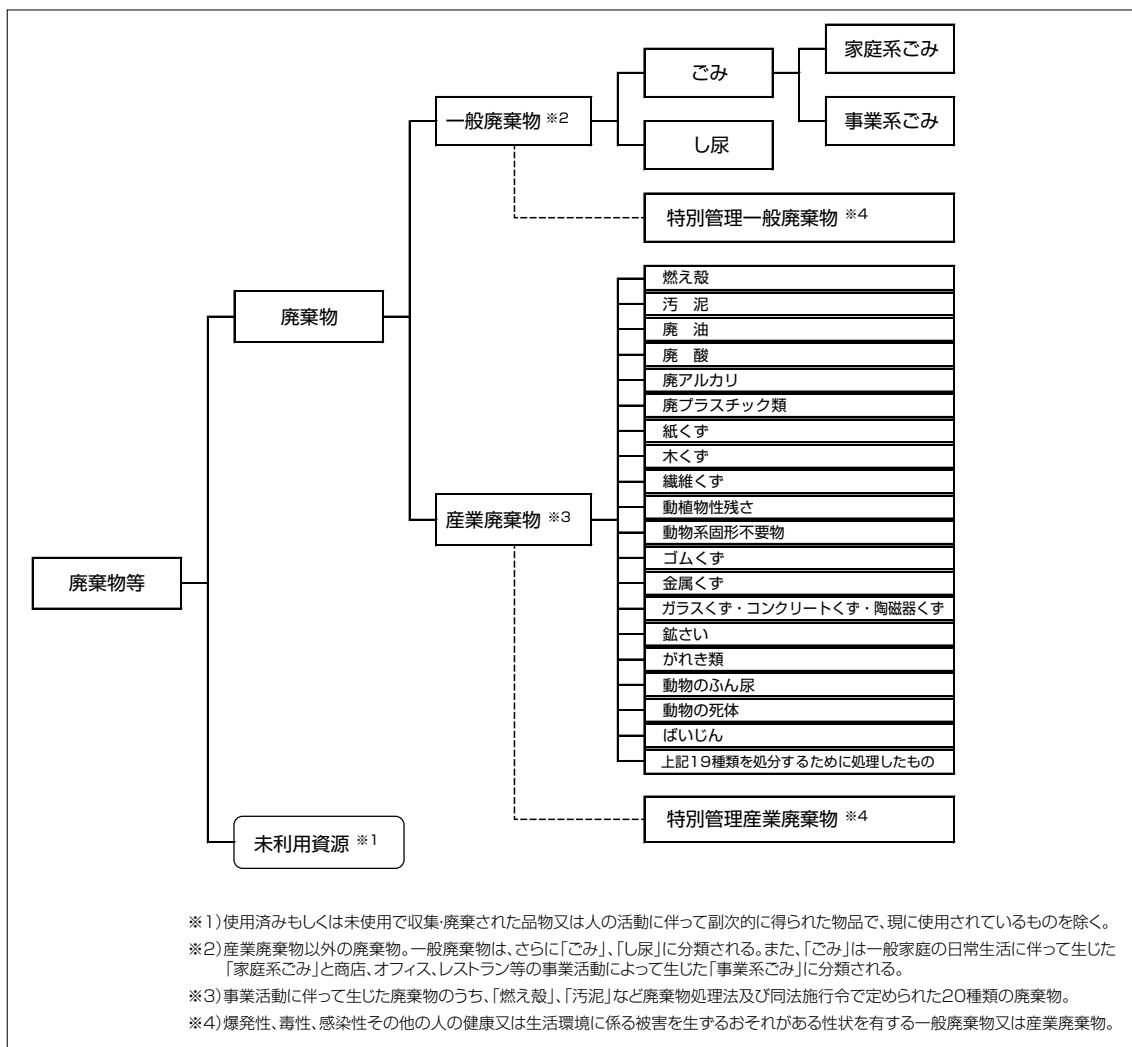


図1-6-1 計画の対象とする廃棄物等

## 第1節 地域の概要

### 1 地理的特性

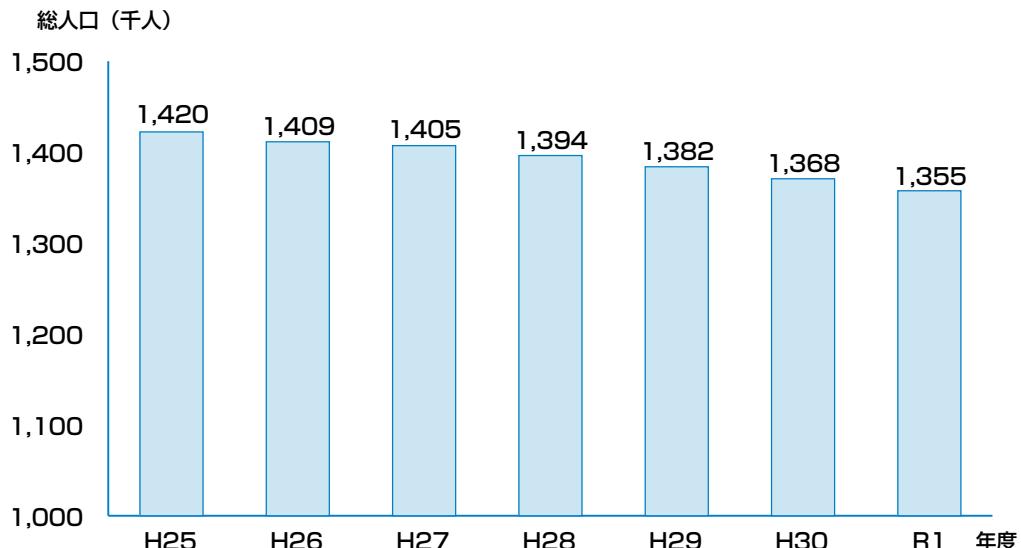
本県は、本州の西端に位置し、本州と九州、四国を結ぶ交通の要衝にあり、古くから西日本の結節点として重要な役割を果たしており、瀬戸内海沿岸部には臨海工業地帯が形成されています。

内陸部には中国山地が東西に走り、三方が瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する三つの海に開け、海岸線は約1,504km（全国6番目）の長さを有しています。また、瀬戸内海国立公園、秋吉台国定公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園などがあり、豊かで美しい自然環境に恵まれています。

県土の面積は、約6,114km<sup>2</sup>（全国23番目）で、その大部分を森林が占め、農用地の割合が低いことが特徴で、生活や生産活動等の場となる平地部が乏しく、中山間地域が県土の約7割を占めています。

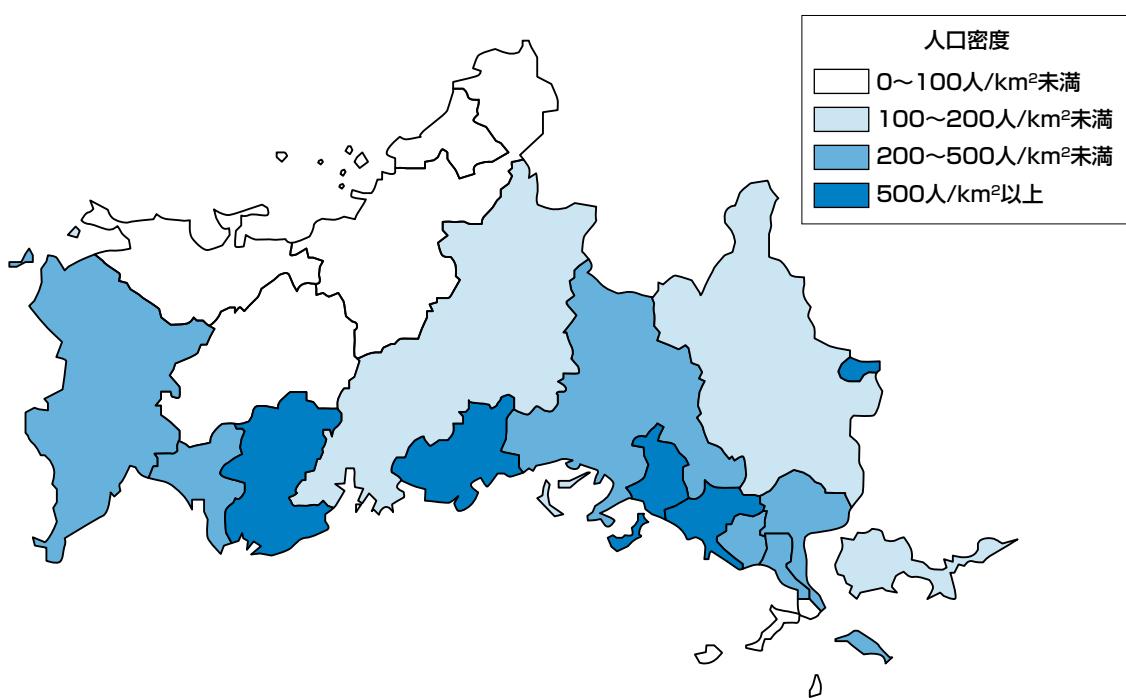
### 2 人口特性

本県の総人口は、1,355千人（令和元年（2019年）10月1日現在・人口移動統計調査）となっており、昭和60年（1985年）の1,602千人をピークに、これまで経験したことのない人口減少・高齢化が進行しつつあります。また、人口分布では、瀬戸内海沿岸部の市部への集中がみられるなど、市町間で隔たりがみられます。



(出典)「人口移動統計調査（山口県）」(各年10月1日現在の人口)

図2-1-1 総人口の推移



(出典)「山口県人口移動統計調査」及び「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」

図2-1-2 市町別の人口密度(令和元年10月1日現在)

### 3 産業特性

本県の平成27年度（2015年度）の従業者総数（公務を除く民営事業所）は578千人で、これを産業別の割合でみると、第1次産業が1.0%（6千人）、第2次産業が25.5%（147千人）、第3次産業が73.5%（425千人）となっています。

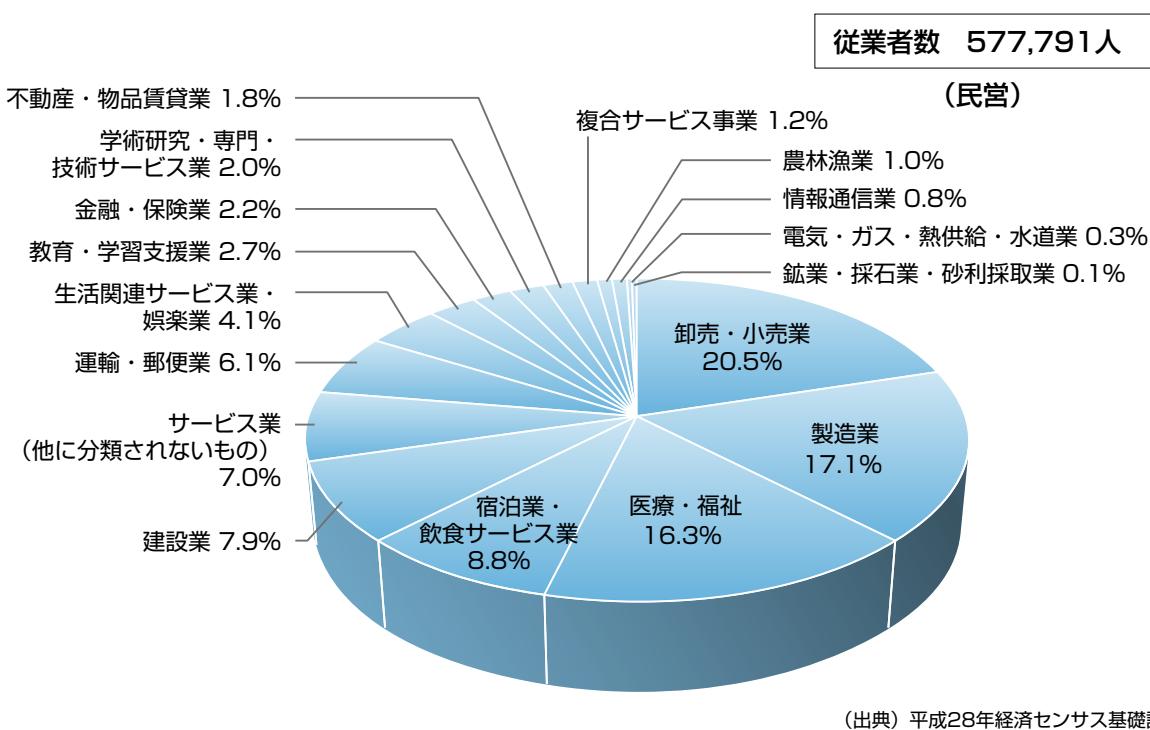
また、平成30年度（2018年度）の製造品出荷額等は、6兆7,012億円となっています。これを産業類型でみると、化学、石油、輸送、鉄鋼の4業種が上位を占め、全体の7割以上を占めています。

また、市町別の製造品出荷額については、人口分布と同様に瀬戸内海沿岸に集中していることが特徴です。

表2-1-1 製造業事業所数等の推移

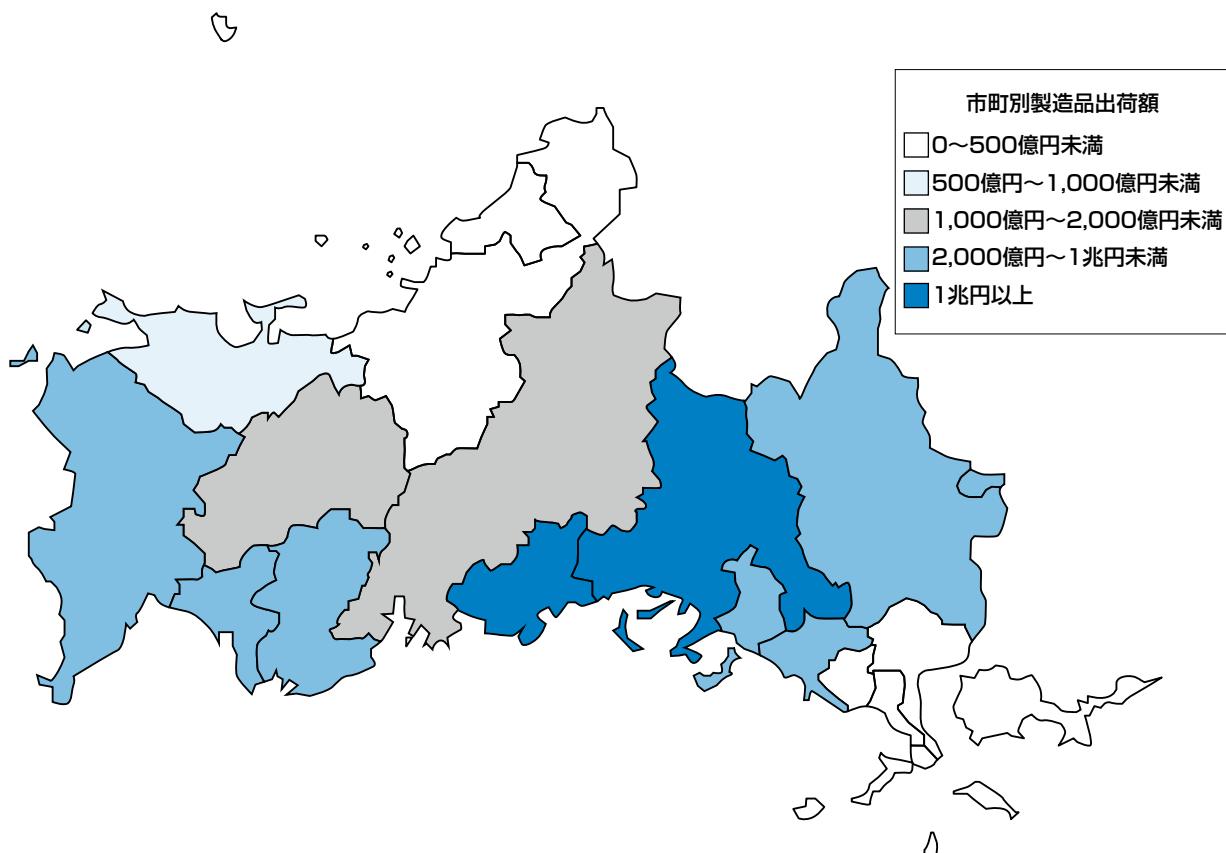
項目名	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業所数（民営）	所	—	—	62,774	—	—	—
製造業事業所数（従業員4人以上）	所	1,896	1,838	1,952	1,735	1,709	1,703
従業者数（民営）	人	—	—	577,791	—	—	—
製造業従業者数（従業員4人以上）	人	91,288	91,378	93,611	92,396	93,054	96,484
製造品出荷額等	億円	67,979	65,196	63,033	56,090	61,097	67,012
化学	%	23.7	25.2	28.5	29.3	30.7	28.8
石油	%	28.8	21.8	13.9	13.4	14.9	16.8
輸送	%	14.9	16.9	18.9	17.0	16.0	16.7
鉄鋼	%	8.2	9.8	10.5	10.4	10.3	10.2
食料	%	3.3	3.4	4.0	3.9	3.9	3.4
窯業	%	2.9	3.2	3.8	3.5	3.2	3.6
ゴム	%	2.6	2.8	3.0	2.8	2.7	2.8
その他	%	15.5	17.0	17.3	19.6	18.3	17.7

(出典) 山口県工業統計及び平成28年経済センサスをもとに作成



(出典) 平成28年経済センサス基礎調査

図2-1-3 産業別従業者数の割合(平成27年度)



(出典) 平成30年度工業統計調査(2019年工業統計調査結果)

図2-1-4 市町別製造品出荷額(平成30年度)

## 第2節 廃棄物処理の概要

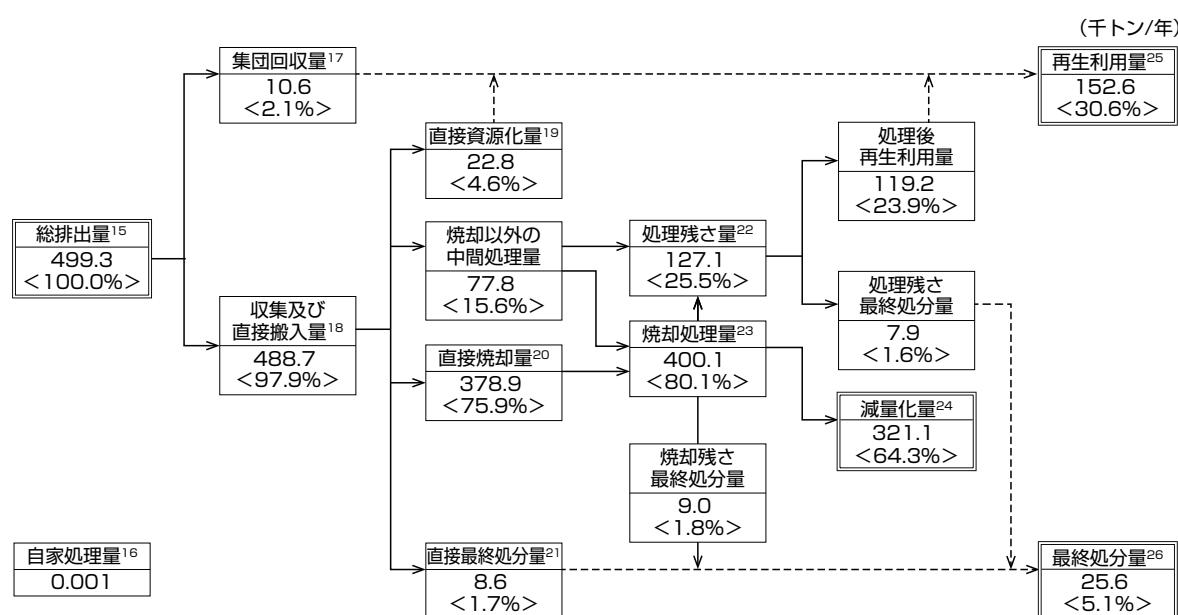
### 1 一般廃棄物

#### (1) ごみの処理

平成30年度（2018年度）の県内のごみの総排出量及び処理量は、図2-2-1のとおりです。

ごみ総排出量は499千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は119千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は153千トン（リサイクル率：30.6%）となっています。

ごみの処理は、主として県下7つの広域ブロック内の一般廃棄物焼却処理施設等（図2-2-2）で焼却処理（ごみ固形燃料化含む）され、直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量（焼却残さ及び処理残さ）を合計した最終処分量は26千トン（5.1%）となっています。



注1) < >は総排出量に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-2-1 県内のごみの総排出量及び処理量（平成30年度）

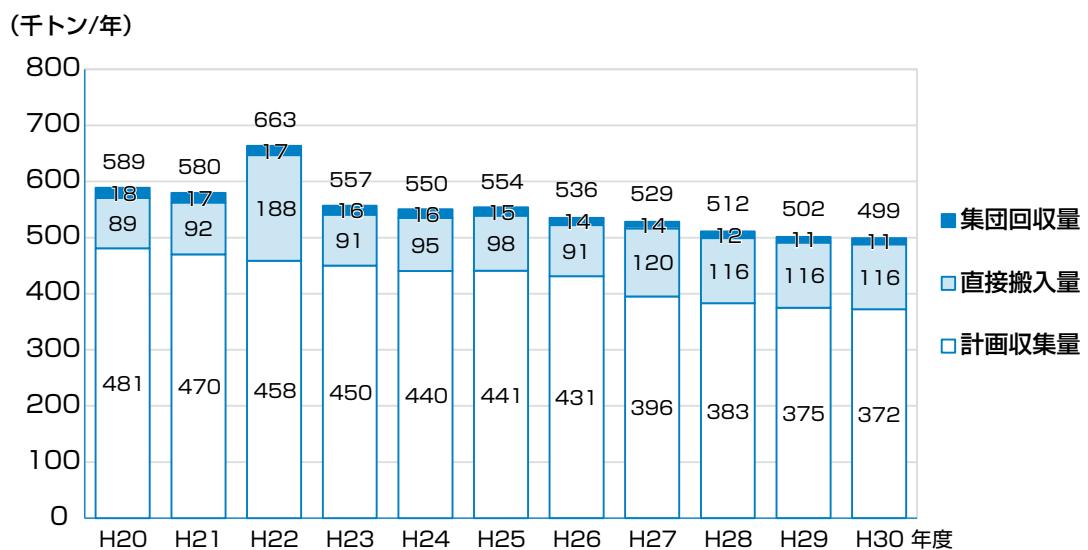


注) 周陽環境整備センターは平成31年3月に廃止  
岩国市第一工場での焼却処理は、平成31年4月からサンライズクリーンセンターに統合

図2-2-2 県内の主な一般廃棄物焼却処理施設(平成30年度)の位置図

### ①ごみの排出状況

ごみ総排出量（収集量+直接搬入量+集団回収量）の推移は、図2-2-3のとおりです。  
平成22年度（2010年度）に災害の影響で一時的に増加したものの、平成20年度（2008年度）以降からみると微減傾向にあり、近年はほぼ横ばいに推移しています。



注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む。  
四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-2-3 ごみ総排出量の推移

地域ブロック別のごみの総排出量は、図2-2-4のとおりです。ごみ総排出量が最多多いのは山口・防府ブロックの114.0千トンで、最も少ないのは柳井ブロックの29.0千トンとなっています。1人1日当たりのごみ総排出量でみると、最も多いのは下関ブロックの1,027グラムで、最も少ないのは岩国ブロックの912グラムとなっています。

また、平成25年度（2013年度）と比較して、「ごみの総排出量」は全てのブロックで減少しています。

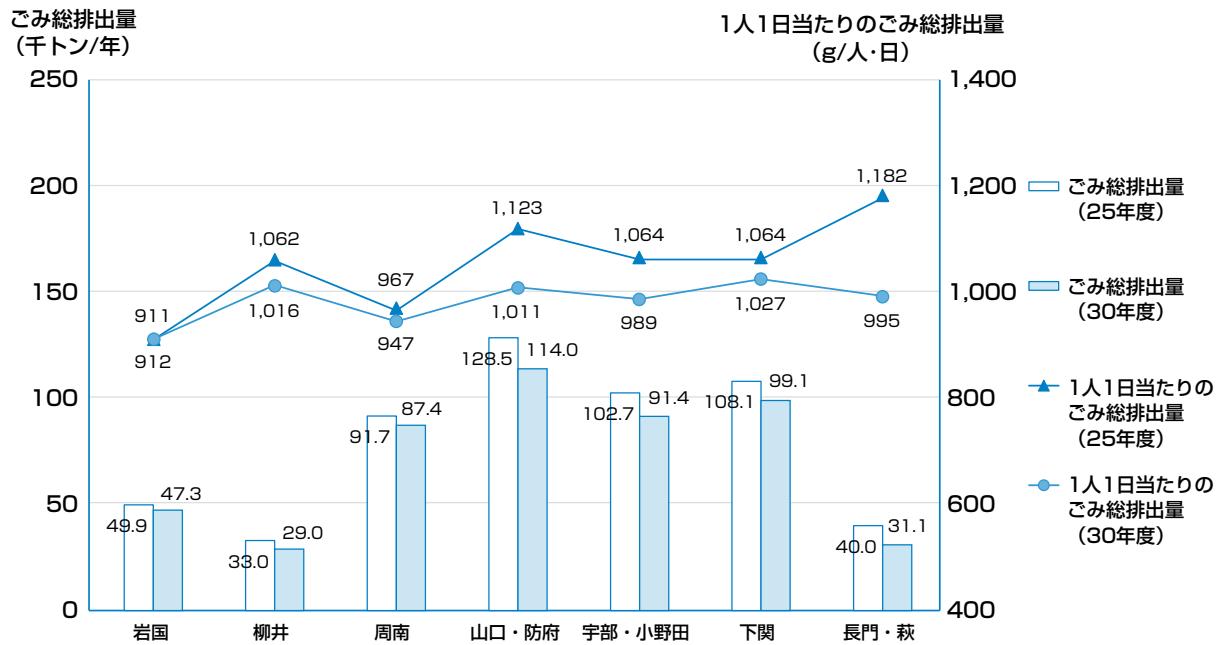
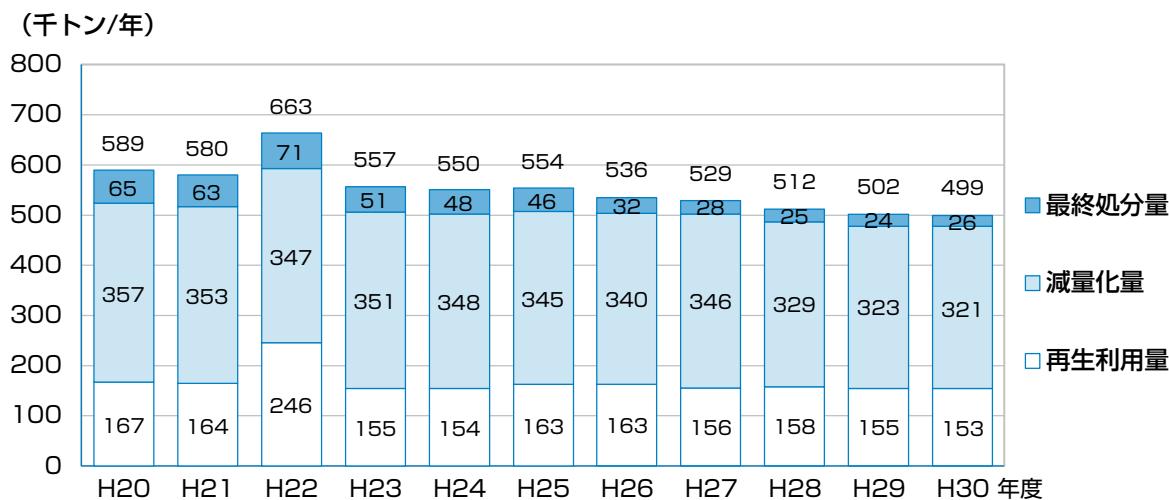


図2-2-4 地域ブロック別のごみの総排出量(平成30年度)

## ②ごみの処理状況

ごみの処理状況の推移は、図2-2-5のとおりです。ここ数年の総排出量は減少傾向にあります。平成30年度（2018年度）の最終処分量は前年度より増加しています。

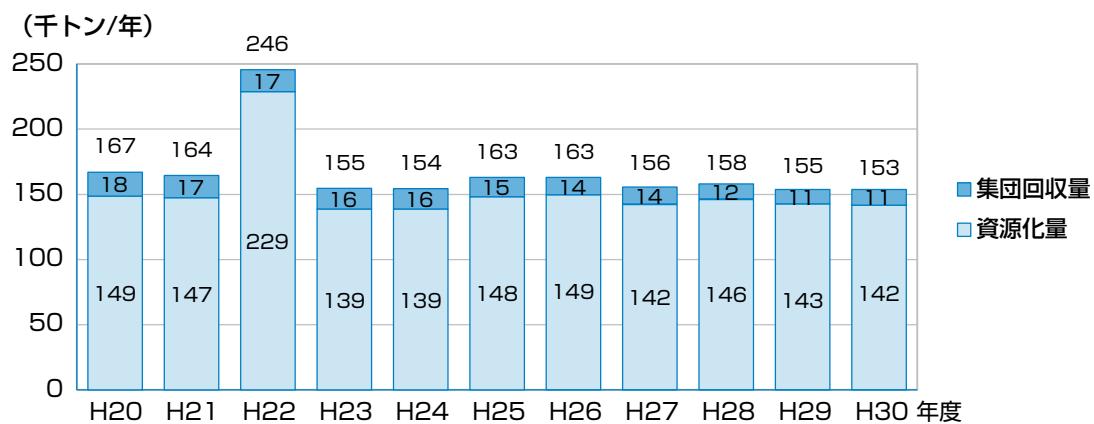


注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-5 ごみの処理状況の推移

## ○再生利用（リサイクル）の状況

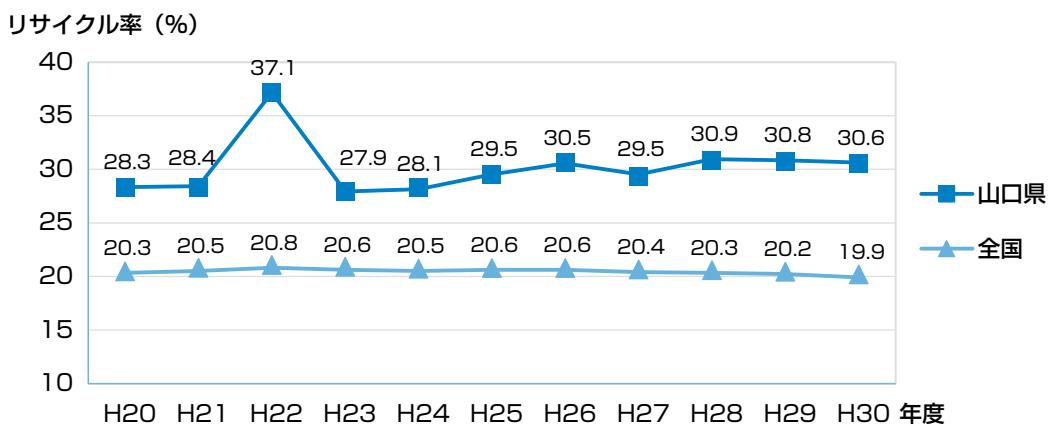
集団回収量と資源化量の区分による再生利用量の推移は、図2-2-6のとおりです。災害のあった平成22年度（2010年度）を除いて微減しながら、近年はほぼ横ばいの状況にあります。集団回収量も微減が続いている。



注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-6 再生利用量の推移

ごみのリサイクル率は、図2-2-7のとおりです。近年は30%台を維持し、ほぼ横ばいで推移しています。全国平均は常に上回っており、平成30年度（2018年度）の山口県のリサイクル率（30.6%）は全国1位です。



注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-7 ごみのリサイクル率の推移

地域ブロック別の再生利用量・リサイクル率は、図2-2-8のとおりです。

リサイクル率が最も高いのは下関ブロックの39.8%、最も低いのは柳井ブロックの21.7%であり、18ポイントの差が生じています。

また、平成25年度（2013年度）と比較して、山口・防府、下関ブロックでリサイクル率が増加しています。

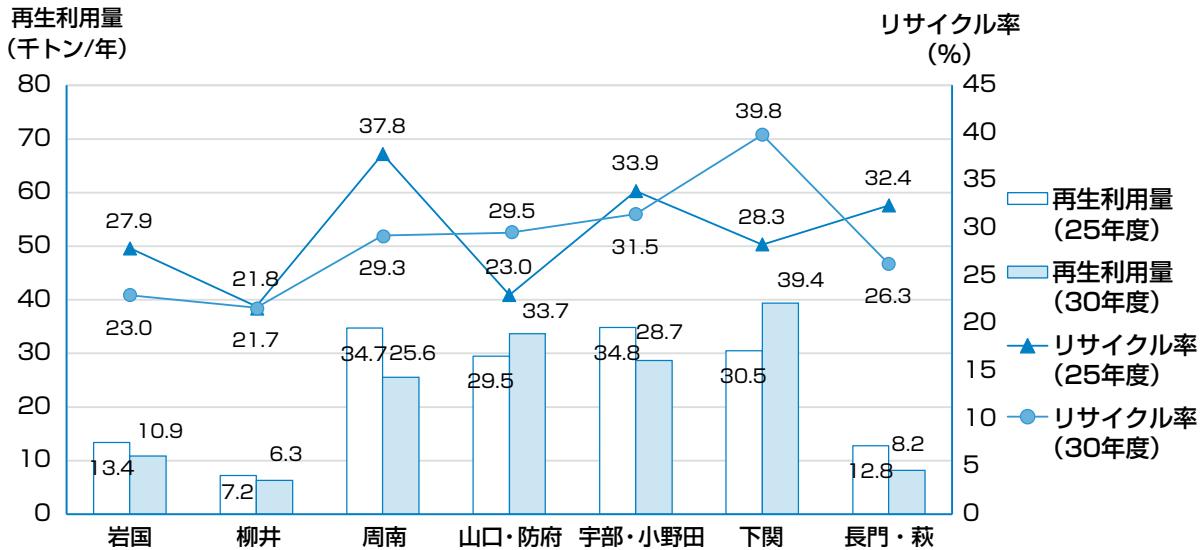
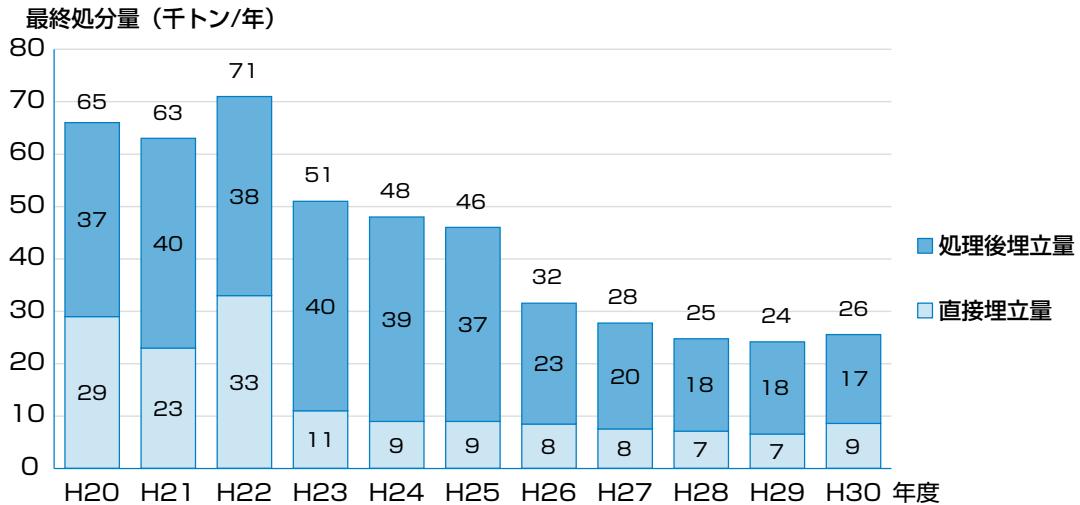


図2-2-8 地域ブロック別の再生利用量及びリサイクル率(平成30年度)

### ○最終処分の状況

最終処分量の推移は、図2-2-9のとおりです。災害の影響により平成22年度（2010年度）は一時的に増加したものの、排出抑制や減量化、リサイクル等の推進に伴って、平成23年度（2011年度）以降は減少していますが、平成30年度（2018年度）は平成29年度（2017年度）に比べてやや増加しています。



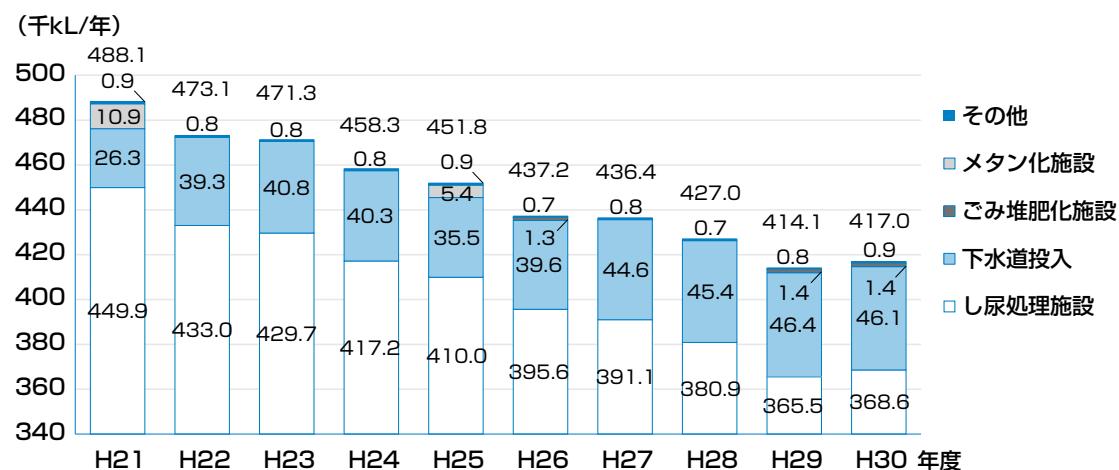
注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-9 最終処分量の推移

## (2) し尿の処理

し尿処理の推移は、図2-2-10のとおりです。下水道の整備等に伴って、し尿、浄化槽汚泥とともに減少傾向にあり、総処理量も減少しています。

また、平成30年度（2018年度）における県内のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、図2-2-11のとおりです。市町によって収集・処理されたし尿は94.9千キロリットル、浄化槽汚泥は322.2千キロリットルであり、そのうちの大部分がし尿処理施設又は下水道投入によって処理されています。



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-2-10 し尿処理の推移

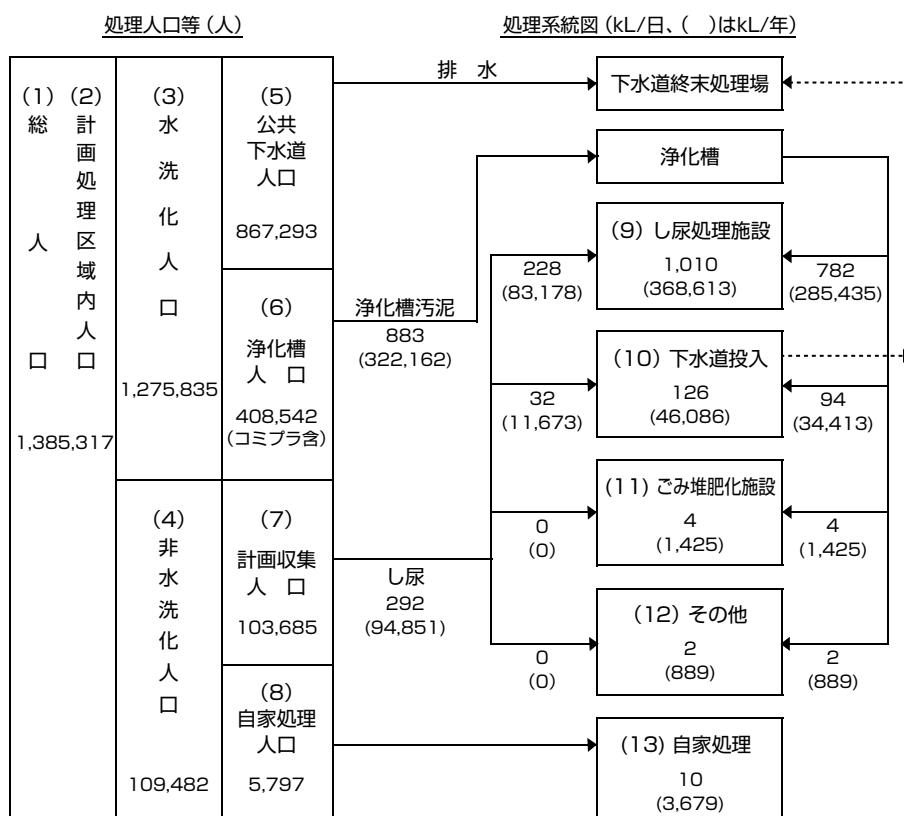


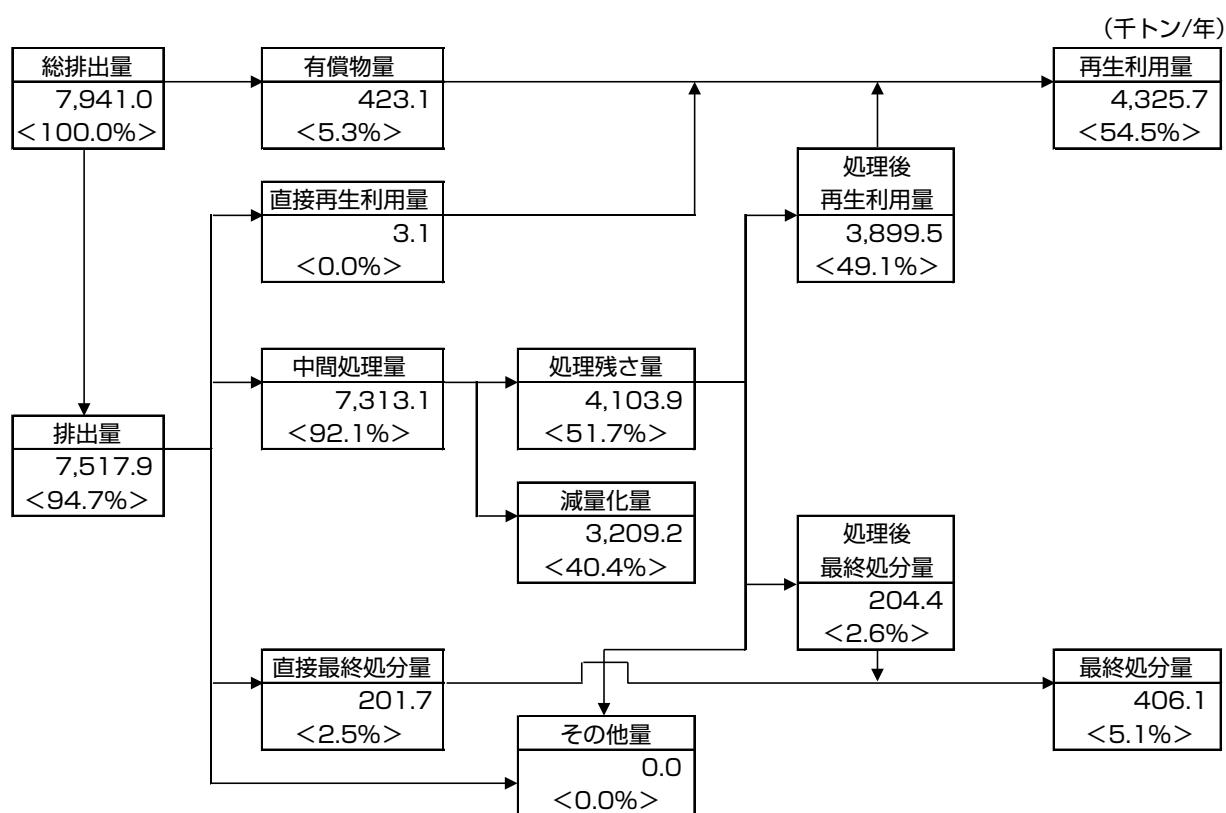
図2-2-11 し尿処理の状況(平成30年度)

## 2 産業廃棄物

### (1) 産業廃棄物の処理

平成30年度（2018年度）の総排出量及び処理量は、図2-2-12のとおりです。総排出量（特別管理産業廃棄物を含む）は7,941千トンで、このうち脱水や焼却、破碎などの中間処理量は7,313千トン（92.1%）、中間処理<sup>27</sup>されることなく処分された量は、直接再生利用量が3千トン（0.0%）、直接最終処分量が202千トン（2.5%）となっています。

また、中間処理による減量化量は3,209千トン（40.4%）で、資源化量（有償物量、直接再生利用量、処理後再生利用量の合計）は4,326千トン（54.5%）、最終処分量（直接最終処分量、処理後最終処分量の合計）は406千トン（5.1%）となっています。



注1) < >は総排出量に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-2-12 総排出量及び処理量（平成30年度）

## ①排出状況

総排出量の推移は、図2-2-13のとおりです。平成12年度（2000年度）以降は減少傾向にありますか、平成30年度（2018年度）は平成25年度（2013年度）と比較して、ほぼ横ばいとなっています。

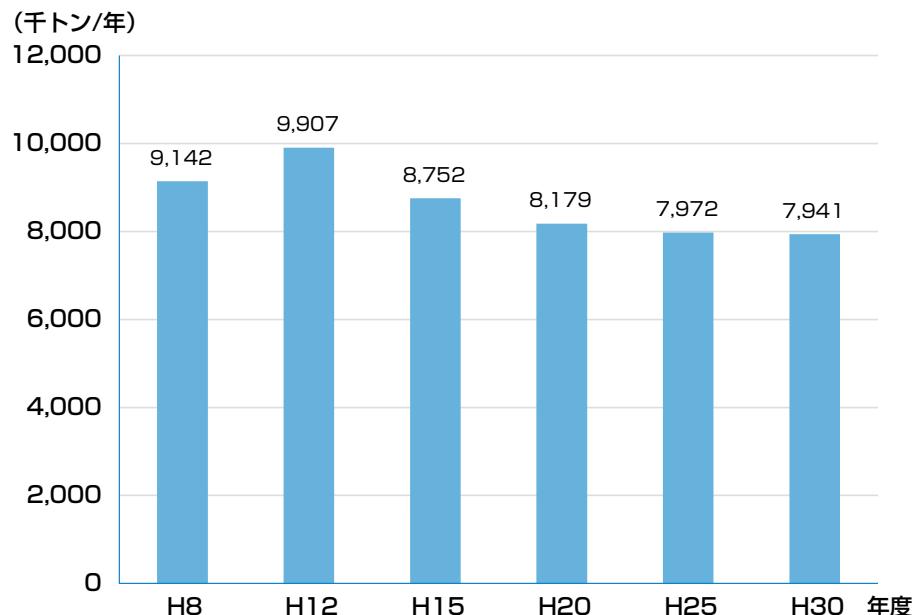


図2-2-13 総排出量の推移

## ○種類別の排出状況

平成30年度（2018年度）の種類別の排出割合は、図2-2-14のとおりです。汚泥が3,210千トン（40.4%）と最も多く、次いで、がれき類1,279千トン（16.1%）、ばいじん1,060千トン（13.3%）、鉱さい301千トン（3.8%）、金属くず290千トン（3.7%）、動物のふん尿283千トン（3.6%）、廃プラスチック類231千トン（2.9%）となり、これら7種類で全体の84%を占めています。

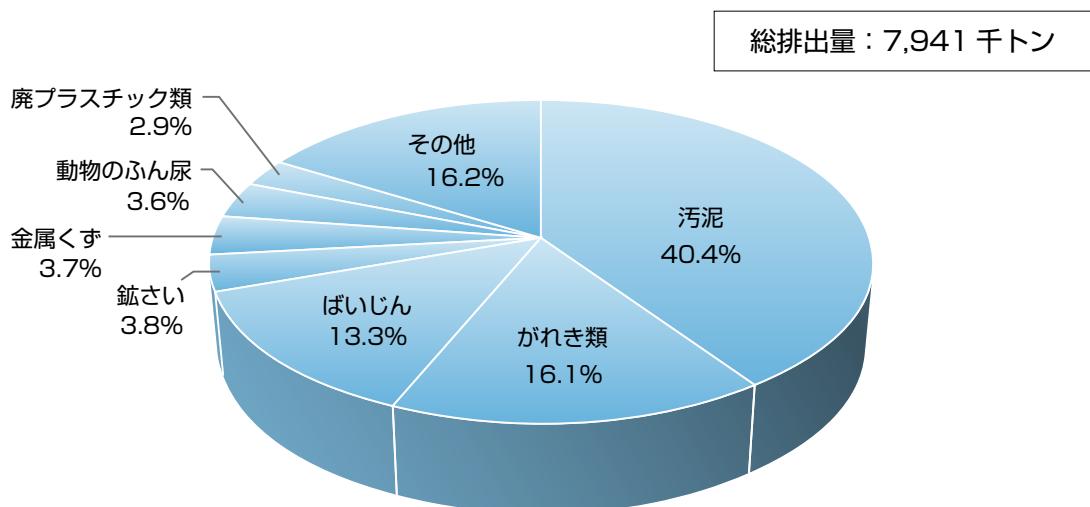


図2-2-14 種類別の排出割合 (平成30年度)

種類別の総排出量の推移は、表2-2-1のとおりです。平成30年度（2018年度）は平成25年度（2013年度）と比較して、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、がれき類、ばいじんは増加していますが、金属くずは大幅に減少し、また、動物のふん尿も減少幅が大きくなっています。

表2-2-1 種類別の総排出量の推移

(千トン／年)

廃棄物の種類	H15		H20		H25		H30	
	総排出量	構成比 (%)						
合計	8,752.0	100.0	8,178.5	100.0	7,972.4	100.0	7,941.0	100.0
燃え殻	369.1	4.2	258.8	3.2	170.4	2.1	207.8	2.6
汚泥	4,109.0	46.9	3,558.6	43.5	3,256.6	40.8	3,210.0	40.4
廃油	196.0	2.2	176.7	2.2	133.0	1.7	201.4	2.5
廃酸	190.0	2.2	88.8	1.1	151.2	1.9	157.7	2.0
廃アルカリ	167.5	1.9	126.1	1.5	116.3	1.5	173.8	2.2
廃プラスチック類	151.5	1.7	109.2	1.3	197.6	2.5	231.4	2.9
紙くず	17.7	0.2	12.6	0.2	9.5	0.1	22.1	0.3
木くず	275.4	3.1	255.3	3.1	143.0	1.8	225.2	2.8
繊維くず	1.8	0.0	1.0	0.0	1.7	0.0	1.6	0.0
動植物性残さ	31.7	0.4	36.9	0.5	38.0	0.5	40.7	0.5
動物系固形不要物	10.3	0.1	0.3	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	1.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0
金属くず	282.4	3.2	303.4	3.7	932.4	11.7	290.0	3.7
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	158.5	1.8	157.3	1.9	211.1	2.6	210.4	2.6
鉱さい	264.5	3.0	321.1	3.9	281.3	3.5	301.0	3.8
がれき類	1,440.4	16.5	1,318.2	16.1	1,016.1	12.7	1,279.4	16.1
ばいじん	508.3	5.8	893.7	10.9	883.6	11.1	1,060.1	13.3
動物のふん尿	528.4	6.0	473.5	5.8	386.8	4.9	283.0	3.6
動物の死体	0.8	0.0	0.5	0.0	1.0	0.0	2.1	0.0
その他産業廃棄物	47.2	0.5	85.9	1.1	40.5	0.5	43.2	0.5

### ○業種別の排出状況

平成30年度（2018年度）の業種別の排出割合は、図2-2-15のとおりです。製造業が3,998千トン（50.3%）と最も多く、総排出量の約半分を占め、次いで、電気・水道業1,830千トン（23.1%）、建設業の1,574千トン（19.8%）となり、これら3業種で全体の93%を占めています。

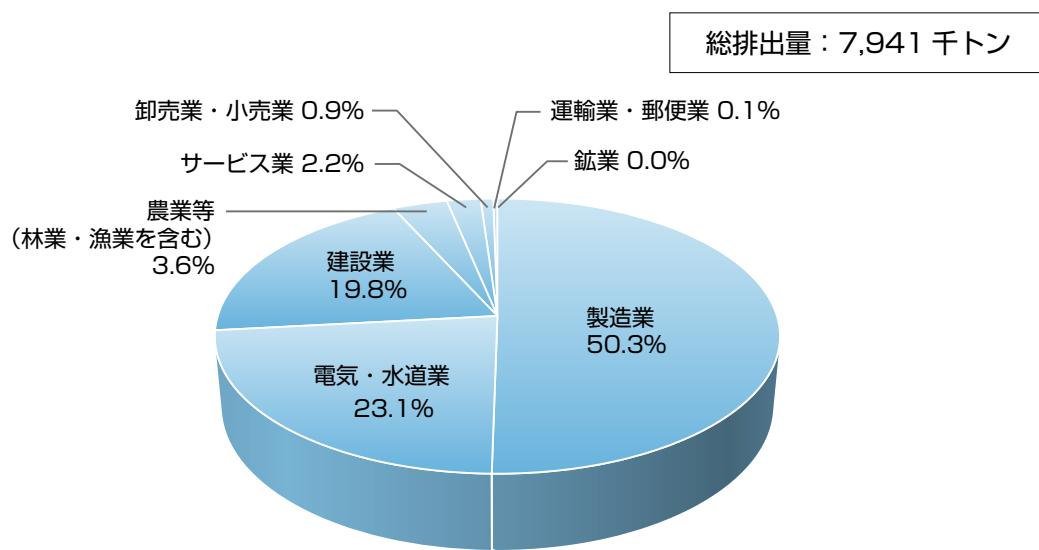


図2-2-15 業種別の排出割合（平成30年度）

表2-2-2 業種別の総排出量の推移

(千トン／年)

業種	H15		H20		H25		H30	
	総排出量	構成比 (%)						
合計	8,752.0	100.0	8,178.5	100.0	7,972.4	100.0	7,941.0	100.0
農業等（林業、漁業を含む）	530.0	6.1	474.5	5.8	388.3	4.9	286.8	3.6
鉱業	57.1	0.7	6.6	0.1	21.7	0.3	1.5	0.0
建設業	1,432.8	16.4	1,679.6	20.5	1,524.7	19.1	1,573.7	19.8
製造業	5,284.3	60.4	4,306.3	52.8	4,053.7	50.8	3,997.9	50.3
食料品	141.2	1.6	48.5	0.6	118.1	1.5	63.0	0.8
飲料・飼料	3.0	0.0	54.1	0.7	28.9	0.4	11.2	0.1
繊維	1.2	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	33.1	0.4
衣服	1.2	0.0	1.0	0.0	20.0	0.3	0.0	0.0
木材	160.8	1.8	29.0	0.4	14.4	0.2	80.3	1.0
家具	0.5	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0
パルプ・紙	762.3	8.7	613.5	7.5	369.7	4.6	467.8	5.9
印刷・同関連業	3.3	0.0	4.4	0.1	2.3	0.0	22.5	0.3
化学	2,703.4	30.9	2,093.8	25.6	1,567.9	19.7	1,814.7	22.9
石油・石炭	157.2	1.8	26.4	0.3	36.6	0.5	46.8	0.6
プラスチック	18.9	0.2	5.1	0.1	4.7	0.1	54.0	0.7
ゴム	18.0	0.2	8.9	0.1	35.6	0.4	9.7	0.1
皮革			0.8	0.0		0.0	0.0	0.0
窯業・土石	308.6	3.5	367.2	4.5	168.1	2.1	452.3	5.7
鉄鋼	662.0	7.6	702.2	8.6	691.4	8.7	788.1	9.9
非鉄金属	67.6	0.8	71.5	0.9	44.7	0.6	32.1	0.4
金属	88.4	1.0	65.0	0.8	32.7	0.4	19.7	0.2
一般機器	20.1	0.2	22.7	0.3	66.3	0.8	24.4	0.3
電気機器	68.6	0.8	22.4	0.3	0.9	0.0	0.8	0.0
情報通信機器			1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電子部品			32.1	0.4	104.6	1.3	12.7	0.2
輸送機器	97.6	1.1	131.7	1.6	743.4	9.3	62.0	0.8
精密機器	0.1	0.0	1.0	0.0	0.5	0.0	2.4	0.0
その他	0.4	0.0	0.6	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
電気・水道業	1,259.8	14.4	1,633.7	20.0	1,911.8	24.0	1,830.4	23.1
運輸業・郵便業	51.5	0.6	28.8	0.4	14.5	0.2	7.1	0.1
卸売業・小売業	75.4	0.9	28.6	0.3	14.5	0.2	69.5	0.9
サービス業等*	61.1	0.7	20.3	0.2	43.0	0.5	174.1	2.2

※) 情報通信業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業の合計

## ②処理状況

処理状況の推移は、図2-2-16のとおりです。平成20年度（2008年度）以降、減量化量、再生利用量は、ほぼ横ばいの状況になり、平成30年度（2018年度）の最終処分量は、平成25年度（2013年度）と比較して増加しています。

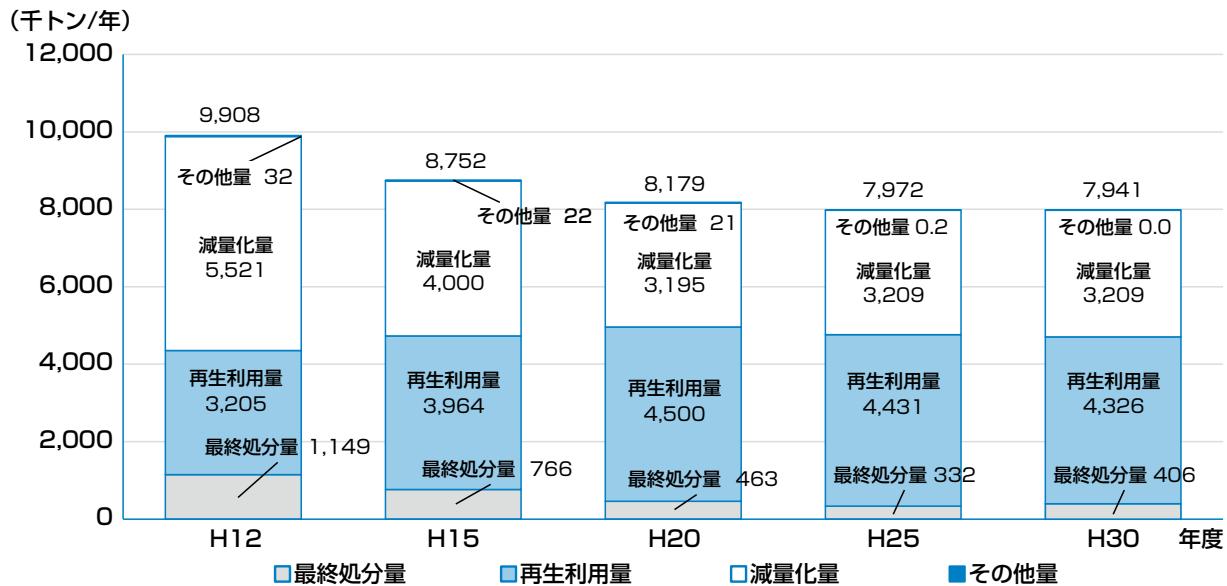


図2-2-16 処理状況の推移

## ○再生利用（リサイクル）の状況

再生利用量の推移は、図2-2-17のとおりです。平成30年度（2018年度）は平成25年度（2013年度）と比較して微減の4,326千トンであり、リサイクル率も微減の54.5%となっています。

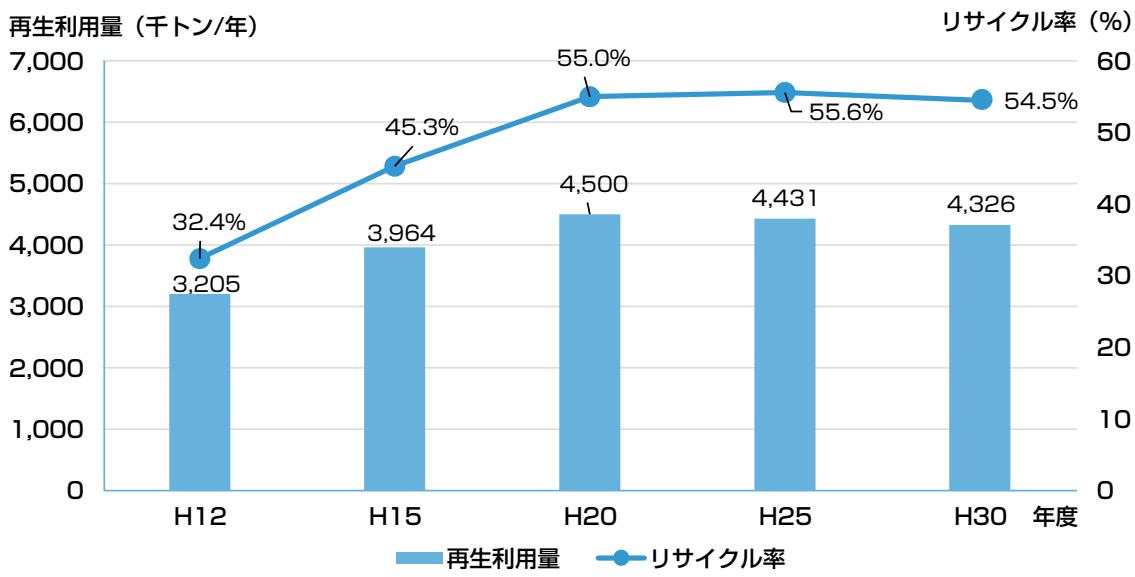


図2-2-17 再生利用量の推移

平成30年度（2018年度）の種類別の再生利用量及び割合は、図2-2-18のとおりです。がれき類が1,181千トン（27.3%）と最も多く、次いで、ばいじん1,002千トン（23.2%）、汚泥461千トン（10.7%）、金属くず288千トン（6.7%）、動物のふん尿283千トン（6.5%）となっています。

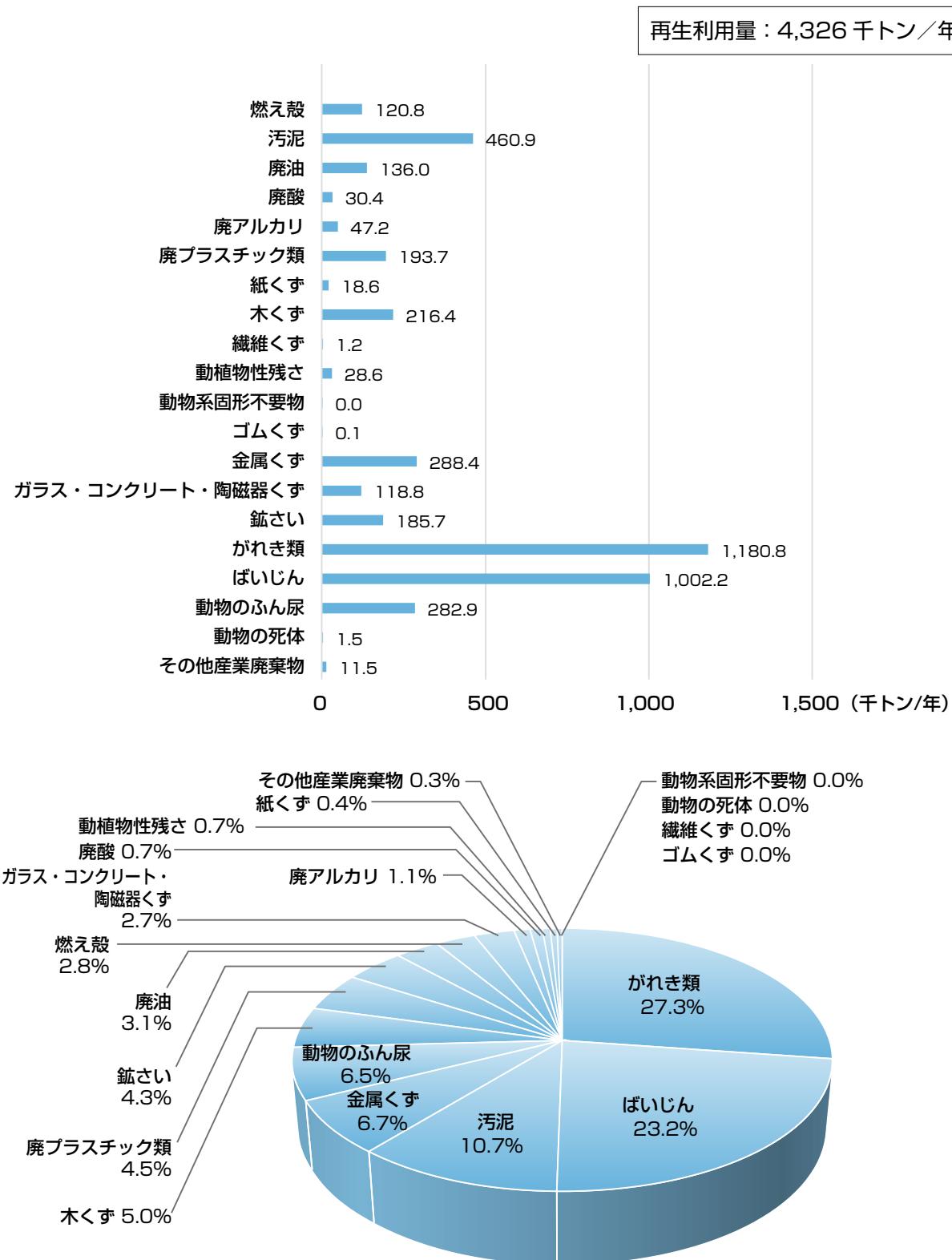


図2-2-18 種類別の再生利用量及び割合（平成30年度）

平成30年度（2018年度）の種類別の再生利用率（リサイクル率）は、図2-2-19のとおりです。リサイクル率が9割以上の高い品目は、動物系固体不要物（100.0%）、動物のふん尿（100.0%）、金属くず（99.5%）、木くず（96.1%）、ばいじん（94.5%）、がれき類（92.3%）となっており、一方、中間処理による減量化があるものの、リサイクル率の低い品目は、汚泥（14.4%）、廃酸（19.3%）となっています。

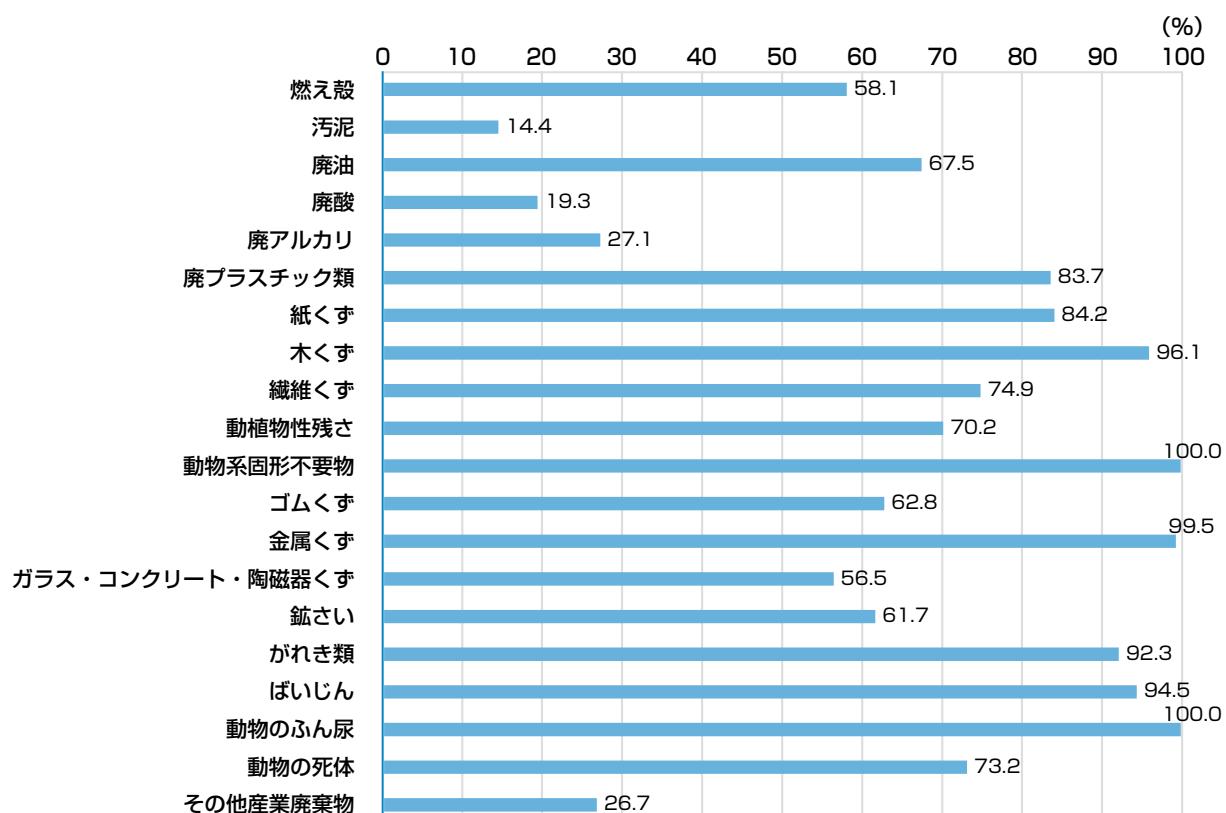


図2-2-19 種類別の再生利用率(リサイクル率) (平成30年度)

種類別の再生利用量の推移は、表2-2-3のとおりです。平成20年度（2008年度）から4,000千トン台を維持しています。種類別の構成比率には大きな変化はありませんが、がれき類、ばいじんの構成比率が高い傾向にあります。

表2-2-3 種類別の再生利用量の推移

(千トン／年)

廃棄物の種類	H12		H15		H20		H25		H30	
	再生利用量	構成比(%)								
合計	3,204.9	100	3,928.1	100	4,499.8	100	4,430.5	100	4,325.7	100.0
燃え殻	84.5	2.6	264.7	6.7	217.8	4.8	94.2	2.1	120.8	2.8
汚泥	398.7	12.4	588.2	15.0	596.5	13.3	546.0	12.3	460.9	10.7
木くず	42.6	1.3	225.4	5.7	230.9	5.1	125.8	2.8	216.4	5.0
金属くず	209.7	6.5	272.1	6.9	299.9	6.7	913.5	20.6	288.4	6.7
鉱さい	206.3	6.4	165.6	4.2	227.5	5.1	187.9	4.2	185.7	4.3
がれき類	766.6	23.9	1,026.3	26.1	1,215.9	27.0	927.6	20.9	1,180.8	27.3
ばいじん	281.9	8.8	465.9	11.9	865.1	19.2	856.0	19.3	1,002.2	23.2
動物のふん尿	601.0	18.8	450.3	11.5	455.4	10.1	385.2	8.7	282.9	6.5
上記以外の種類	613.6	19.1	469.6	12.0	390.8	8.7	394.4	8.9	587.7	13.6

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

平成30年度（2018年度）の用途別の再生利用割合は、図2-2-20のとおりです。セメント原材料への利用が1,592千トン（36.8%）と最も多く、次いで、再生骨材・路盤材1,267千トン（29.3%）、肥料又はその原料308千トン（7.1%）、土木・建設資材293千トン（6.8%）、鉄鋼原料277千トン（6.4%）となっています。

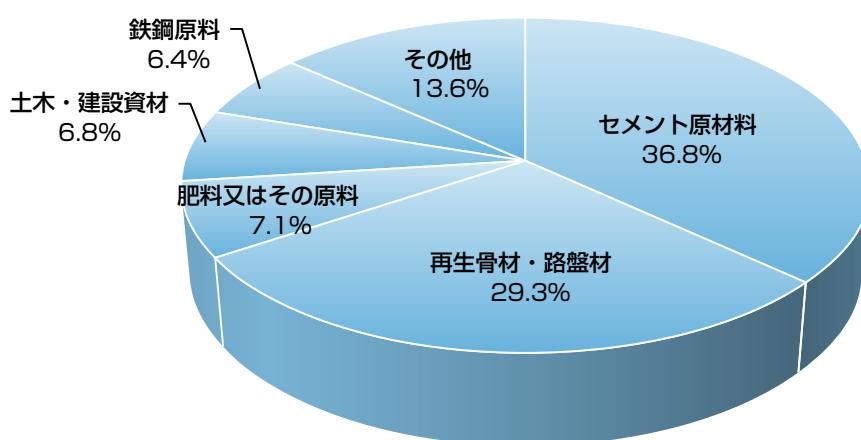


図2-2-20 用途別の再生利用割合（平成30年度）

## ○最終処分の状況

最終処分量の推移は、図2-2-21のとおりです。廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等により減少傾向にありますが、平成30年度（2018年度）の最終処分量は406千トンで最終処分率は5.1%となり、平成25年度（2013年度）と比較して増加しています。

平成30年度（2018年度）の最終処分量のうち、管理型産業廃棄物が204千トンを占め、平成25年度（2013年度）の135千トンから大きく増加しています。これは、再生利用が困難な管理型産業廃棄物の排出量が増加したためと考えられます。

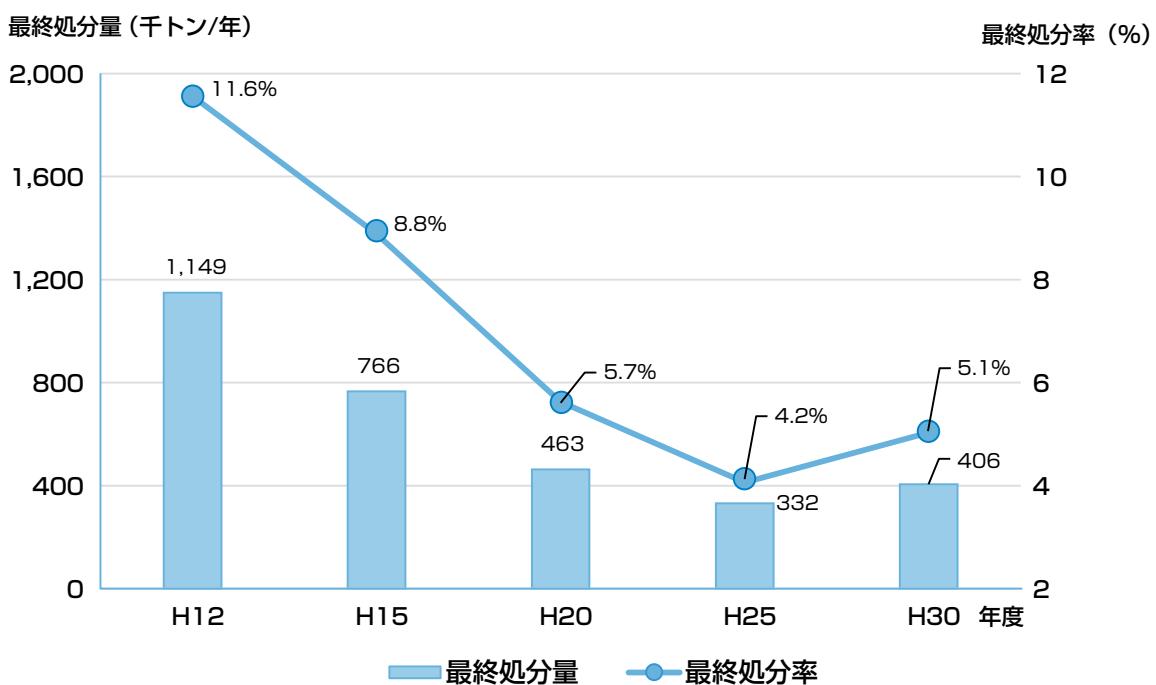
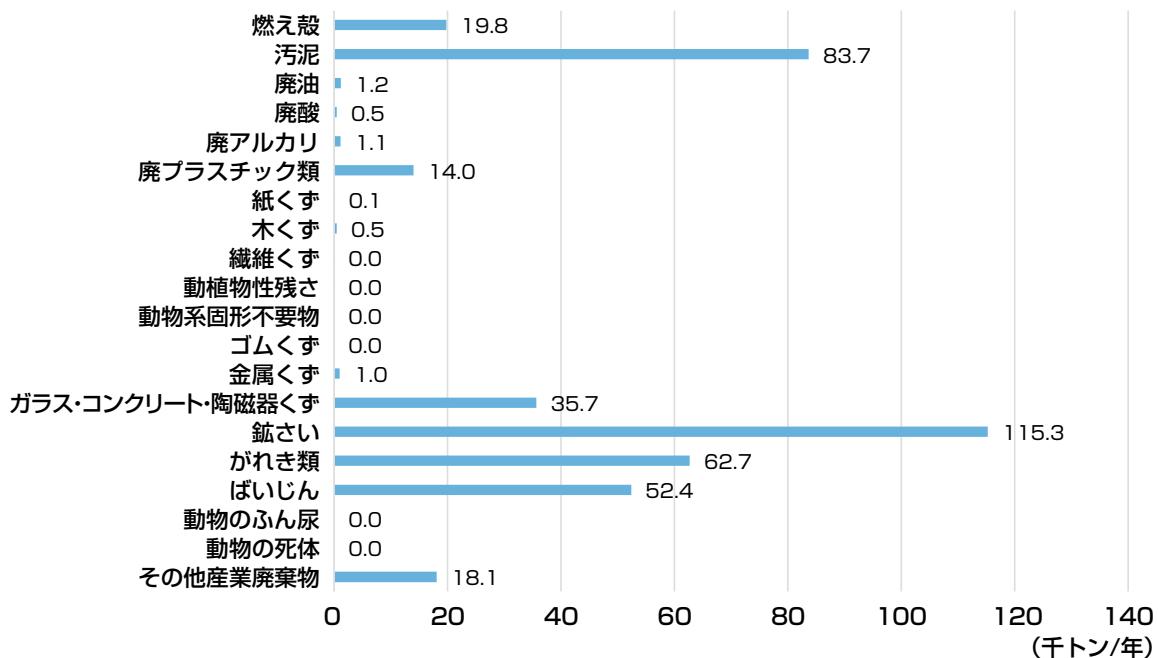
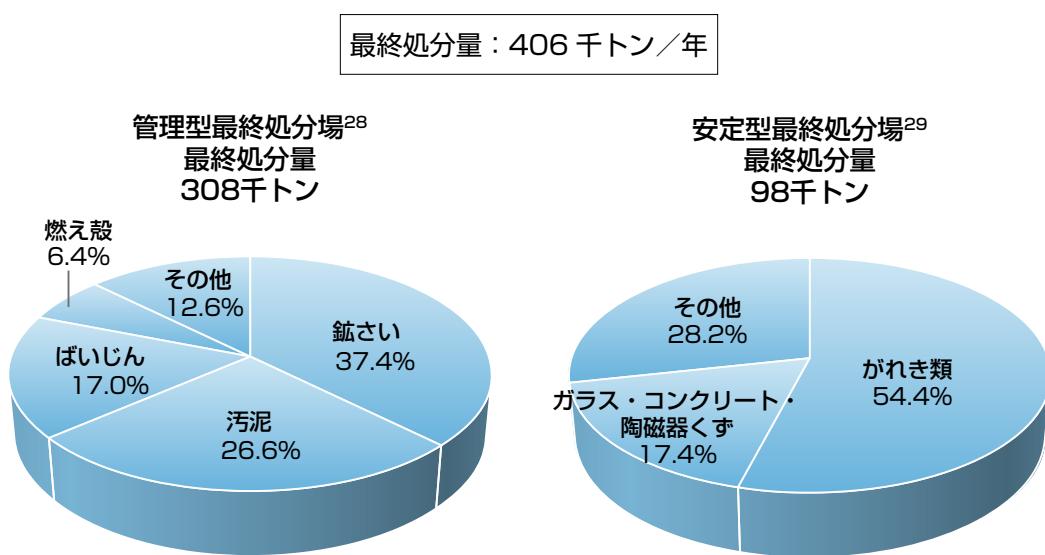


図2-2-21 最終処分量の推移

平成30年度（2018年度）の種類別の最終処分量及び割合は、図2-2-22のとおりです。最終処分量406千トンの内訳を種類別にみると、鉱さいが115千トン（管理型の37.4%）、汚泥84千トン（同26.6%）、がれき類63千トン（安定型の54.4%）、ばいじん52千トン（管理型の17.0%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず36千トン（管理型の6.1%と安定型の17.4%）となっています。



注) 図中の品目区分は、中間処理によって種類が変わっても排出時の種類で捉えている。例えば、廃油、廃酸、廃アルカリは排出時の種類で捉え、焼却処理等の中間処理後の残さの埋立処分（最終処分）量を示している。



注) 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

図2-2-22 種類別の最終処分量及び割合（平成30年度）

種類別の最終処分量の推移は、表2-2-4のとおりです。平成25年度（2013年度）と比較して、種類別では、鉱さい、汚泥、がれき類、ばいじん及び燃え殻は増加していますが、廃プラスチック類は減少しています。

表2-2-4 種類別の最終処分量の推移

(千トン／年)

廃棄物の種類	H12		H15		H20		H25		H30	
	処分量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)
合計	1,149.3	100	766.0	100	463.4	100	332.4	100	406.1	100
燃え殻	33.9	2.9	27.9	3.6	30.0	6.6	4.8	1.5	19.8	4.9
汚泥	339.0	29.5	146.5	19.1	122.7	26.5	73.7	22.2	83.7	20.6
廃油	0.0	0.0	4.7	0.6	0.0	0.0	2.5	0.8	1.2	0.3
廃酸	0.0	0.0	0.7	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1	0.5	0.1
廃アルカリ	0.0	0.0	10.3	1.3	0.0	0.0	1.3	0.4	1.1	0.3
廃プラスチック類	68.0	5.9	44.8	5.8	27.5	5.9	27.2	8.2	14.0	3.5
紙くず	15.1	1.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0
木くず	1.1	0.1	6.6	0.9	0.5	0.1	2.4	0.7	0.5	0.1
繊維くず	0.0	0.0	1.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
動植物性残さ	7.5	0.7	0.3	0.0	0.3	0.1	0.4	0.1	0.0	0.0
動物系固形不要物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.2	0.0	0.6	0.1	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	26.9	2.3	6.4	0.8	3.6	0.8	3.5	1.0	1.0	0.2
ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	56.5	4.9	20.2	2.6	35.7	7.7	35.1	10.6	35.7	8.8
鉱さい	49.5	4.3	98.0	12.8	77.6	16.8	82.3	24.8	115.3	28.4
がれき類	444.1	38.6	351.7	45.9	102.0	22.0	49.3	14.8	62.7	15.4
ばいじん	87.7	7.6	42.3	5.5	25.6	5.5	26.6	8.0	52.4	12.9
動物のふん尿	8.5	0.7	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他産業廃棄物	11.3	1.0	2.8	0.4	37.1	8.0	22.4	6.7	18.1	4.5

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (2) 特別管理産業廃棄物<sup>30</sup>処理の状況

平成30年度（2018年度）の総排出量及び処理量は、図2-2-23のとおりです。総排出量は223千トンで、このうち焼却・溶融や中和等の中間処理によって124千トン（55.3%）が減量化され、91千トン（40.6%）が有価金属回収等により再生利用され、9千トン（4.1%）が埋立等により最終処分されています。

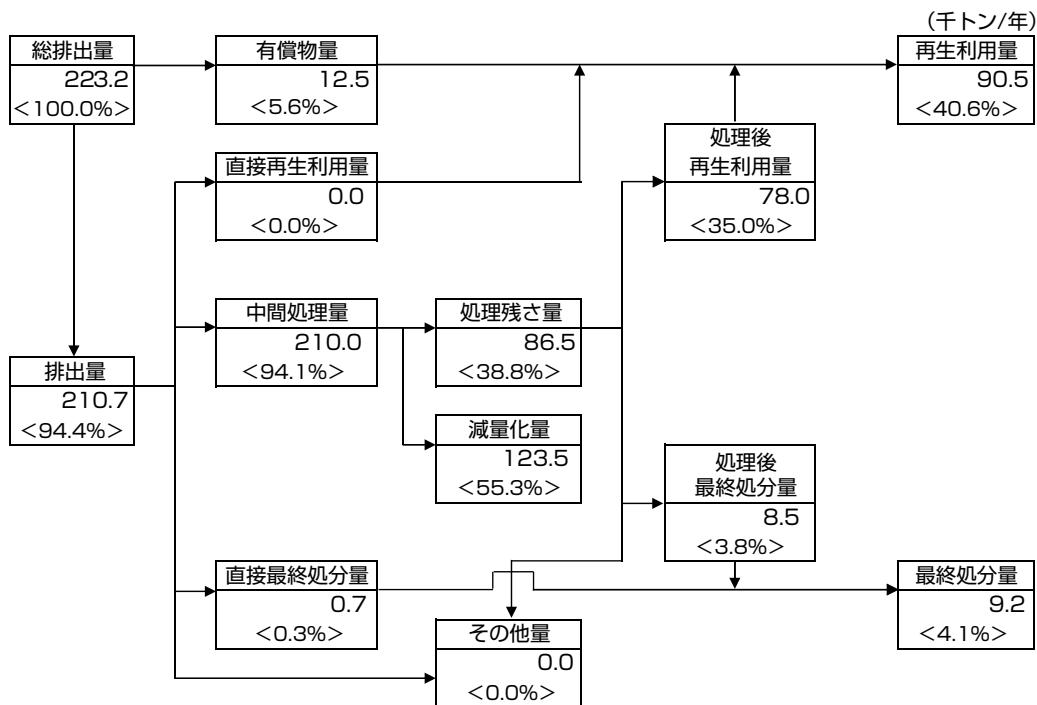


図2-2-23 総排出量及び処理量（平成30年度）

平成30年度（2018年度）の種類別の総排出量は図2-2-24のとおりです。腐食性廃酸が71千トンで最も多く、以下、特定有害廃油65千トン、引火性廃油19千トン等となっています。

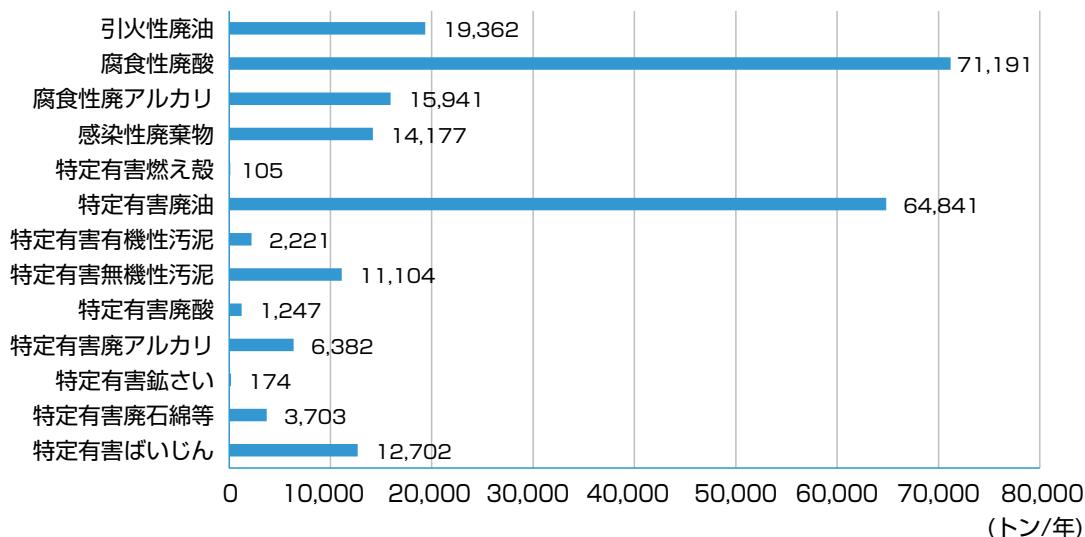


図2-2-24 種類別の総排出量（平成30年度）

また、業種別の総排出量は、図2-2-25のとおり、製造業が総排出量のほとんど（91.9%）を占めています。

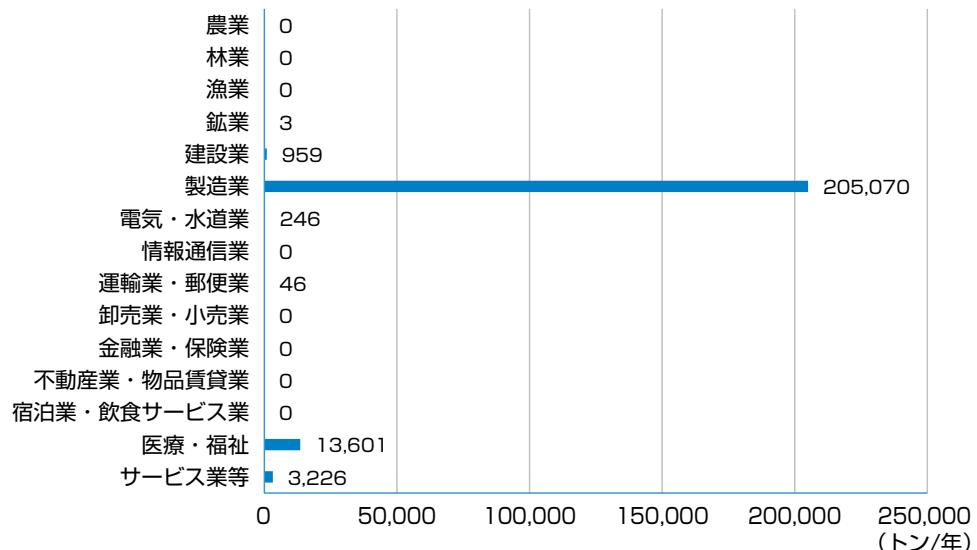


図2-2-25 業種別の総排出量(平成30年度)

### (3) 産業廃棄物の広域移動状況

県内で排出した産業廃棄物7,941千トンのうち、排出事業者自らが行った中間処理、再生利用及び保管等その他量を除く処理対象量（自己最終処分量+委託処理量）は3,818千トンです。処理対象量のうち、県内で処理された量は3,231千トン（85%）であり、県外へ搬出され処理された量は587千トン（15%）となっています。

#### ①地域別の処理状況

地域別の処理状況は、図2-2-26のとおりです。

排出地域内で処理される割合は、山口・防府地域が最も高く74.2%を占め、これに宇部・小野田地域の65.8%が続いています。また、県内他地域で処理される割合は、長門・萩地域が最も高く43.6%を占め、これに下関地域の41.2%が続いています。

県外処理の依存が高い地域は、周南地域（25.7%）、宇部・小野田地域（17.6%）、下関地域（17.2%）、東部地域（15.9%）となっています。

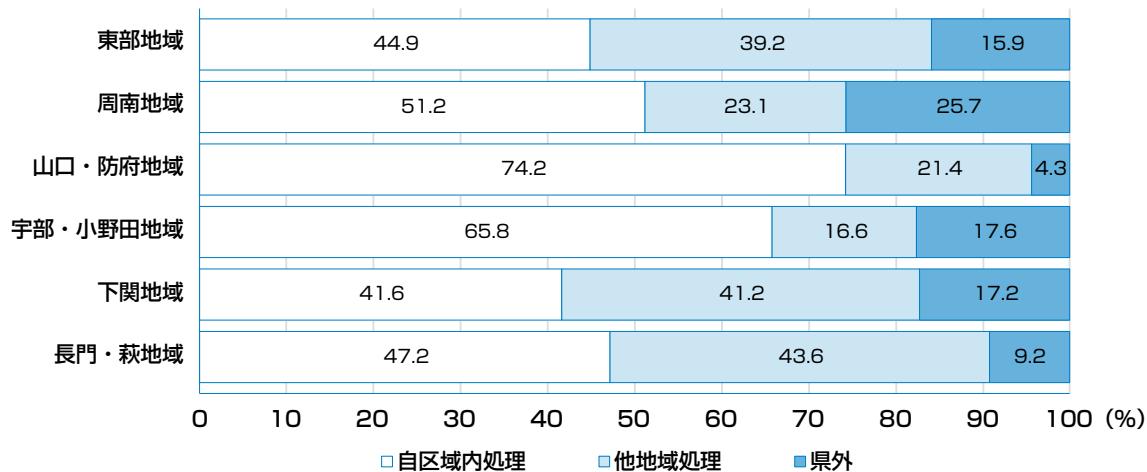


図2-2-26 地域別の処理状況

## ②県内から県外への搬出状況

県内から県外への搬出状況は、表2-2-5及び図2-2-27のとおりです。福岡県への搬出が377千トン（64.3%）で最も多く、以下、広島県75千トン（12.8%）、岡山県60千トン（10.2%）等となり、県外搬出の約8割が福岡県と広島県に集中しています。

種類別にみると、ばいじんが121千トン（20.6%）と最も多く、汚泥90千トン（15.3%）、鉱さい85千トン（14.5%）、廃アルカリ58千トン（9.9%）、廃油43千トン（7.4%）等となっています。

表2-2-5 県内から県外への搬出状況

区分	県外搬出量		
	項目	(千トン)	(%)
県別内訳	福岡県	377.2	64.3
	広島県	75.4	12.8
	岡山県	60.0	10.2
	長崎県	40.1	6.8
	大分県	16.4	2.8
	その他	18.0	3.1
種類別内訳	ばいじん	121.1	20.6
	汚泥	89.8	15.3
	鉱さい	85.2	14.5
	廃アルカリ	58.2	9.9
	廃油	43.3	7.4
	その他	189.4	32.3
処理内訳	中間処理	494.9	84.3
	最終処分	92.1	15.7
合計		587.0	100.0

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

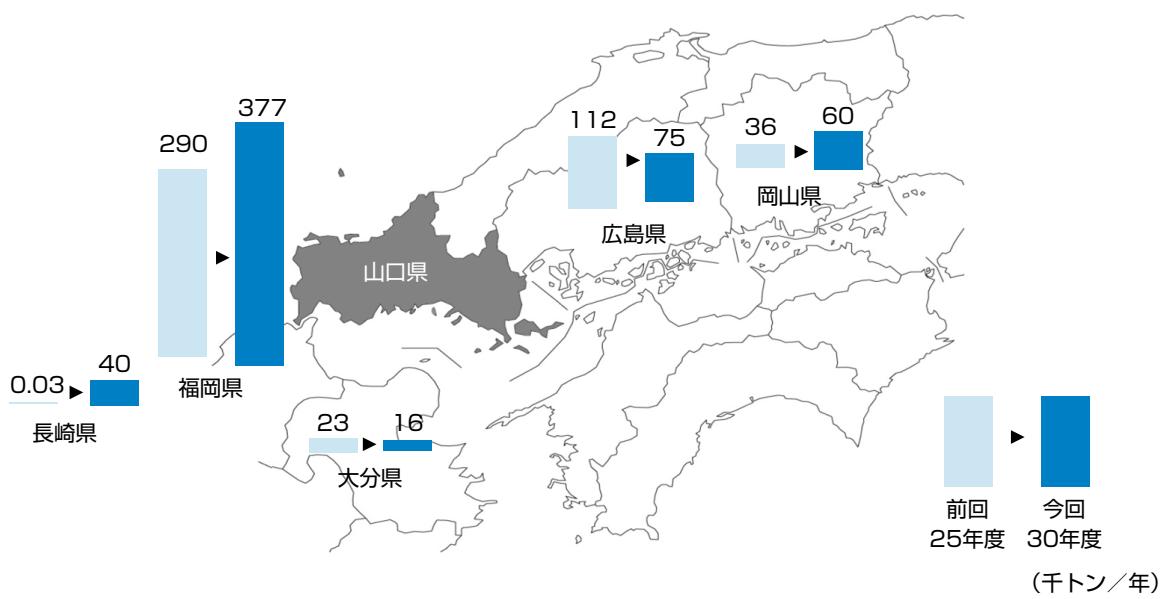


図2-2-27 県内から県外への搬出状況の推移

### ③県外から県内への搬入状況

県外から県内への搬入状況は、表2-2-6及び図2-2-28のとおりです。

県内搬入量の合計は1,752千トンとなっています。県別内訳では、広島県が438千トン（25.0%）と最も多く、次いで、福岡県185千トン（10.6%）、神奈川県147千トン（8.4%）、島根県126千トン（7.2%）、徳島県101千トン（5.8%）となっており、近県だけでなく、広範な地域から搬入されています。

種類別では、ばいじんが909千トン（51.9%）と最も多く、次いで、汚泥428千トン（24.4%）、廃プラスチック類126千トン（7.2%）、鉱さい110千トン（6.3%）となっており、これら4種類で県外から県内への搬入量の約9割を占めています。

表2-2-6 県外から県内への搬入状況

区分	県内搬入量		
	項目	(千トン／年)	(%)
県別内訳	広島	438	25.0
	福岡	185	10.6
	神奈川	147	8.4
	島根	126	7.2
	徳島	101	5.8
	その他	753	43.0
種類別内訳	ばいじん	909	51.9
	汚泥	428	24.4
	廃プラスチック類	126	7.2
	鉱さい	110	6.3
	燃え殻	72	4.1
	上記以外の種類	106	6.1
処理内訳	中間処理	1,745	99.6
	最終処分	6	0.3
合計		1,752	100

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(出典) 令和元年度 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書  
(広域移動状況編 平成30年度実績 統計表) 環境省環境再生・資源循環局 (令和2年3月)

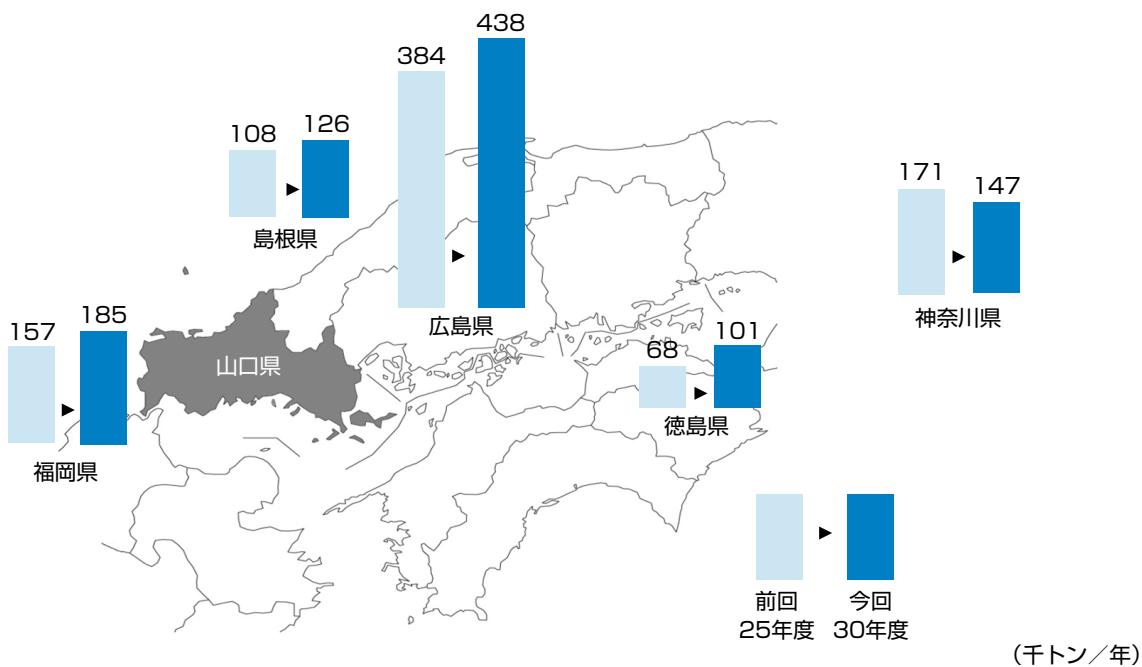


図2-2-28 県外から県内への搬入状況の推移

## 第3節 これまでの取組の評価と課題

### 1 第3次計画の進捗状況

#### (1) 目標の進捗状況

循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）の目標（全27項目）の進捗状況は、次のとおりです。現状（平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度））では、計画に掲げた27項目の目標のうち、10項目が達成又は達成見込み（○）、8項目が順調に推移（○）していますが、9項目については、更なる取組が必要（△）です。

#### ①一般廃棄物の減量に関する目標（4項目）

- 総排出量を510千トン以下とする。
- 再生利用率（リサイクル率）を35%以上とする。
- 最終処分量を27千トン以下とする。
- 1人1日当たりの家庭排出ごみ量を520グラム以下とする。

一般廃棄物の「総排出量」及び「最終処分量」は、目標を達成できる見込みです。

また、「1人1日当たりの家庭排出ごみ量」は減少傾向にあり、順調に推移しています。

一方、「リサイクル率（再生利用量）」や「減量化量」については更なる取組が必要です。

表2-3-1 一般廃棄物の減量に関する進捗状況（4項目）

区分	基 準 (H25)	現 状 (H30)	目 標 (R2)	進捗状況
総排出量 [千トン]	554	499	510	○
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	29.5 (163)	30.6 (153)	35 (179)	△
減量化量 [千トン]	345	321	304	
最終処分量 [千トン]	46	26	27	○
1人1日当たりの家庭排出ごみ量* [g／人・日]	556	527	520	○

※) 家庭から排出されるごみのうち、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算したものです。

## ②産業廃棄物の減量に関する目標（3項目）

- 総排出量を7,850千トン以下とする。
- 再生利用率（リサイクル率）を56%以上とする。
- 最終処分量を330千トン以下とする。

産業廃棄物の減量に係る目標は、全ての項目で更なる取組が必要です。

**表2-3-2 産業廃棄物の減量に関する進捗状況（3項目）**

区分	基 準 (H25)	現 状 (H30)	目 標 (R2)	進捗状況
総排出量 [千トン]	7,972	7,941	7,850	△
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	55.6 (4,431)	54.5 (4,326)	56 (4,396)	△
減量化量 [千トン]	3,209	3,209	3,124	
最終処分量 [千トン]	332	406	330	△

## ③県民・事業者・行政に係る目標（20項目）

### ○県民及び3R県民運動に係る目標（4項目）

県民及び3R県民運動に係る目標は、4項目を設定しており、「レジ袋辞退率」を除き、現在の進捗状況から目標を達成できる見込みです。

**表2-3-3 県民及び3R県民運動に係る進捗状況（4項目）**

区分	基 準 (H25)	現 状 (R元)	目 標 (R2)	進捗状況
1人1日当たりの家庭排出ごみ量* [g／人・日] (再掲)	556	527 (H30年度)	520	○
レジ袋辞退率 [%]	92.1	92.3	92.5	○
食品ロス取組協力店舗数 (やまぐち食べきり協力店 <sup>31)</sup> [店舗]	181	325	300	○
河川・海岸清掃活動参加人数 [人]	135,000	116,549	140,000	○*
環境学習 <sup>32</sup> 参加人数 [人]	54,139	74,581	66,000	○

※) 平成29年度の参加人数が142,663人と目標を達成したことから、進捗状況は○としています。

### ○事業者に係る目標（11項目）

事業者に係る目標は、11項目を設定しており、そのうち「建設廃棄物のリサイクル率」など4項目は、現在の進捗状況から目標を達成できる見込みで、「山口県認定リサイクル製品数（累計）」など3項目は、順調に推移しています。

一方、「優良産廃処理業者の認定割合」など4項目は、更なる取組が必要です。

表2-3-4 事業者に係る進捗状況（11項目）

区分	基 準 (H25)	現 状 (R元)	目 標 (R2)	進捗状況
優良産廃処理業者 <sup>33</sup> 認定割合 [%]	3	7.3	10	△
エコ・ファクトリー <sup>34</sup> 認定事業所数（累計） [事業所]	64	74	100	△
認定リサイクル製品 <sup>35</sup> 数（累計） [製品]	390	485	500	○
生ごみリサイクル量 [トン]	10,611	42,194 (H30年度)	45,000	○
建設廃棄物のリサイクル率 [%]	95.6 (H24年度)	96.9 (H30年度)	96	○
農業用使用済廃プラのリサイクル率 [%]	66	79	80	○
家畜排せつ物に由来する堆肥量 [千トン]	171 (H26年度)	162 (H30年度)	171	△
ISO14001 <sup>36</sup> ・EA21 <sup>37</sup> 認定取得事業所数 [事業所]	336	284	400	△
森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材） [トン]	35,483	54,560	55,000	○*
バイオマス（発電）の導入 [kW]	83,791	104,032	100,000	○
バイオマス（熱利用）の導入 [件]	113	150	148	○

※) 平成30年度の利用量が61,587トンと目標を達成したことから、進捗状況は○としています。

#### ○行政（県・市町）に係る目標（5項目）

行政（県・市町）に係る目標は、5項目を設定しており、そのうち「ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率」は、目標を達成できる見込みです。また、「容器包装廃棄物の分別収集回収率」など3項目は、順調に推移しています。

一方、「県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率」は、更なる取組が必要です。

表2-3-5 行政（県・市町）に係る進捗状況（5項目）

区分	基 準 (H25)	現 状 (R元)	目 標 (R2)	進捗状況
容器包装廃棄物の分別収集回収率 [%]	30.8	38.6	41.7	○
ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率 [%]	59	80 (H30年度)	80	○
県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率 [%]	74	73.1	75以上	△
県庁におけるグリーン製品 <sup>38</sup> の調達割合 [%]	97.0	92.4	グリーン購入ガイド <sup>39</sup> による調達	○
災害廃棄物処理計画 <sup>40</sup> の策定市町数	2市	12市町	19市町	○

## (2) 重点プロジェクトの進捗状況【6項目】

重点プロジェクトを関連する目標の進捗状況からみると、多くの重点プロジェクトは、順調に進捗しており「達成」となっていますが、産業廃棄物関連のプロジェクトについては、更なる取組が必要です。

表2-3-6 第3次計画の重点プロジェクトの計画概要：その1

	主な取組や推進の方向性	主な数値目標と進捗状況
県民総参加による3Rの推進	□ごみ減量化キャンペーンの展開  ■全県的な展開、県民総参加の機運醸成 ■生産、流通、消費、廃棄の各段階における3R実践活動、取組が遅れている2Rの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物総排出量 510千トン ○</li> <li>・一般廃棄物リサイクル率 35% △</li> <li>・一般廃棄物最終処分量 27千トン ○</li> <li>・家庭排出ごみ量 520g／人・日 ○</li> <li>・レジ袋辞退率 92.5% ○</li> <li>・食品ロス取組協力店（やまぐち 食べきり協力店）店舗数 300店舗 ○</li> <li>・環境学習参加人数 66,000人 ○</li> <li>・生ごみリサイクル量 45,000トン ○</li> <li>・容器包装廃棄物分別収集回収率 41.7% ○</li> <li>・ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率 80% ○</li> </ul>
	□多様な分野での3R県民運動のさらなる展開  ■「マイバッグ持参運動」、レジ袋等容器包装の削減 ■「やまぐち食べっちょる運動」等、食品ロスの削減 ■家具や衣類等のリユース・リサイクルの促進 ■使用済小型家電等の回収・資源化の促進 ■地球温暖化対策に配慮した3R県民運動の推進 ■3Rに関する環境学習・環境教育 <sup>41</sup> の促進	
資源循環型産業の育成支援	□資源循環型産業の育成支援  ■産学公民連携 <sup>42</sup> による廃棄物の3R事業化に係る技術、施設・設備の開発・研究支援 ■環境に配慮した施設整備の導入支援 ■エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定拡大 ■公共工事等におけるリサイクル製品利用拡大 ■「やまぐちエコ市場」の活用、県内外への事業展開促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物総排出量 7,850千トン △</li> <li>・産業廃棄物リサイクル率 56% △</li> <li>・産業廃棄物最終処分量 330千トン △</li> <li>・エコ・ファクトリー認定事業所 数（累計） 100事業所 △</li> <li>・認定リサイクル製品数（累計） 500製品 ○</li> <li>・生ごみリサイクル量 45,000トン ○</li> <li>・建設廃棄物のリサイクル率 96% ○</li> <li>・森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材） 55,000トン ○</li> <li>・バイオマス（発電）の導入 100,000kW ○</li> <li>・バイオマス（熱利用）の導入 148件 ○</li> </ul>
	□産業特性を活用した3R等の促進  ■県内の産業（セメント、製鋼、先端技術等）特性を活用して低炭素社会等と統合した持続可能な循環型社会の構築に向けた取組促進〔廃棄物のセメント原燃料化、使用済小型家電リサイクル、バイオマスの利活用、使用済製品（生コン骨材や次世代自動車の蓄電池等）リユース〕	
廃棄物の適正処理の推進	□産業廃棄物排出事業者責任 <sup>43</sup> の徹底  ■フォーラム等の実施により、産業廃棄物排出事業者のコンプライアンス <sup>44</sup> の確保・強化を図り、自らの処理責任を徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物総排出量 7,850千トン △</li> <li>・産業廃棄物リサイクル率 56% △</li> <li>・産業廃棄物最終処分量 330千トン △</li> <li>・優良産廃処理業者認定割合 10% △</li> <li>・県内のISO14001・EA21認定取得事業所数 400事業所 △</li> </ul>
	□有害廃棄物の適正処理の促進  ■PCB含有機器に関する調査や分析費用補助により、PCB該当機器の特定に向けた措置等を実施によるPCB廃棄物 <sup>45</sup> 等有害廃棄物の適正処理を推進	
	□優良産廃処理業者の育成支援  ■優良産廃処理業者認定の取得支援、PR等による活用促進、認定業者に対する優遇措置（人材確保・育成等に関する支援）の実施	
	□公共関与による広域処理体制の推進  ■公共関与と広域最終処分場における産業廃棄物の安定的受入体制確保、公共関与による後継処分場の整備検討	

表2-3-7 第3次計画の重点プロジェクトの計画概要：その2

		主な取組や推進の方向性	主な数値目標と進捗状況
46 海洋ごみ対策の充実強化	□多様な主体による回収処理対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■海岸管理者や市町、民間団体、ボランティア等が互いに連携し、漂着ごみの回収処理を促進</li> <li>■港湾管理者や漁業者等が互いに連携した海底・漂流ごみ回収処理の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・海岸清掃活動参加者数 140,000人 ○</li> <li>・環境学習参加人数 66,000人 ○</li> </ul>
	□効果的な発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日韓8県市道による漂着ごみの一斉清掃期間を設定した発生抑制等の促進</li> <li>■漂着物調査等による海洋ごみに関する環境学習の機会の創出</li> <li>■水産振興や地域活性化等も見据えた幅広い視点による普及啓発</li> </ul>	
	□推進体制の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山口県海岸漂着物対策推進協議会<sup>47</sup>を中心とした情報共有と実践活動の展開</li> </ul>	
地域特性を活かした資源循環の形成	□森林バイオマス <sup>48</sup> の活用による地域循環圏 <sup>49</sup> の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町や事業者と連携した木材や竹等森林バイオマスの利用に係るコストや技術面の各種課題の克服、地域のエネルギー・システムの定着</li> <li>■県民、事業者、市町と連携・協働した人と自然との共生等へ配慮した里地里山等の利用・管理によって生じる未利用資源の利用促進</li> <li>■各事業所の特性を活かしたエネルギー・システムによるバイオマスの利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみリサイクル量 45,000トン ○</li> <li>・農業用使用済廃プラのリサイクル率 80% ○</li> <li>・家畜排せつ物に由来する堆肥 171千トン △</li> <li>・森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材） 55,000トン ○</li> <li>・バイオマス（発電）の導入 100,000kW ○</li> <li>・バイオマス（熱利用）の導入 148件 ○</li> </ul>
	□未利用資源等の地域内利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家庭や事業所から排出される生ごみの工場堆肥化及び飼料化の一層の拡大促進</li> <li>■未利用資源のエネルギー利用等、各主体の連携・協働による地域内利用の促進</li> </ul>	
災害廃棄物処理体制の大規模災害に対応した整備	□山口県災害廃棄物処理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国が定めた「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、県・市町の関連計画等と整合を図った県災害廃棄物処理計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定市 19市町町数 ○</li> </ul>
	□市町災害廃棄物処理計画の策定促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町の計画策定に必要な情報提供等による市町災害廃棄物処理計画の策定の支援</li> </ul>	
	□広域的な処理体制の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町間や関係団体との協定締結に向けた調整などによる広域的な処理体制の整備支援</li> </ul>	

○達成又は達成見込み ○順調に推移 △更なる取組が必要

## 2 取組に関する課題

### (1) これまでの取組の課題

#### ①一般廃棄物

##### ○発生・排出抑制（リデュース）

ごみの総排出量は減少傾向にあり、第3次計画の目標は達成しています。また、図2-3-1のとおり、1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、平成30年度（2018年度）は527グラムと、全国平均506グラムに対して21グラム、第3次計画の目標520グラムに対して7グラム上回った状態で推移しています。

また、県内ブロック別1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、ブロックにより差が生じており、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

全県をあげた多様な分野で3R県民運動を一層活性化することにより、「もったいないのこころ」を県民に浸透させ、廃棄物の新たな発生・排出抑制、再使用（リユース）の取組を展開していく必要があります。

本県では、平成21年（2009年）4月から食品スーパー等でのレジ袋の無料配布を中止し、レジ袋辞退率は9割を超えていたりする状況にあります。令和2年（2020年）7月に開始されたレジ袋の有料化を契機として、県民にマイバック持参等のライフスタイルのより一層の変革を促し、ワンウェイプラスチック<sup>50</sup>の使用抑制を図るとともに、食品ロスの削減や資源ごみ<sup>51</sup>の分別排出の徹底（特に容器包装ごみ）を強力に展開していく必要があります。

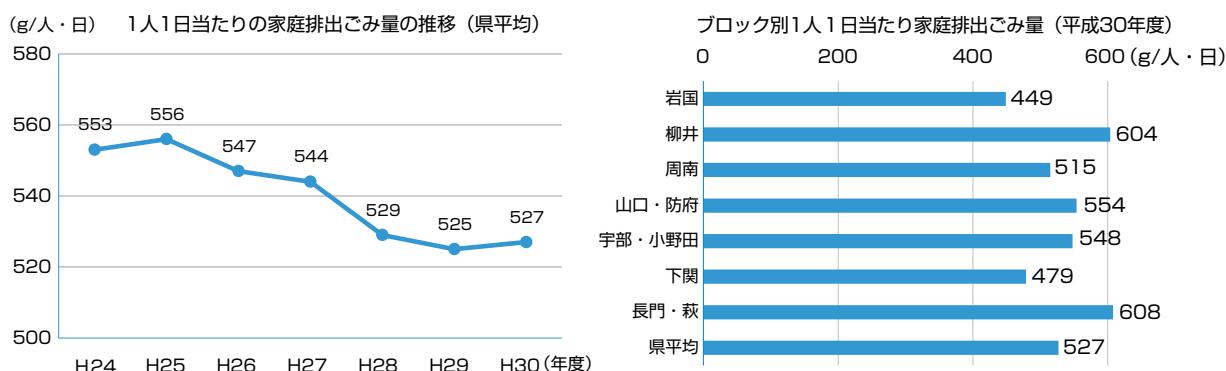


図2-3-1 1人1日当たりの家庭排出ごみ量

#### ○リサイクルの推進

ごみのリサイクル率は、平成30年度（2018年度）は30.6%であり、第3次計画に掲げた目標値（35%）まで約4ポイントの差がありますが、市町・一部事務組合のごみ焼却施設から排出される焼却灰等のセメント原料化の取組を進めてきたことで、全国トップクラスのリサイクル率を維持しています。（平成30年度（2018年度）の30.6%は全国1位）

ブロック別のリサイクル率の推移は、図2-3-2のとおりで、地域差が大きいことから、リサイクル率の低い地域での取組を促進する必要があります。

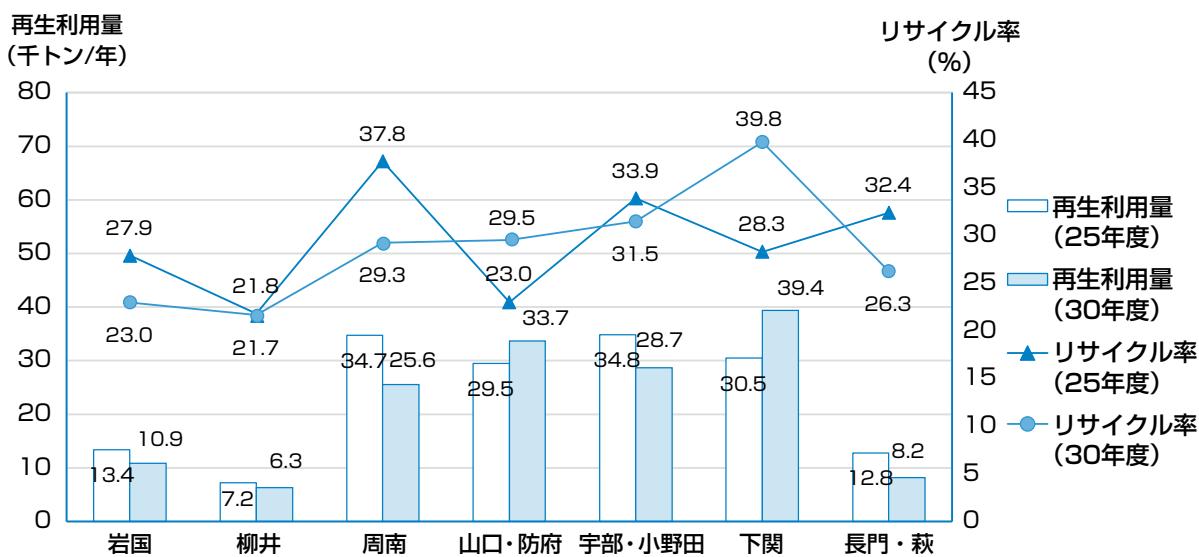
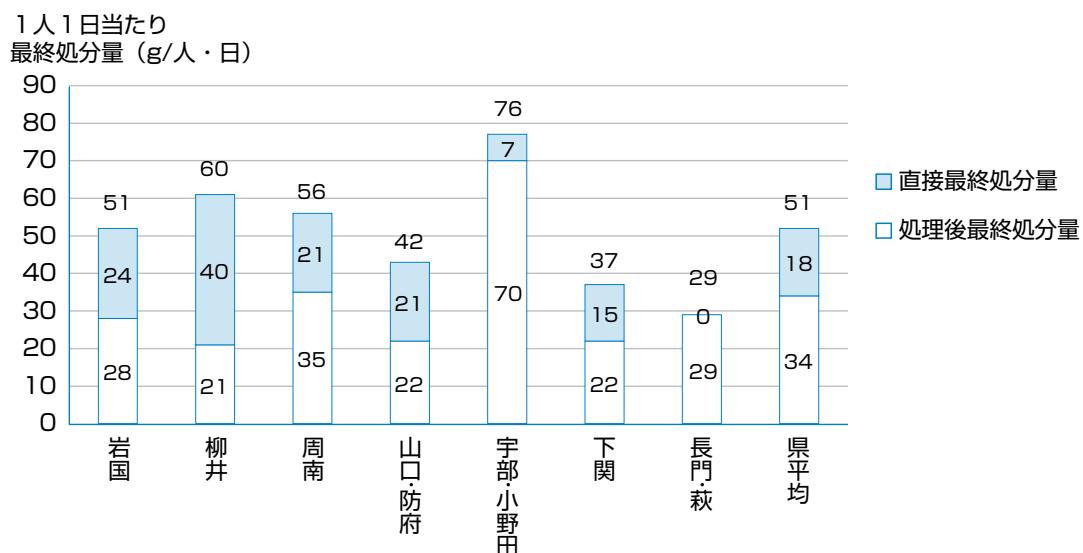


図2-3-2 ごみのブロック別のリサイクル率(再掲)

### ○最終処分量の削減

ごみの発生・排出抑制や減量化、リサイクルへの取組の推進により、最終処分量は減少傾向にあり、第3次計画の目標は達成見込みです。

また、ブロック別及び県平均での1人1日当たりの最終処分量は、図2-3-3のとおりです。県平均でみると、平成30年度（2018年度）は51グラムであり、平成25年度（2013年度）の87グラムに比べて約40%減少しています。ブロック別でみると、処理後最終処分量は、地域差が大きいことから、地域（市町）の実情に応じた資源化施設の運用見直しや発生・排出抑制等の取組などにより、最終処分量の削減を図る必要があります。



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-3-3 ごみのブロック別1人1日当たりの最終処分量(平成30年度)

## ②産業廃棄物

### ○発生・排出抑制（リデュース）

総排出量は減少傾向にあるものの、平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、ほぼ横ばいであり、更なる取組が必要です。

産業廃棄物の発生・排出抑制は、排出事業者責任により自主的に取り組むべきものですが、景気の動向など経済的な影響も少なくないことから、今後も動向を注視する必要があります。

### ○リサイクルの推進

平成20年度（2008年度）以降、リサイクル率は55%前後を維持していますが、更なる取組が必要です。汚泥や鉱さいなど、廃棄物の種類によっては、再生利用されずに最終処分される割合が高いものがあり、事業者、優良産廃処理業者等による循環的利用の取組を一層推進していく必要があります。

### ○最終処分量の削減

最終処分量は減少傾向にありましたが、平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると増加に転じており、更なる取組が必要です。

鉱さい、汚泥、がれき類など最終処分量が多い廃棄物については、発生・排出抑制、循環的利用を促進し、最終処分量を削減していく必要があります。

産業廃棄物の処分先別の最終処分状況は、表2-3-8のとおりです。平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、管理型産業廃棄物の県内処分量が増加しています。これは、再生利用が困難な管理型産業廃棄物の排出量が増加したためと考えられます。

表2-3-8 産業廃棄物の処分先別の最終処分状況

(千トン／年)

	管理型最終処分場		安定型最終処分場		計	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30
小計	228(100%)	308(100%)	105(100%)	98(100%)	332(100%)	406(100%)
県内処分	135(59%)	204(66%)	87(83%)	93(95%)	222(67%)	297(73%)
県外処分	93(41%)	105(34%)	18(83%)	5(5%)	111(33%)	109(27%)

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### ○廃棄物処理における3Rや排出事業者責任の徹底

産業廃棄物の総排出量は減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいになっており、産業廃棄物処理における3R（排出抑制・再使用・再生利用）を引き続き進めていくことが必要です。

また、排出事業者の法令遵守（コンプライアンス）はもとより、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理を徹底するとともに、廃棄物の3Rの推進や拡大生産者責任<sup>52</sup>に基づく環境配慮設計<sup>53</sup>など事業者による取組もより推進していくことが求められます。

### ○PCB廃棄物の適正処理

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)により、県内のPCB含有変圧器及びコンデンサー等の低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和8年度(2026年度)末までと定められており、「山口県PCB廃棄物処理計画<sup>54</sup>」(令和2年(2020年)3月改定)に基づき、処分期間内の適正処理に向けて対策を進めていく必要があります。

また、PCB廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB特措法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、引き続き監視・指導を行う必要があります。

### ○優良産廃処理業者の育成支援

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアしている優れた能力及び実績がある処理業者を県が認定する制度ですが、本県の優良産廃処理業者認定割合は7.3%（令和元年度(2019年度)）にとどまっています。

このため、優良産廃処理業者認定の取得支援やPR等による認定制度の活用促進、認定事業者への優遇措置の拡充（人材確保・育成等に関する支援）などにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図っていく必要があります。

### ③重点プロジェクト

第3次計画に掲げた6つの重点プロジェクトは、順調に事業展開されていますが、以下のように課題もあるため、引き続き県内における循環型社会づくりの推進事業として、取組を継続していく必要があります。

### ○県民総参加による3Rの推進

一般廃棄物のリサイクル率は、全国トップクラスを維持しているものの、近年、横ばいで目標を達成していないことや、1人1日当たりの家庭排出ごみ量が全国平均を上回ることなどの課題があります。また、新たに廃石膏ボードのリサイクルの事業化やリユースタイヤの生産施設の設置等、3R施設の能力増強などの成果が得られていますが、近年、産業廃棄物の総排出量及びリサイクル率は横ばいであり、最終処分量が増加しているなどの課題があります。

### ○資源循環型産業の育成支援

エコ・ファクトリー認定事業者数やリサイクル製品認定数が目標を達成していないことや、産業廃棄物の総排出量や最終処分量が増加していることなどの課題があります。

### ○廃棄物の適正処理の推進

優良産廃処理業者認定割合等が目標を達成しておらず、更なる取組が必要です。

また、引き続き県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、公共関与による広域最終処分場の整備に向けた検討が必要です。

### ○海洋ごみ対策の充実強化

プラスチックごみ問題が注目され、その対策の必要性が高まっていることから、海岸漂着物処理推進法の改正等の国の動向を踏まえ、山口県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づく取組を実践していくことが重要です。

### ○地域特性を活かした資源循環の形成

地球温暖化対策にも貢献するバイオマスのエネルギー利用を更に促進する必要があります。また、家畜排せつ物に由来する堆肥量など、未利用資源の利活用が進んでいない面があり、課題があります。

### ○大規模災害に対応した災害廃棄物処理体制の整備

災害経験のない市町での災害廃棄物処理対策が重要であることから、国による研修等を通じた対応訓練の実施等、実効性の確保に向けた取組を展開していく必要があります。

## (2) 新たな課題

### ①プラスチック資源循環戦略を踏まえた取組

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている素材ですが、廃プラスチックが有効利用される割合は低く、海洋プラスチックごみ等による環境汚染が世界的課題となっており、国はプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として「プラスチック資源循環戦略」(令和元年（2019年）5月)を策定したところです。

本県においても、

- ・買い物の際のマイバッグ持参の徹底や、ワンウェイの容器包装の削減等による排出の抑制（リデュースの徹底）
- ・プラスチック製品のできるだけ長い使用や、使用後の徹底した分別回収による循環利用（効果的・効率的で持続可能なりサイクル）

などに取り組み、海洋ごみ対策とも連動しながら、より一層のプラスチックの資源循環を促進することが必要になっています。

また、同時に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、衛生目的を中心にプラスチックの果たす役割が再認識されていることも踏まえた対応を進める必要があります。

### ②次世代を担う資源循環型産業の強化

廃棄物の3Rや低炭素化などによる持続可能な資源循環型産業の育成の強化、廃棄物等を地域内で再資源化する地域循環圏の構築への支援強化など、循環型社会形成に取り組む中で、県内の企業、大学・研究機関などが持つ技術力を活かした付加価値の高い資源循環モデルの創出が求められています。

### ③食品ロス削減への取組

県内で発生している食品由来の廃棄物等は、平成29年度（2017年度）実績によると、年間約28万トン、このうち約6.7万トンが、まだ食べられるのに捨てられる食品ロスと推計されています。

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、食品ロスの削減に向けた全県的な取組を推進することが必要です。

### ④海洋ごみの発生抑制から回収・処理までの一体的な取組

全国有数の海岸線を有する本県は、プラスチックごみが多くを占める海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）による環境や景観及び漁業等への影響も顕在化しつつあります。

今後も、国の支援制度などを活用しつつ、県民、関係団体、海岸管理者、行政機関の各主体が連携・協働し、海洋ごみの実態把握や発生抑制から回収・処理までの一体的な対策に取り組む必要があります。

### ⑤人口減少・高齢化社会の到来に伴う廃棄物の排出や処理に係る影響

本県では、これまで経験したことのない人口減少・高齢化が進行しつつあります。高齢化の進展、過疎化などにより、廃棄物の適正処理の担い手の不足や、ごみ出しが困難となる高齢者の増加など、ごみを巡る様々な問題が増えていくことが懸念されます。

こうした中、AI<sup>55</sup>やIoT<sup>56</sup>の活用による適正処理工程の導入や、社会構造の変化に応じた処理システムの構築など、新たな対応を検討する必要があります。

### ⑥新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるごみ処理への影響

令和2年（2020年）3月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛が長引き、飲食店からのテイクアウトやデリバリー（配達）が増えたこと等により、家庭からのごみ総排出量が、前年同期と比べて上回るなど、新しい生活様式のもとでのごみ処理への対応が求められます。

また、エッセンシャルワーカー<sup>57</sup>である廃棄物処理業者等にとっても従業員の感染など事業を継続するうえでのリスクが懸念されることから、非接触型の収集運搬・処分を進める技術開発等の推進や、廃棄物処理業者等で感染者が発生した場合であっても、事業活動を継続できる体制づくりなど、必要な対策を検討する必要があります。

# 第3章 基本方針・目標

## 第1節 基本方針

### 1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方

県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働して取組を進める「自助」「共助」「公助」の視点に基づいて、循環型社会の形成を推進することを基本とします。

また、「やまぐち維新プラン」に基づき、「次世代を担う資源循環型産業の強化」と「循環型社会づくりの推進」について、次に示す4つの柱による取組を総合的かつ計画的に進めていきます。

なお、取組の推進に当たっては、本県の恵まれた交通基盤や瀬戸内海沿岸部に広がる臨海工業地帯等の地域特性及び基礎素材型産業<sup>58</sup>の集積等の産業特性を最大限に活用します。

#### 3Rの推進

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を推進します。

#### 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処分については、排出事業者責任を原則として、適正な処理を推進します。

#### 廃棄物の適正処理体制の確保

廃棄物の適正処理体制や広域処理体制の確保を図るとともに、役割分担の明確化と連携を進めます。

#### 循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

地域における各主体の連携・協働のもと、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、循環型社会を担う「人づくり・地域づくり」のため、環境学習・環境教育を推進するとともに、効果的な情報の提供や実践活動等の展開に取り組みます。

## 2 施策展開の基本方針

### (1) 3Rの推進

循環型社会形成推進基本法において、廃棄物処理における優先順位は、発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収、適正処分の順となっています。

循環型社会を形成していくためには、生産、流通、消費、廃棄、処理などの各段階において、県民・事業者・行政等の適切な役割分担の下で、これらの優先順位を考慮した取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

#### ①発生・排出抑制（リデュース）

事業者は、排出事業者責任と拡大生産者責任の原則の下、製品等の開発段階における長期間使用可能な製品等の設計・開発、製造の各段階における原材料等の使用量の削減や廃棄物の減量化、流通・販売段階における容器包装の抑制などの取組を進めます。

県民は、購入、使用、廃棄の各段階で、ごみの排出削減につながる取組を進めます。

#### ②再使用（リユース）

事業者は、使用済製品等を回収し、修理・加工等を行って再度製品として市場に供給するなどの取組を進めます。

県民は、フリーマーケット<sup>59</sup>やリサイクルショップ<sup>60</sup>の活用、リターナブル製品<sup>61</sup>の使用など、再使用に努めます。

#### ③再生利用（リサイクル）

##### ○廃棄物からの物質回収（マテリアルリサイクル<sup>62</sup>）

事業者や県民は、再使用できないものは廃棄物として適切に分別して排出し、市町や処理業者は、廃棄物の収集・処理において、資源循環を考慮した物質回収等を進めます。

##### ○廃棄物からのエネルギー回収（サーマルリサイクル<sup>63</sup>）

市町や処理業者は、物質回収が技術的・経済的に困難な場合は、環境に配慮した焼却処理を行い、電気や熱（温水）としてエネルギーの回収利用を進めます。

#### ④資源循環型産業の育成支援

本県の主要な産業である化学、石油・石炭、セメント、鉄鋼等の基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャル<sup>64</sup>を活用し、これまで進めてきたごみ焼却灰や廃プラスチック類のセメント原燃料化等の先進的な取組を継続するとともに、循環資源<sup>65</sup>に関する事業化やAI、IoTなど新たな技術を活用した設備導入などに対する支援等により、資源循環型産業の育成・強化を図ります。

また、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成に必要なFS（事業可能性）調査を支援します。

さらに、民間団体等から構成する「やまぐちエコ市場<sup>66</sup>（いちば）」により、廃棄物に関する事業者情報、行政情報等を盛り込んだホームページを活用して、事業者間の情報交換や連携・交流を促進するとともに、掲示情報に関心を持つ事業者のマッチングや、事業化チームの育成等を促進します。

## ⑤低炭素社会と自然共生社会とも統合した「持続可能な循環型社会」の構築

循環型社会と低炭素社会の形成を推進する取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの変革を必要とするものであり、双方の取組の連携による相乗効果が最大限に発揮できるよう、統合的な対策をさらに進めます。

また、資源の採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に努めるため、人と自然との共生にも配慮した取組を進めます。

## (2) 廃棄物の適正処理の推進

### ①廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物においては、電子マニフェストを活用したトレーサビリティの強化等による排出事業者責任の徹底や関係機関と連携した処理施設等の監視体制の構築を図ります。

また、不法投棄や野外焼却等の廃棄物の不適正処理による生活環境への影響が、県民の廃棄物処理に対する不安や不信感を増大させる要因となっていることから、不適正処理防止対策を強化します。

さらに、PCB廃棄物の保管及び処分状況の把握、期限内の適正処理を促進します。

### ②災害廃棄物処理対策の推進

災害廃棄物の処理に当たっては、迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要です。平時からの一般廃棄物処理システムを考慮しつつ、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための市町による災害廃棄物処理計画の改定や、災害廃棄物処理対策に関する教育訓練や人材育成に必要な指導・助言を行います。

## (3) 廃棄物の適正処理体制の確保

### ①廃棄物の適正処理体制の確保と公共関与による広域処理体制の確保

県及び市町は、生活環境の保全と産業活動の健全な発展を推進するため、適正な処理体制の確保を図ります。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱<sup>67</sup>」による事前協議や、県独自に設置する「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会<sup>68</sup>」における専門家による事前審査を行い、厳正に対処することで、県民の安心・安全の確保に努めます。

また、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況にあることを踏まえ、引き続き東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での県内全域からの受入体制を確保するとともに、将来にわたり、生活環境の保全、産業活動の健全な発展を確保する観点から、後継処分場の整備に向けた検討を進めます。

### ②海洋ごみ対策

海岸漂着物処理推進法の改正等、国の動向を踏まえて改定した地域計画に基づき、県、市町、民間団体、住民・ボランティアなどが連携・協力して、地域の実情に応じた海洋ごみの処理体制の構築を図ります。

また、プラスチックごみ等の流出による海洋ごみの発生抑制を図るため、内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体が連携した取組を推進します。

#### ③災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

災害時における廃棄物処理は、被災地域における生活環境の保全や早急な復旧・復興の推進のためにも大変重要です。近年、頻発する災害に備え、山口県災害廃棄物処理計画や市町が策定した災害廃棄物処理計画等を必要に応じて見直し、災害発生時に円滑な災害廃棄物の処理体制を確保できるよう、国や関係団体等との広域的な連携・協力体制の確保を図ります。

#### ④人口減少・高齢化社会への対応

人口減少・高齢化社会の到来に伴い、ごみの分別や排出が困難になる等の懸念があるため、地域の実情に応じて、安定した廃棄物処理体制の構築を図ります。

#### ⑤新型コロナウイルス感染症への対応

廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、事業を継続していくために必要な体制の確保を図ります。

#### ⑥各主体の役割分担の明確化と連携の推進

廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、県民、事業者、行政等の各主体の役割を明確にした上で、互いに連携を図ります。

また、廃棄物の減量化、リサイクル等の環境関連技術や情報等を共有化するため、大学・研究機関や近隣自治体とも連携を図ります。

### (4) 循環型社会を目指す人づくり・地域づくりの推進

循環型社会を担う人づくりのために、県民が日常生活において、廃棄物の減量化・リサイクルや省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した取組を実施し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境学習・環境教育を推進します。

また、廃棄物の3Rや適正処理を推進するためには、事業者、行政等の取組はもとより、県民の廃棄物に対する理解と協力が不可欠であるため、県民に対して積極的な情報提供や普及啓発に努めます。

さらに、循環型社会の形成のためには、県民、事業者、関係団体、行政等が地域において連携・協働し、各主体の自主的・積極的な取組を進める地域づくりも重要であることから、ごみ減量化や環境美化等の県民総参加による県民運動への参加を促進します。

## 第2節 将来予測

### 1 一般廃棄物の総排出量及び処理量の見込み

#### (1) ごみ

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったごみ総排出量の将来予測は、図3-2-1のとおりです。また、現状の対策や処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は、表3-2-1のとおりです。

その結果、令和2年度（2020年度）の総排出量は488千トン（平成30年度（2018年度）と比較して2.2%減）、また、令和7年度（2025年度）の総排出量は467千トン（同：6.5%減）と予測されます。

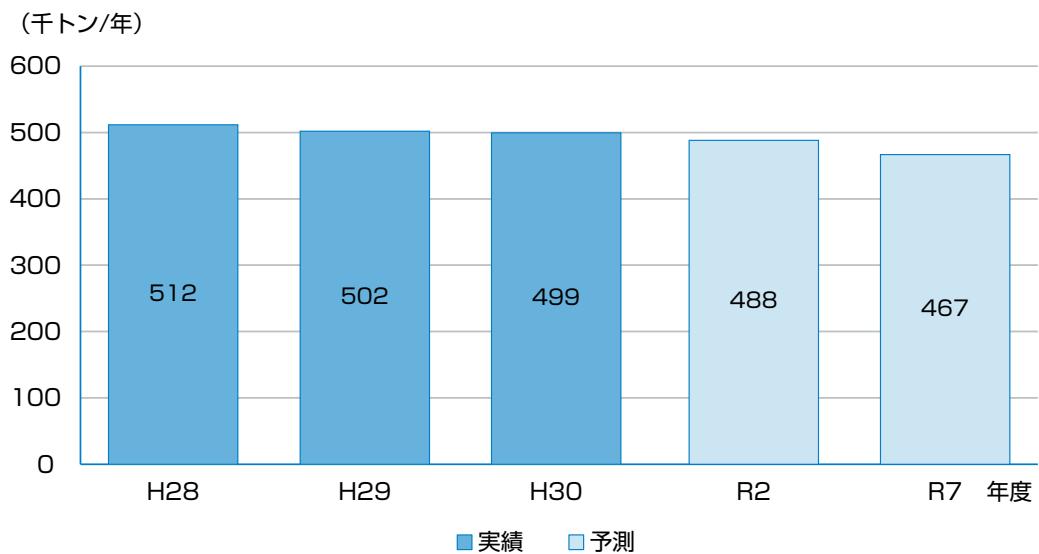


図3-2-1 ごみの総排出量の将来予測

表3-2-1 ごみ処理量の将来予測

(千トン／年)

処理状況	H30 (A)	R2 (B)	増減率1 (%)	R7 (C)	増減率2 (%)
総排出量	499.3	488.3		466.8	
資源化量	152.6 (30.6%)	149.2 (30.6%)		142.6 (30.6%)	
直接資源化量	22.8	22.3		21.3	
処理後資源化量	119.2	116.6		111.4	
集団回収量	10.6	10.4		9.9	
減量化量	321.1	314.0	△2.2	300.2	△6.5
最終処分量	25.6	25.0		23.9	
直接最終処分量	8.6	8.4		8.1	
処理後最終処分量	17.0	16.6		15.9	

注) 資源化量の下段( )内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=資源化量/総排出量(%表示)

増減率1=[(B)/(A)-1]×100、増減率2=[(C)/(A)-1]×100

増減率の△はマイナスを示す。

四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (2) し尿

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）や市町の処理計画を基に行ったし尿及び浄化槽汚泥の総排出量の将来予測は、図3-2-2のとおりです。また、現状の対策や処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は、表3-2-2のとおりです。

その結果、し尿及び浄化槽汚泥の総排出量は、人口減少とともに令和2年度（2020年度）が387千キロリットル（平成30年度（2018年度）と比較して8.0%減）、令和7年度（2025年度）が348千キロリットル（同：17.2%減）と減少することが予測されます。

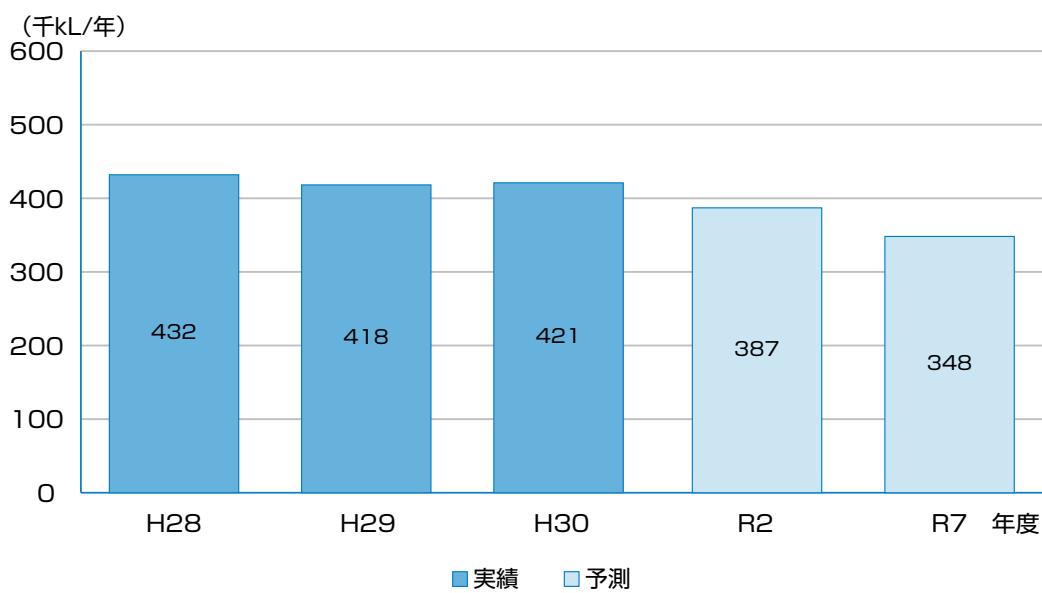


図3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測

表3-2-2 し尿処理量の将来予測

処理状況	H30 (A)	R2 (B)	増減率1 (%)	R7 (C)	増減率2 (%)
総排出量	420.7	387.0	△8.0	348.3	△17.2
し尿収集量	94.9	87.6	△7.6	73.3	△22.7
浄化槽汚泥収集量	322.2	295.8	△8.2	271.8	△15.6
自家処理量	3.7	3.6	△3.4	3.1	△15.1
処理量	417.0	383.4	△8.1	345.2	△17.2

注) 増減率1 = [(B)/(A) - 1] × 100、増減率2 = [(C)/(A) - 1] × 100

増減率の△はマイナスを示す

四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 2 産業廃棄物の総排出量及び処理量の見込み

実態調査結果及び経済予測指標（従業者数や製造品出荷額、元請完成工事高等）を基にした産業廃棄物の総排出量の将来予測は図3-2-3のとおりです。（設置計画のあるバイオマス発電所が稼働することを前提とした予測モデル）

また、業種ごとの現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は表3-2-3のとおりです。

その結果、令和2年度（2020年度）の総排出量は7,913千トン（平成30年度（2018年度）と比較して0.4%減）、また、令和7年度（2025年度）の総排出量は8,159千トン（同2.7%増）となることが予測されます。

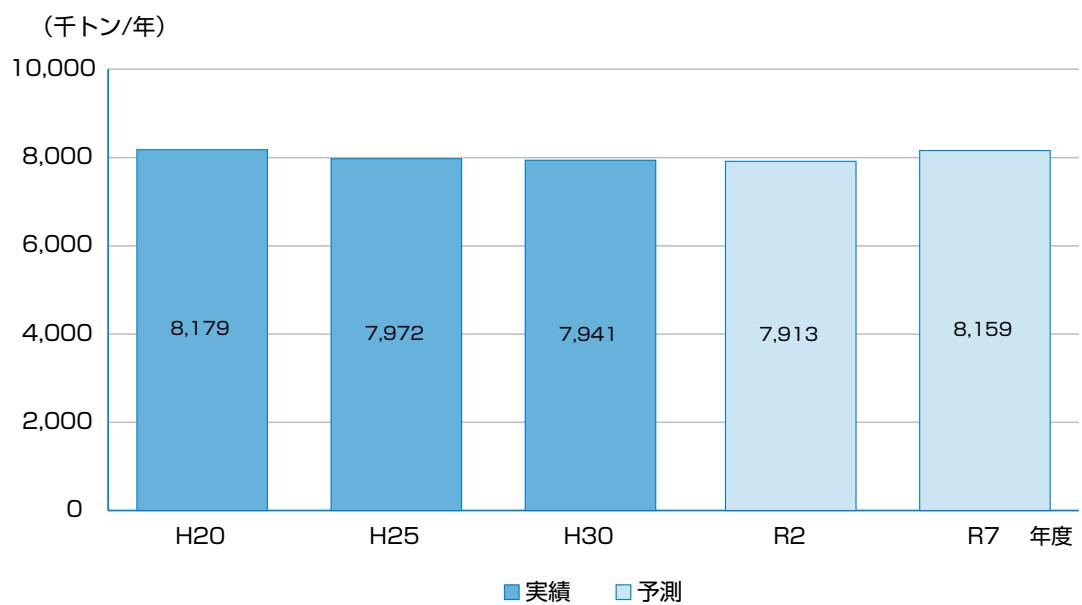


図3-2-3 産業廃棄物の総排出量の将来予測

表3-2-3 産業廃棄物処理量の将来予測

(千トン／年)

処理状況	H30 (A)	R2 (B)	増減率1 (%)	R7 (C)	増減率2 (%)
総排出量	7,941.0	7,913.1	△0.4	8,158.8	2.7
再生利用量	4,325.7 (54.5%)	4,304.1 (54.4%)	△0.5	4,565.8 (56.0%)	5.5
有償物量	423.1	415.9	△1.7	398.0	△5.9
直接再生利用量	3.1	3.1	△0.5	3.1	△1.7
処理後再生利用量	3,899.5	3,885.1	△0.4	4,164.7	6.8
減量化量	3,209.2	3,203.4	△0.2	3,189.1	△0.6
最終処分量	406.1	405.5	△0.2	404.0	△0.5

注) 再生利用量の下段( )内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=再生利用量/総排出量 (%表示)

増減率1=[(B)/(A)-1]×100、増減率2=[(C)/(A)-1]×100

増減率の△はマイナスを示す

四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### 3 未利用資源に係る見込み

農山村・里地里山における稻わら・麦わら・穀殻、果樹せん定枝、竹材、間伐材、林地残材などのバイオマス資源<sup>69</sup>については、それぞれの地域において、堆肥や発電、熱エネルギーとして有効に活用する取組が進められています。

特に、表3-2-4に示すように、森林バイオマスのエネルギー利用量は、増加してきています。

今後もバイオマス発電所での燃料材としての需要が高まることが想定され、天然資源や化石燃料等の消費抑制、二酸化炭素の排出抑制等に貢献することが期待されます。

**表3-2-4 森林バイオマスのエネルギー利用量**

(トン／年、湿潤重量)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
発電利用	26,413	37,555	41,789	47,126	51,682
熱利用	3,818	6,763	7,983	9,319	9,905
合 計	30,231	44,318	49,772	56,445	61,587

注) 森林バイオマスは、伐採残さ等未利用森林資源で、製材端材やリサイクル材は含まない。

(出典) 平成30年度山口県森林・林業統計要覧

## 第3節 目標

第2節の将来予測や、第3次計画の目標に対する進捗状況、国の循環計画、今後の施策展開等を踏まえて、8つの項目（一般廃棄物5項目、産業廃棄物3項目）を本計画期間の最終年度である令和7年度（2025年度）までの目標として新たに設定します。

### 1 一般廃棄物の減量に関する目標【5項目】

- ◇総排出量を424千トン以下とする
- ◇リサイクル率を35%以上とする
- ◇最終処分量を22千トン以下とする
- ◇1人1日当たりの家庭排出ごみ量<sup>\*1</sup>を462グラム以下とする
- ◇1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量<sup>\*2</sup>を20グラム以下とする

※1) 家庭から排出されるごみのうち、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算したものです。  
※2) 家庭から排出されるごみのうち、分別回収された容器包装プラスチック及びペットボトルごみ量を1人1日当たりに換算したものです。

区分	現状 (H30)	目標 (R7)
総排出量 [千トン]	499	424
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	30.6 (153)	35 (148)
減量化量 [千トン]	321	254
最終処分量 [千トン]	26	22
1人1日当たりの家庭排出ごみ量 [g／人・日]	527	462
1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量 [g／人・日]	35 (令和元年度実績)	20

### 2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】

- ◇総排出量を8,110千トン以下とする
- ◇リサイクル率を56%以上とする
- ◇最終処分量を400千トン以下とする

区分	現状 (H30)	目標 (R7)
総排出量 [千トン]	7,941	8,110 <sup>*3</sup>
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	54.5 (4,326)	56 (4,542)
減量化量 [千トン]	3,209	3,168
最終処分量 [千トン]	406	400

※3) 設置計画のあるバイオマス発電所が稼働することを前提として目標を設定しています。

## 第4節 取組指標

第3節の目標の達成に向け、19の項目を本計画期間の最終年度である令和7年度（2025年度）までの取組指標として新たに設定します。

### 取組指標【19項目】

区分	現状 (R元)	目標 (R7)
資源ごみ店頭回収 <sup>70</sup> 量（食品トレー、ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶）[トン]	1,619 (H30年度実績)	2,000
やまぐち食べきり協力店店舗数 [店舗]	325	420
ぶちエコやまぐち宣言 <sup>71</sup> 数（事業所）[件]	—	2,000 <sup>*1</sup>
ぶちエコやまぐち宣言数（家庭）[件]	—	15,000 <sup>*1</sup>
容器包装廃棄物の分別収集回収率 [%]	38.6	43.0
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）[事業所]	74	100
山口県認定リサイクル製品数（累計）[製品]	485	570
バイオマス（熱利用）の導入件数 [件]	150	205 <sup>*1</sup>
バイオマス（林地残材）利用量 [トン]	54,560	60,000
農業用使用済廃プラスチックのリサイクル率 [%]	79	80
家畜排せつ物に由来する堆肥量 [千トン]	215	241 <sup>*2</sup>
建設廃棄物のリサイクル率 [%]	96.9 (H30年度実績)	96.9
医療、ヘルスケア、環境・エネルギー、水素、バイオ関連分野の事業化件数（累計）[件]	94	110 <sup>*3</sup>
優良産廃処理業者認定割合 [%]	7.3	10
河川・海岸清掃活動参加人数 [人]	116,549	140,000
環境学習参加人数 [人]	74,581	85,000 <sup>*4</sup>
ISO14001・EA21認定取得団体数（累計）[団体]	284	320 <sup>*4</sup>
県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率 [%]	73.1	75以上 <sup>*5</sup>
高齢者へのごみ出し支援市町数	4市	15市町

\* 1) 山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）から設定（令和12年度目標）

\* 2) 家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画から設定（令和12年度目標）

\* 3) 第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略から設定（令和6年度目標）

\* 4) 山口県環境基本計画（第4次計画）から設定（令和12年度目標）

\* 5) 山口県庁エコ・オフィス実践プランから設定（令和12年度目標）

# 第4章 施策の展開

## 一般廃棄物循環プラン

### 3Rの推進

- (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進
- (2) プラスチックごみ削減の推進
- (3) 食品ロス削減（家庭系）
- (4) リユースの推進
- (5) 容器包装リサイクルの推進
- (6) 廃家電等のリサイクルの推進
- (7) 率先行動の推進
- (8) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導
- (9) 生ごみのリサイクルの推進
- (10) ごみ処理の有料化
- (11) 顕彰

### 適正処理の推進

- (1) 適正な維持管理と情報公開
- (2) 一般廃棄物処理施設の監視指導
- (3) ダイオキシン類対策の推進
- (4) 災害廃棄物処理対策の推進
- (5) 環境美化活動の促進

### 適正処理体制の確保

- (1) 広域的なごみ処理の推進
- (2) 海洋ごみの適正処理体制の確保
- (3) 災害廃棄物の処理体制の確保
- (4) 人口減少・高齢化社会の到来に伴う必要な支援
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底

## 産業廃棄物循環プラン

### 3Rの推進

- (1) 多量排出事業者に対する指導の強化
- (2) 資源循環型産業の育成支援
- (3) 食品ロス削減の推進（事業系）
- (4) 産業廃棄物税の活用

### 適正処理の推進

- (1) 排出事業者責任の徹底
- (2) PCB廃棄物処理の促進
- (3) 処理施設等に対する監視指導の強化
- (4) 電子マニフェストの普及促進
- (5) ダイオキシン類対策の推進
- (6) 廃棄物の排出・処理状況の把握
- (7) 広域移動に対する適正処理の確保

### 適正処理体制の確保

- (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (2) 優良産廃処理業者の育成支援
- (3) 公共関与による広域処理体制の推進
- (4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

## 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

### 環境学習・環境教育の推進

- (1) 学校や地域社会での環境学習・環境教育の推進
- (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

### 普及啓発及び情報提供

## 第1節 一般廃棄物循環プラン

### 1 3Rの推進

#### (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進

市町は、廃棄物処理法に基づき「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進に関する施策、ごみ処理施設の整備計画、数値目標等を掲げ、計画的に取組を推進します。

#### (2) プラスチックごみ削減の推進

県は、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」（令和元年（2019年）5月）を踏まえ、令和2年（2020年）7月に開始されたレジ袋有料化をきっかけとして、県民にライフスタイルの変革を促し、ワンウェイプラスチックの使用を抑制し、プラスチック製品ができる限り長い間、繰り返し使用し、使用後には徹底して分別回収されるよう、ごみ減量化県民運動やレジ袋等容器包装廃棄物の削減の取組を進めます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、衛生目的を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があることを考慮してプラスチックごみの削減を推進します。

##### ①ごみ減量化県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、低炭素社会の形成等にも配慮して、家庭や事業所でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開していきます。

##### ②容器包装廃棄物の削減の推進

県は、県民、事業者及び市町からなる「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会<sup>72</sup>」と連携・協働し、容器包装廃棄物の3Rを推進する取組を進めるとともに、マイバッグ持参運動、子どもや若年層を対象とした普及啓発等の全県的な取組を一層拡大していきます。

##### ③リユース・リターナブル容器等の利用促進

県及び市町は、リユース活動に関する情報提供に努めます。また、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の導入を促進します。

#### (3) 食品ロス削減の推進（家庭系）

県は、「山口県食品ロス削減推進計画」（第6章参照）に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政等からなる「山口県食品ロス削減推進協議会<sup>73</sup>」と連携・協働し、「やまぐち3きつちよる運動<sup>74</sup>」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らし、食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発を推進します。

また、県民の食品ロス削減の機運を高めるため、「もったいないのこころ」をテーマとした冊子を活用した環境学習などを実施します。

#### (4) リユースの推進

県は、市町や事業者、民間団体と連携し、フリーマーケット等の開催、リサイクルショップの利活用などを通じた県民へのリユースの理解が進むよう情報提供に努めます。

#### (5) 容器包装リサイクルの推進

県は、「第9期山口県分別収集促進計画<sup>75</sup>」（令和元年度（2019年度）策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針などに基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを促進します。

市町は、地域の実情に応じた分別収集により、容器包装リサイクルを推進します。

#### (6) 廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パソコン等のリサイクルを一層推進します。

県は市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発を行います。

#### (7) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン<sup>76</sup>」（地球温暖化対策実行計画[事務・事業編]）（令和3年（2021年）3月改定）に基づき、県自らが事業者・消費者であるとの認識の下、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針<sup>77</sup>」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、グリーン製品の消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務・事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

#### (8) 多量排出事業者<sup>78</sup>に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

#### (9) 生ごみのリサイクルの推進

市町は、県民、事業者、関係団体、県等と連携・協働し、家庭や事業者からの生ごみの減量化・リサイクルを推進します。

また、生ごみ処理容器（電気式生ごみ処理機<sup>79</sup>、段ボールコンポスト<sup>80</sup>等）の購入支援等により、家庭での生ごみの減量化・リサイクル（堆肥化）を一層推進します。

#### (10) ごみ処理の有料化

市町は、排出者に対し、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの取組等にかかる意識高揚及び行動促進を図るための経済的インセンティブ策<sup>81</sup>として、排出者の理解に努めつつ、ごみ処理の有料化の導入を推進します。

#### (11) 顕彰

県及び市町は、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組み、他の模範となる住民団体等を顕彰し、県民の減量化・リサイクルに対する意識の醸成と取組の促進を図ります。

## 2 適正処理の推進

#### (1) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定などにより、排出基準等の遵守状況を確認します。  
また、必要に応じて周辺環境のモニタリング<sup>82</sup>を実施し、その結果を公表します。

#### (2) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は市町と連携して、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。  
また、必要に応じて周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を公表します。

#### (3) ダイオキシン類<sup>83</sup>対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、ダイオキシン類の排出基準の遵守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針<sup>84</sup>」（令和3年（2021年）3月改定）に基づき、ダイオキシン類排出量の削減に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

#### (4) 災害廃棄物処理対策の推進

市町は、自らが策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理対策を推進します。  
県は、被災市町等と連携した効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」に位置づけた「山口県災害廃棄物処理計画<sup>85</sup>」に基づき、災害廃棄物処理対策を支援します。

#### (5) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例<sup>86</sup>」（平成22年（2010年）12月施行）の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を促進します。

### 3 適正処理体制の確保

#### (1) 広域的なごみ処理の推進

市町等は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年(2019年)3月環境省通知)を踏まえて、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理体制を確保していくため検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

また、県は、「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」(第6章参照)に基づき、市町等への助言や調整を行うとともに、広域的なごみ処理体制の在り方の検討を進めます。

#### (2) 海洋ごみの適正処理体制の確保

県は、「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画(やまぐち海洋ごみアクションプラン)<sup>87</sup>」(令和3年(2021年)3月改定)に基づき、海洋ごみの計画的かつ適正な回収・処理や、発生抑制を促進します。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体に、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃<sup>88</sup>をはじめとする海岸等の清掃活動など発生抑制から回収・処理までの一体的な取組を展開します。

#### (3) 災害廃棄物処理体制の確保

県は、市町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の実行性を確保するための支援を行うとともに、必要に応じて「山口県災害廃棄物処理マニュアル<sup>89</sup>」(平成28年(2016年)5月)及び「災害廃棄物処理対応に係るガイドライン<sup>90</sup>」(令和2年(2020年)3月)を見直します。

また、市町と民間事業者等との災害支援協定の締結を促し、民間事業者の処理能力やノウハウをより効果的に活用した処理体制の構築を推進します。

#### (4) 人口減少・高齢化社会の到来に伴う必要な支援

市町は、国の動向を踏まえつつ、人口減少・高齢化社会の到来に伴い懸念される高齢者のごみ出し支援に努めます。

#### (5) 新型コロナウィルス感染症の感染防止対策の徹底

廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウィルス感染症の感染拡大下においても安定的に廃棄物の処理を継続することが求められ、関係主体それぞれが危機意識を共有しながら事業を継続していくことが重要です。

市町等は、「廃棄物に関する新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン<sup>91</sup>」の徹底により、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。また、新型コロナウィルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画<sup>92</sup>を策定し、必要な防護具の確保など一般廃棄物処理事業の継続のための対策を行います。

## 第2節 産業廃棄物循環プラン

### 1 3Rの推進

#### (1) 多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（廃棄物処理法に基づく政令市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画について公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

#### (2) 資源循環型産業の育成支援

県は、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえたプラスチック資源の効率的な回収、リサイクルの拡大・高度化や、廃棄物等の性質や地域特性を活かす地域循環圏の形成に向けた支援などにより資源循環型産業の育成を図ります。

##### ①産学公民連携による3R等に関する事業化支援

県は、産学公民連携による産業廃棄物の3R等に関する事業化に必要な技術や施設・設備の開発・研究を促進します。

##### ②3Rの施設整備に向けた支援

県は、産業廃棄物の3R及び未利用エネルギー利活用のための施設整備を支援することにより、資源循環型産業の育成強化を図ります。また、AI、IoT等の新技術を活用した高効率な施設の導入を積極的に促します。

##### ③地域循環圏の形成に向けた支援

県は、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成に必要なFS（事業可能性）調査を支援することにより、地域特性を活かした資源循環の形成を促進します。

##### ④エコ・ファクトリー認定、リサイクル製品認定普及事業の推進

県は、産業廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている県内事業所をエコ・ファクトリーに認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めます。

また、県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品をリサイクル製品として認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、リサイクル産業を育成するとともに、公共工事等において、リサイクル製品の地産地消を推進します。

#### (3) 食品ロス削減の推進（事業系）

県は、「山口県食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発の取組を推進します。

また、フードバンク活動<sup>93</sup>の拡大・定着に向けて、食品関連事業者から安定的に未利用食品を寄贈してもらう供給体制を構築することにより、食品ロスの削減を図ります。

#### (4) 産業廃棄物税<sup>94</sup>の活用

県は、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図ります。

## 2 適正処理の推進

#### (1) 排出事業者責任の徹底

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会等を開催し、業界全体の適正処理の機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

#### (2) PCB廃棄物の適正処理の促進

県は、PCB特措法及び「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進します。

PCB廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB特措法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。

また、低濃度PCB廃棄物<sup>95</sup>の実態把握のための取組を推進するとともに、令和8年度（2026年度）末までに廃棄物処理法に基づき、国が認定する無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設による早期処理を図ります。

#### (3) 処理施設等に対する監視指導の強化

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）<sup>96</sup>交付状況、施設の維持管理状況、有害使用済機器の保管状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

#### (4) 電子マニフェストの普及促進

県は、電子マニフェストの普及を促進することにより、排出事業者、収集運搬業者や処分業者の3者による情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、県等の監視業務の合理化及び不適正処理の原因究明の迅速化を図ります。

#### (5) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理について、監視指導の徹底を図るとともに測定結果の公表により、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定めているダイオキシン類排出量の削減に努めます。

#### (6) 廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査などを実施し、産業廃棄物の排出・処理状況等の的確な把握に努めます。

## (7) 広域移動に対する適正処理の確保

県は、県境を越えて広域的に移動し、処理される廃棄物について、関係都道府県と連携して、的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続きや、搬入量の制限等を厳正に運用することで、適正処理の確保に努めます。

# 3 適正処理体制の確保

## (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、夜間パトロールや不法投棄ホットライン<sup>97</sup>等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図ります。特に、不法投棄が多発する山間地には、IT<sup>98</sup>技術等を活用して正確な投棄場所等の把握に努めます。また、地上からの把握が困難な事案についても、ドローンによる上空からの撮影により状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

さらに、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる不法投棄等連絡協議会<sup>99</sup>や、警察本部、海上保安部等との連携も図り、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

## (2) 優良産廃処理業者の育成支援

県は、産業廃棄物の排出事業者責任の原則を踏まえ、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム<sup>100</sup>」を整備し、廃棄物処理法に基づき認定された優良産廃処理業者を広く公表するとともに、優先的な活用を排出事業者に呼びかけるなど、優良認定を取得する動機づけを行い、優良産廃処理業者の育成を図ります。

また、優良産廃処理業者認定の取得支援やPR等による認定制度の活用促進、認定事業者への優遇措置（人材確保・育成等に関する支援等）を拡充する取組を推進していきます。

## (3) 公共関与による広域処理体制の推進

県は、東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での産業廃棄物の全県的な受入体制により、引き続き産業廃棄物の適正処理を確保します。

また、将来にわたり、県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、既設広域最終処分場の埋立状況、県内事業者の排出状況、新たな処分需要等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めます。

## (4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

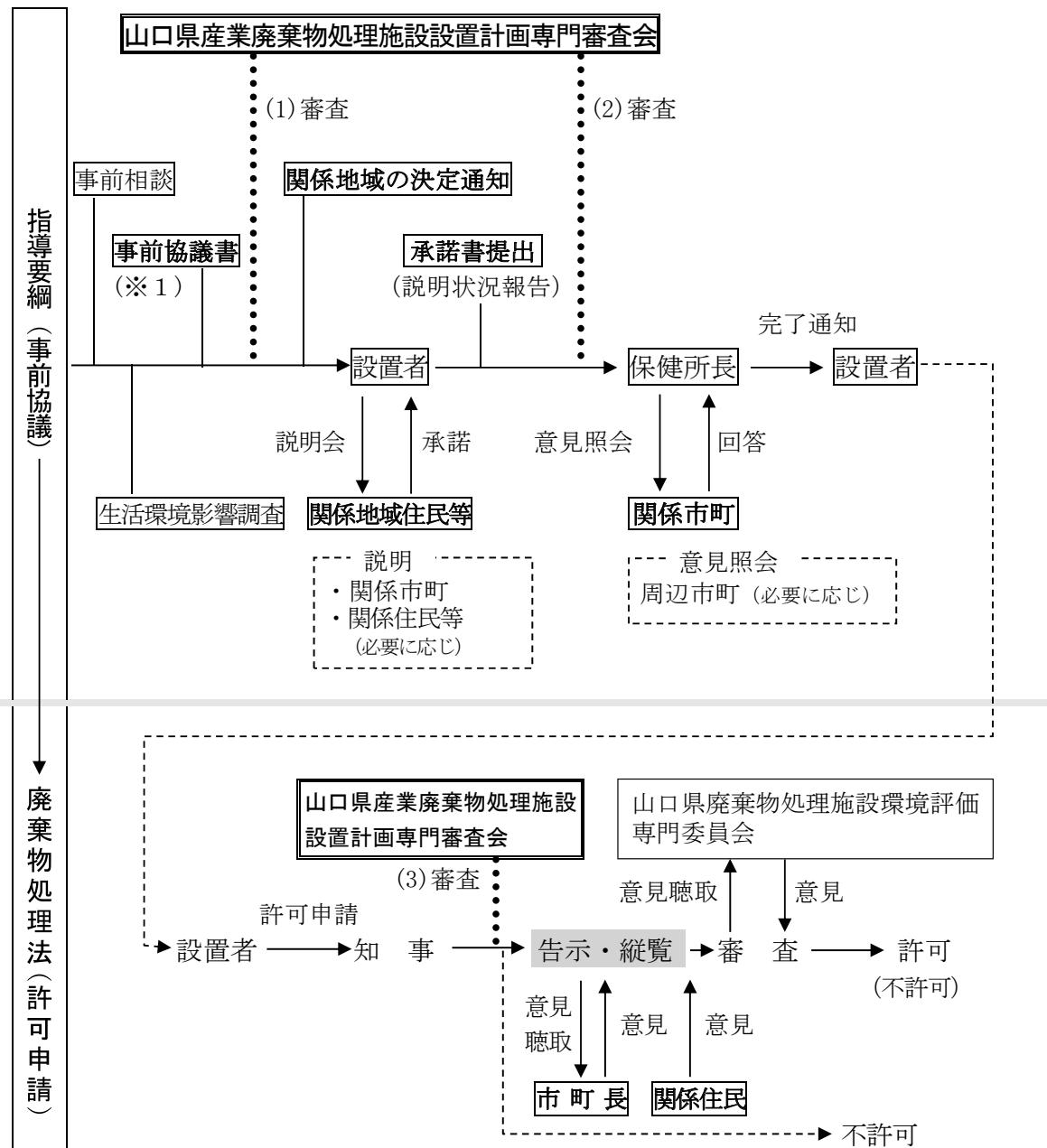
### ①処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。

## 産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前審査手続きフロー

(※1) 事業計画書添付



### ②融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

### ③情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

## 第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

### 1 環境学習・環境教育の推進

#### (1) 学校や地域社会での環境学習・環境教育の推進

県は、廃棄物の3R、適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、自主的な取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境学習・環境教育を推進し、循環型社会の形成に関する情報の提供に努めます。

#### (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者の登録・派遣システムの普及
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のごみ焼却施設、リサイクルプラザ<sup>101</sup>等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進

### 2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、廃棄物の3Rや資源の大切さを認識・共感し、日頃の消費行動へ結びつけることを目的とした「選ぼう！3Rキャンペーン」や、廃棄物の3Rに関する意識醸成及び行動喚起を促進する「Re-Style事業」等の国による取組について、広く周知を図ります。

また、海ごみゼロウィーク（5月30日～6月5日）、環境月間（6月）、3R推進月間・食品ロス削減月間（10月）や、循環条例で定める循環型社会形成推進月間（10月）には、海洋ごみ対策、廃棄物の3R・適正処理、食品ロス削減の必要性などについて、県民や事業者の自主的取組や連携・協働を促進するように、行政の施策やその実施状況・関連情報などの積極的な提供に努めます。

# 第5章 重点プロジェクト

第4章の施策のうち、次の項目を「重点プロジェクト」として重点的に取り組みます。

## プロジェクト1 【ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進】

- ◆ プラスチックごみ削減の推進
- ◆ 山口県食品ロス削減推進計画に基づく取組の推進
- ◆ 多様な分野での3R県民運動の推進

## プロジェクト2 【次世代を担う資源循環型産業の強化】

- ◆ 地域特性を活かした地域循環圏の構築
- ◆ 資源循環型産業の育成支援
- ◆ エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定拡大

## プロジェクト3 【廃棄物の適正処理の推進】

- ◆ 排出事業者責任の徹底
- ◆ PCB廃棄物の適正処理の促進
- ◆ 優良産廃処理業者の育成支援
- ◆ 不適正処理監視体制の強化
- ◆ 公共関与による広域処理体制の推進

## プロジェクト4 【海洋ごみ対策の充実強化】

- ◆ 多様な主体による回収・処理の促進
- ◆ 内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と連携した発生抑制対策の推進
- ◆ 推進体制の運営

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## プロジェクト1 ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進

県民、事業者、関係団体、行政等が連携・協働して、廃棄物の3Rに関する県民総参加の機運を醸成し、ごみの減量化や循環利用等を促進します。

### 1 具体的な取組

#### ◆プラスチックごみ削減の推進

- ・「マイバッグ持参運動」に加え、マイボトル・マイ箸等の活用を推奨し、ワンウェイプラスチックの削減を推進
- ・海洋プラスチック問題等を踏まえ、プラスチックごみ削減の普及啓発を実施

#### ◆山口県食品ロス削減推進計画に基づく取組の推進

- ・「食べきっちょる運動」に「使いきっちょる運動」、「水きっちょる運動」を加えた「やまぐち3きっちょる運動」の取組を推進
- ・未利用食品を寄贈しやすい環境整備等により、フードバンク活動の拡大・定着を推進

#### ◆多様な分野での3R県民運動の推進

- ・資源ごみ（食品トレー、ペットボトルなど）の分別徹底や回収場所の周知
- ・地球温暖化にも配慮し、廃棄物の3Rに関する環境学習・環境教育を促進



### ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進

### 2 関連する主な目標・取組指標

名 称	現状 (H30)	目標 (R7)
一般廃棄物の総排出量	499千トン	424千トン
一般廃棄物のリサイクル率	30.6%	35%
一般廃棄物の最終処分量	26千トン	22千トン
1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527g／人・日	462g／人・日
1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量	35g／人・日*	20g／人・日
資源ごみ店頭回収量（食品トレー等）	1,619トン	2,000トン
やまぐち食べきり協力店 店舗数	325店舗*	420店舗

※) R元年度実績

## プロジェクト2 次世代を担う資源循環型産業の強化

廃棄物の3Rに関する事業者の取組について、地域特性を活かした地域循環圏の構築を目指し、技術開発から製品認定・普及までの各段階で、切れ目ない支援を行い、次世代を担う資源循環型産業の育成強化を図ります。

### 1 具体的な取組

#### ◆地域特性を活かした地域循環圏の構築

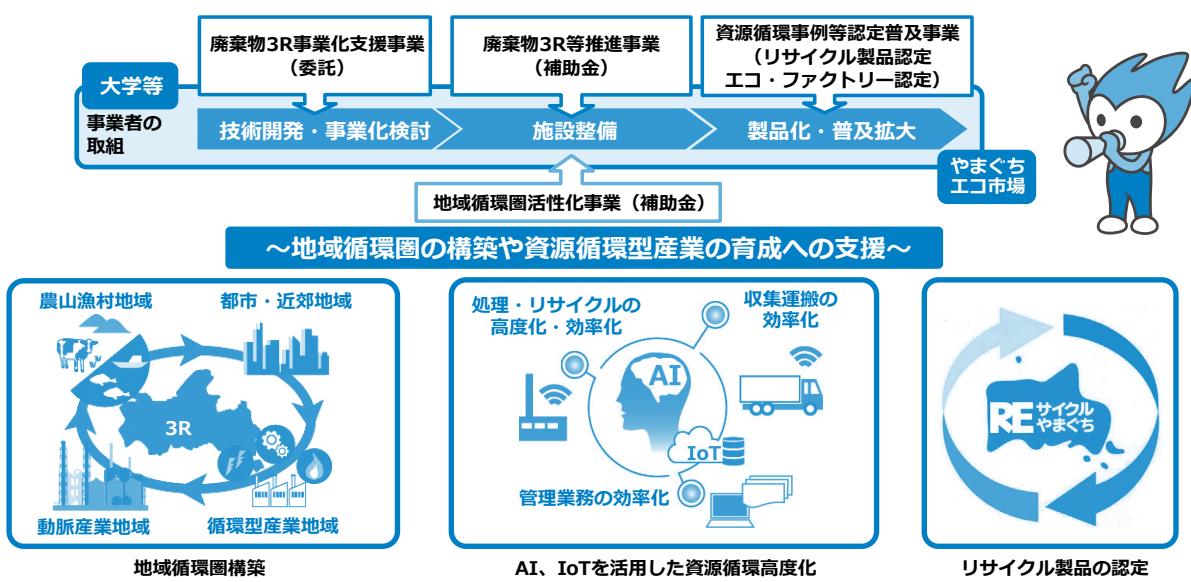
- 人と自然との共生等に配慮しながら、関係事業者等の連携による県内の産業特性を活用した地域循環圏の構築を支援

#### ◆資源循環型産業の育成支援

- 事業者・大学・研究機関等の連携により、廃棄物の3R等の事業化に必要な技術、施設・設備の開発や研究の支援・促進
- AI、IoT等の新技術を搭載した高効率な施設や環境に配慮した施設の導入促進

#### ◆エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定拡大

- 公共工事等におけるリサイクル製品の利用拡大による地産地消の推進



### 2 関連する主な目標・取組指標

名 称	現状 (H30)	目標 (R7)
産業廃棄物総排出量	7,941千トン	8,110千トン
産業廃棄物のリサイクル率	54.5%	56%
エコ・ファクトリーの認定事業所数（累計）	74事業所 <sup>※1</sup>	100事業所
山口県認定リサイクル製品数（累計）	485製品 <sup>※1</sup>	570製品
バイオマス（林地残材）利用量	54,560トン <sup>※1</sup>	60,000トン
家畜排せつ物に由来する堆肥量	215千トン <sup>※1</sup>	241千トン <sup>※2</sup>

※ 1) R元年度実績

※ 2) R12年度目標

## プロジェクト3 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理を進めるため、PCB廃棄物の適正処理の促進や優良産廃処理業者の育成支援、不適正処理監視体制の強化、公共関与による広域処理体制の推進を展開します。

### 1 具体的な取組

#### ◆排出事業者責任の徹底

- ・排出事業者のコンプライアンスの精神を醸成させ、適正処理を一層推進するため、講習会や電子マニフェストの普及に係る啓発等を実施

#### ◆PCB廃棄物の適正処理の促進

- ・PCBを含有する可能性がある機器に対する分析費用補助、保管状況に関する調査、保管者に対する指導等を実施し、PCB廃棄物の適正処理を推進

#### ◆優良産廃処理業者の育成支援

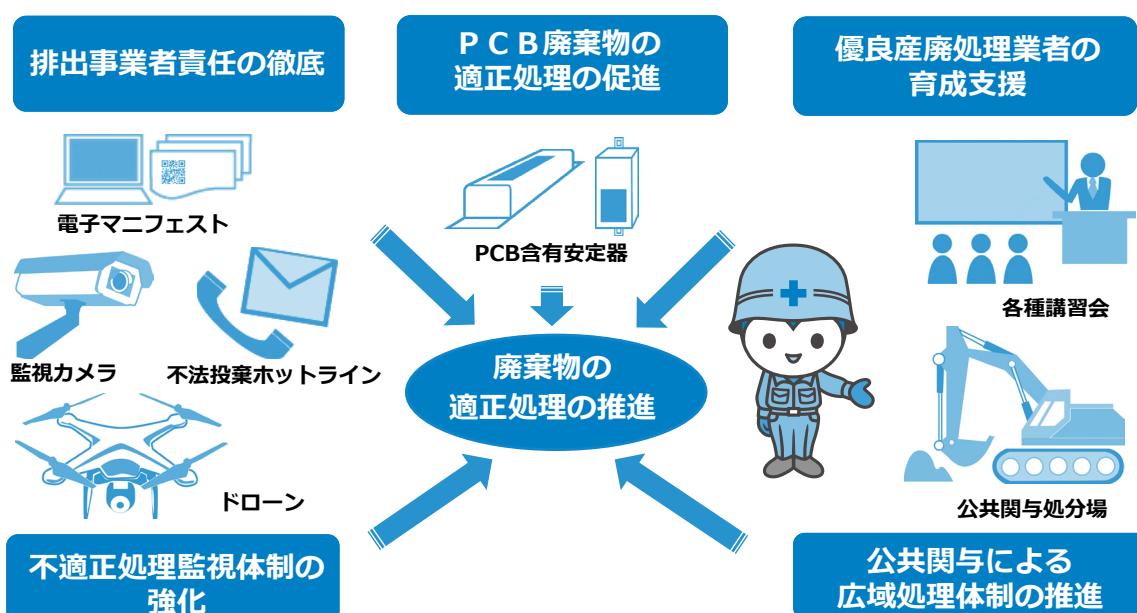
- ・講習会等による育成支援や、優良産廃処理業者に対する優遇措置等の実施

#### ◆不適正処理監視体制の強化

- ・不適正処理の早期発見・早期対応

#### ◆公共関与による広域処理体制の推進

- ・広域最終処分場による適正処理体制の確保、後継処分場の整備検討



### 2 関連する主な目標・取組指標

名 称	現状 (H30)	目標 (R7)
産業廃棄物の総排出量	7,941千トン	8,110千トン
産業廃棄物のリサイクル率	54.5%	56%
産業廃棄物の最終処分量	406千トン	400千トン
優良産廃処理業者の認定割合	7.3%*	10%

※) R元年度実績

## プロジェクト4 海洋ごみ対策の充実強化

海岸管理者、民間団体、ボランティア、市町等の各主体が連携・協働し、海洋ごみの回収処理や発生抑制に取り組み、海岸等の良好な景観や環境の保全と関連産業の維持向上を図ります。

### 1 具体的な取組

#### ◆多様な主体による回収・処理の促進

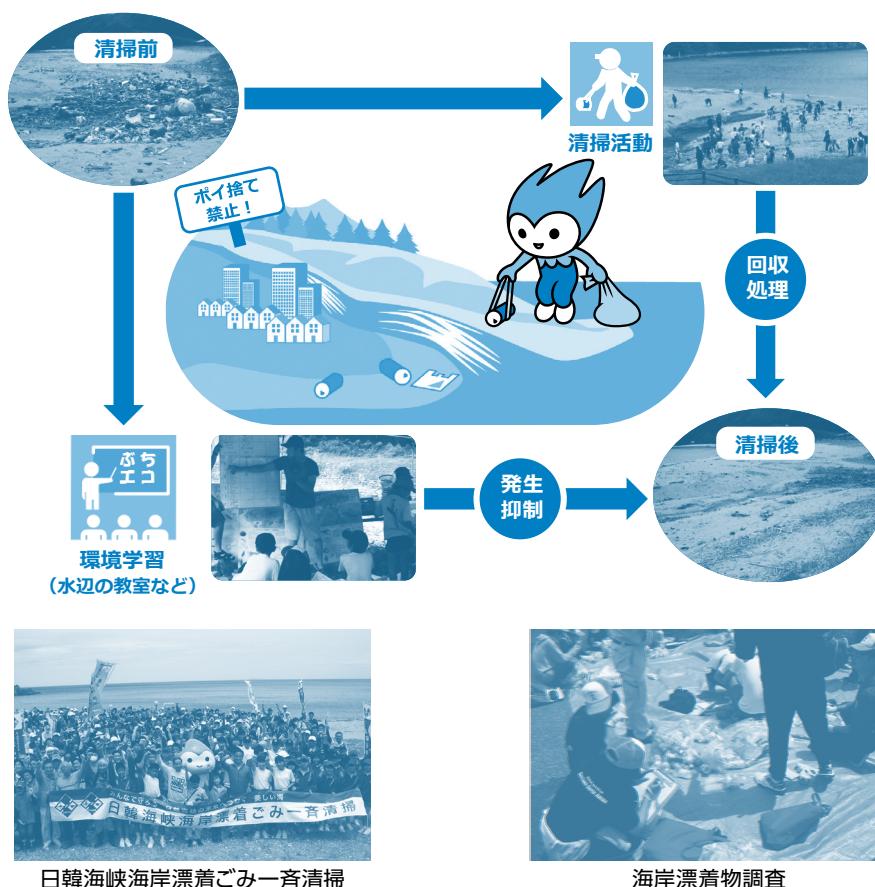
- ・漂着ごみの回収・処理を促進（海岸管理者、民間団体、ボランティア、市町等）
- ・海底・漂流ごみの回収・処理を促進（海岸管理者、漁業者、市町等）

#### ◆内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と連携した発生抑制対策の推進

- ・日韓8県市道による漂着ごみの一斉清掃期間を設定し、発生抑制等を促進
- ・流域圏の多様な主体と連携し、海洋プラスチックごみの発生抑制対策を推進
- ・水産振興や地域活性化等も見据えた幅広い視点による普及啓発を実施

#### ◆推進体制の運営

- ・山口県海岸漂着物対策推進協議会を中心とした情報共有と実践活動を展開



### 2 関連する主な目標・取組指標

名 称	現状 (H30)	目標 (R7)
河川・海岸清掃活動参加人数	116,549人	140,000人
環境学習参加人数	74,581人	85,000人

# 第6章 本計画に盛り込む個別計画

## 第1節 山口県食品ロス削減推進計画

### 1 趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことを指し、日本で排出される食品由来の廃棄物のうち、約612万トン（平成29年度（2017年度））が食品ロスと推計（農林水産省及び環境省）されています。この量は、国民1人1日当たり約132グラム（茶碗約1杯のご飯の量）に相当し、日本の年間コメ消費量に匹敵します。

食品ロスの削減は、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの1つとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」等が盛り込まれるなど、関心が高まっています。

国では、平成30年（2018年）6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「家庭系食品ロス量については、2030年度を目標年次として、2000年度の半減」とする目標が設定されました。

また、令和元年（2019年）7月の食品リサイクル法に基づく新たな基本方針においても、「事業系の食品ロス量について、2000年度比で2030年度までに半減」とする目標が設定されました。

さらに、令和元年（2019年）10月に、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、同法第12条で、県に対して「食品ロス削減推進計画」を策定するよう求めています。

このため、県内の食品ロスの削減を一層推進することを目的に「山口県食品ロス削減推進計画」を策定することとしました。

### 2 位置づけ

この計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置づけます。

また、この計画は、「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「第3次やまぐち食育基本計画<sup>102</sup>」等と調和を図ります。

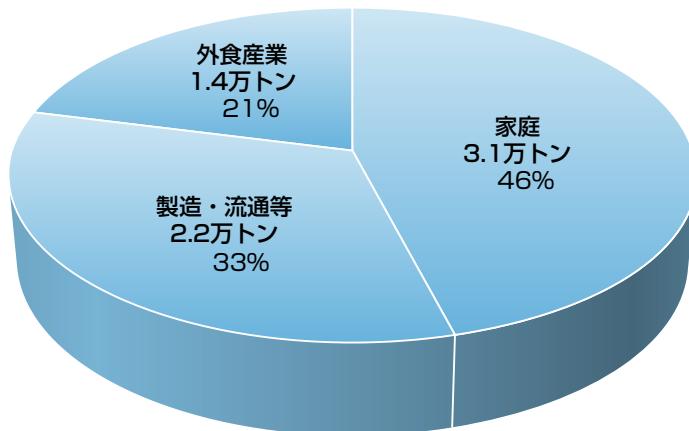
### 3 計画期間

「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第4次計画）にあわせ、令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

## 4 本県における食品ロスの現状

平成29年度（2017年度）に県内で発生している食品由来の廃棄物等は、年間約28万トンで、このうち、約6.7万トンが食べられるにもかかわらず廃棄された食品ロスと推計されます。

その内訳は、家庭からの発生が約3.1万トン（46%）、食品製造や流通段階が約2.2万トン（33%）、外食産業が約1.4万トン（21%）であり、家庭からの発生が約5割を占めます。



（出典）平成29年度推計値（環境省）から試算

図6-1-1 山口県の食品ロスの発生状況（H29）

## 5 基本方針

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、社会全体で食べ物を無駄にしない意識（もつたいないのこころ）の醸成を図るなど、全県的な取組を推進し、食品ロスの削減を進めます。

なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化）するよう努めます。

## 6 目標

本計画の目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年（2020年）3月）を踏まえ、「令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で、県内で発生する食品ロス量を半減させる」とします。

表6-1-1 家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生状況と目標（山口県）

	H12	▷	H29	▷	R12（目標）
家庭系食品ロス	5.2万トン		3.1万トン		2.6万トン
事業系食品ロス	6.6万トン	▷	3.6万トン		3.3万トン

## 7 推進施策

食品ロスの削減を進めるため、県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、全県的な取組を推進します。

### (1) 「やまぐち3きつちよる運動」の推進

県は、県民運動として、“おいしく、ぜんぶ、たべちゃう”を合言葉に「やまぐち食べきつちよる運動」を展開しています。これに加え計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきつちよる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きつちよる運動」による「やまぐち3きつちよる運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

### (2) 普及啓発、環境学習及び環境教育の推進

県は、エシカル消費<sup>103</sup>の普及啓発を推進するなど、消費者自らがエシカル消費を実践できる環境づくりに取り組みます。

また、食べられるにもかかわらず廃棄される食品を引き取り、子ども食堂<sup>104</sup>や社会福祉施設等へ届けることで、「もったいない」を「ありがとう」に変えるフードバンク活動を消費者等に理解してもらうため、「もったいないのこころ」をテーマとした県オリジナルの冊子を活用した環境学習や環境教育を充実させ、全県的な食品ロス削減の機運醸成を図ります。

### (3) 未利用食品を有効に活用するための活動の拡大・定着

県は、県内各地の食品製造業者等が未利用食品をフードバンクに寄贈する流れを生み出すため、在庫・賞味期限・保管場所などを効率的に一元管理するシステムを利用して寄贈食品の安心・安全を確保するとともに、未利用食品をフードバンクに寄贈する際の輸送等の課題への対応策などを検討します。

### (4) 食品関連事業者等の取組に対する支援

県は、県内で営業する旅館、ホテル等の宿泊施設、飲食店を対象とした「やまぐち食べきり協力店」への登録制度や、フードバンクへ食品を寄贈する食品関連事業者等に対する登録制度により、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、食品ロス削減に取り組む事業者の取組の認知度向上を図ります。

### (5) 情報の収集及び調査・研究の推進

県は、先進的な取組や優良事例等を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じた幅広い世代への情報発信に努めます。

また、食品関連事業者等に対して、食品ロスの発生状況などの調査を行い、その有効利用方法等について検討します。

## 8 各主体に求められる役割と行動

食品ロスは、消費者及び食品関連事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要があります。食品ロスの削減を推進するためには、各主体が食品ロスの状況と削減の必要性の理解に努め、自主的かつ積極的な取組が期待されます。

消費者、食品関連事業者、消費者団体・NPO<sup>105</sup>、行政の各主体は以下のような役割を担います。

### (1) 消費者

消費者に求められる役割と行動（エシカル消費の実践）は次のとおりです。

- ・やまぐち3きつちよる運動への協力
- ・食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用
- ・食べきれる量の注文
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010運動<sup>106</sup>」の実践
- ・食品の期限表示を正しく理解し使用時期を考慮して購入（手前取り、見切り品の購入）
- ・フードバンク活動への理解及びフードバンクポスト<sup>107</sup>やフードドライブ<sup>108</sup>を活用した災害時用備蓄食料の入替時等における未利用食品の寄贈

### (2) 食品関連事業者

食品関連事業者に共通して求められる役割と行動は次のとおりです。

- ・消費者に対する自らの食品ロス削減の取組の情報提供や啓発の実施
- ・サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ・包装資材に傷や汚れがあるが、品質に異常がない商品の販売（輸送や保管に支障がある場合を除く）
- ・フードバンク活動への理解、未利用食品の寄贈

食品製造業者等に個別に求められる役割と行動は次のとおりです。

#### ①食品製造業者

- ・原料の無駄のない利用、製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持
- ・製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ・年月表示化など、賞味期限表示の大括り化
- ・食品の端材や形崩れ品の有効活用

#### ②食品卸売・小売業者

- ・納品期限の緩和（商習慣の見直し）
- ・季節商品の予約制等、需要に応じた販売の工夫
- ・売り切りの取組（小分けや少量販売、値引き、ポイントの付与等）

#### ③外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）

- ・やまぐち食べきり協力店の登録
- ・天候や日取り等を考慮した仕入れ、小盛メニューや消費者の要望に応じた量の調節
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010運動」の実施

#### ④農林水産物生産者

規格外や未利用の農林水産物の有効活用（新たな販路開拓、商品開発等）

#### (3) 事業者（食品関連事業者、農林水産物生産者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料の入替時におけるフードバンクへの寄贈など有効活用に努めます。

#### (4) 消費者団体・NPO

消費者団体、NPO等の関係団体は、そのネットワークや実績等を活用し、食品ロスの削減に関する普及啓発を積極的に進め、多様な関係者とも連携した取組を推進していきます。

#### (5) 行政

##### ①県の役割

全県的な食品ロス削減に向け、率先して、消費者、事業者、関係団体等との連携を強化し、食品ロス削減の機運の醸成や普及啓発事業などを展開します。

##### ②市町の役割

市町は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町の域内における食品ロス削減推進計画（食品ロス削減推進法第13条の規定に基づく計画）の策定に努めます。

また、地域住民等へのエコクッキング<sup>109</sup>や出前講座などの普及啓発及び関連施策の実施など、積極的な取組に努めます。

## 9 計画の推進体制、進行管理

#### (1) 推進体制の整備

県は、消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成する「山口県食品ロス削減推進協議会」において意見交換を行い、得られた意見等を県の施策に反映させるよう努めます。

#### (2) 計画の進行管理

県は、目標の達成状況等を適切に把握し、その結果を県のホームページなどに掲載・公表することで、広く県民、事業者等への情報提供に努めます。

#### (3) 計画の見直し

今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法など関係法令の改正などがあった場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

## 第2節 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画

### 1 背景と目的

本県では、ダイオキシン類削減対策、焼却残さの高度処理対策、リサイクルの推進等を踏まえた上で、市町が連携・協力し、広域的なごみ処理体制を確立するための指針として「山口県ごみ処理広域化計画<sup>110</sup>」（平成11年（1999年）3月）を策定しました。この計画に基づき、産学公の連携により、平成14年度（2002年度）から県下全域を対象としたごみ焼却灰等のセメント原料化システムを構築し、広域的なごみ処理体制を継続してきたことで、最終処分量は減少し、全国トップクラスのリサイクル率を維持しています。

また、平成18年度（2006年）以降、ごみ処理広域化の取組を「山口県循環型社会形成推進基本計画」に位置づけ、ごみ焼却施設やし尿処理施設の集約化等、一定の成果を上げています。

平成31年（2019年）3月、国は「持続可能な適正処理の確保に向けた処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（通知）を発出し、その中で、これまで経験したことのない人口減少・高齢化が進行しつつあり、人口減少社会への対応や様々な規模及び種類の災害への対策の強化など、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることから、県に対して、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定するよう求めています。

本県の多くの市町等では、国の通知を踏まえて、持続可能な適正処理の確保に向けた取組が検討されています。今後、県と市町が連携・協力し、安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を推進するため「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」を策定することとしました。

### 2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

### 3 広域ブロックの区割りと概況

山口県ごみ処理広域化計画においては、本県の地域性やこれまでの地域ブロックとの整合から、表6-2-1に示す7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）を設定しています。

表6-2-1 広域ブロックの区割りと概況

広域ブロック	構成市町	人口（人） (H30)	面積（km <sup>2</sup> ） (R元. 10.1)	ごみ総排出量 (トン／年) (H30)
岩国	岩国市、和木町	142,100	884.3	47,326
柳井	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	78,345	397.8	29,048
周南	下松市、光市、周南市	252,773	837.8	87,359
山口・防府	山口市、防府市	308,856	1,212.6	113,977
宇部・小野田	宇部市、美祢市、山陽小野田市	253,435	892.4	91,449
下関	下関市	264,220	716.1	99,068
長門・萩	萩市、長門市、阿武町	85,588	1,171.6	31,089
合計		1,385,317	6,112.5	499,316

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 4 広域化・集約化の状況及び現在の一般廃棄物処理体制

本県のごみ焼却施設、最終処分場及びし尿処理施設等は、山口県ごみ処理広域化計画に基づき、表6-2-2のとおり、広域化・集約化を進めてきました。リサイクル関連施設は、容器包装リサイクル法等の整備に伴うリサイクルの推進により、施設数が増加しています。

表6-2-2 ゴミ焼却施設等の施設数の推移

施設の種類	H10.3	H16.3	R2.4
ごみ焼却施設（灰溶融固化施設 <sup>111</sup> を含む）・ごみ燃料化施設 <sup>112</sup>	21	20	14
最終処分場	49	48	38
し尿処理施設・コミュニティプラント <sup>113</sup> ・汚泥再生処理センター <sup>114</sup>	22	23	17
リサイクル関連施設*	23	39	42

\*粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター<sup>115</sup>、その他の資源化等の施設（廃棄物運搬中継施設、廃棄物中間処理施設、ストックヤード<sup>116</sup>）など

このうち、「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第3次計画）の計画期間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））における広域化・集約化の実施状況は以下のとおりです。

### ①ごみ焼却施設

- ・サンライズクリーンセンター（岩国市）の新設に伴い、岩国市及び和木町のごみ処理を開始（平成31年（2019年）4月）
- ・周陽環境整備センターを廃止し、周南地区衛生施設組合（恋路クリーンセンター）において周南市熊毛地区のごみ処理を開始（平成31年（2019年）4月）

### ②し尿処理施設

- ・旧下関市及び豊浦・大津環境浄化組合による処理を下関市環境部彦島工場に集約（平成29年（2017年）4月）
- ・岩国市にしきクリーンセンターを廃止し、岩国市みすみクリーンセンターに集約（平成30年（2018年）4月）

この結果、令和2年（2020年）4月1日現在の各ブロックにおける一般廃棄物処理施設等の設置状況は別記のとおりであり、その概要は以下のとおりです。

### (1) 一般廃棄物処理施設

#### ①ごみ焼却施設

ごみ焼却施設が11施設あり、処理能力は、1,765トン／日です。このうち、ごみ焼却施設の余熱利用として発電を実施しているものが7施設あります。

#### ②ごみ燃料化施設

メタンガス化施設（廃棄物系バイオマスをメタン発酵させ、バイオガスを回収する施設）、ごみ固体燃料化（RDF）施設、BDF施設（廃食用油をバイオディーゼル燃料として再生する施設）が各1施設あり、処理能力は79.6トン／日です。

#### ③粗大ごみ処理施設

粗大ごみを対象に破碎、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設が11施設あり、処理能力は342トン／日です。

#### ④リサイクルプラザ・センター

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるとともに、3Rの普及啓発等を行うための施設が18施設あり、処理能力は約386トン／日です。

#### ⑤その他の資源化等の施設

①～④以外の資源化等の施設が12施設あり、処理能力は約85トン／日です。

### (2) 最終処分場

最終処分場（埋立処分地）が37施設あり、全体容量は約3,712千m<sup>3</sup>、残存容量は約1,024千m<sup>3</sup>（平成30年度末（2018年度末）現在）です。残存容量と最終処分量から推計される県全体としての残余年数は、約33年分です。

### (3) し尿処理施設及びコミュニティプラント

し尿処理施設等が17施設あり、処理能力は約2,900kL／日です。

## 5 人口及び総排出量等の将来予測

### (1) 将来の人口及びごみ総排出量

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）推計）の市町別データを基本とし、この予測に市町ごとの1人1日当たりごみ排出量（平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの平均）を乗じたごみ総排出量の将来予測結果は、図6-2-1に示すとおりです。

平成30年度（2018年度）の計画収集人口は、約138.5万人ですが、本計画期間の最終年度である令和12年度（2030年度）には、約1割減の約123.0万人、ごみ総排出量は、平成30年度（2018年度）実績の約499千トンに対して、令和12年度（2030年度）には445千トンとなる見込みです。

また、20年後の令和22年度（2040年度）には、平成30年度（2018年度）実績と比較して、計画収集人口及びごみ総排出量は約2割減少し、それぞれ110.0万人と398千トンになる見込みです。

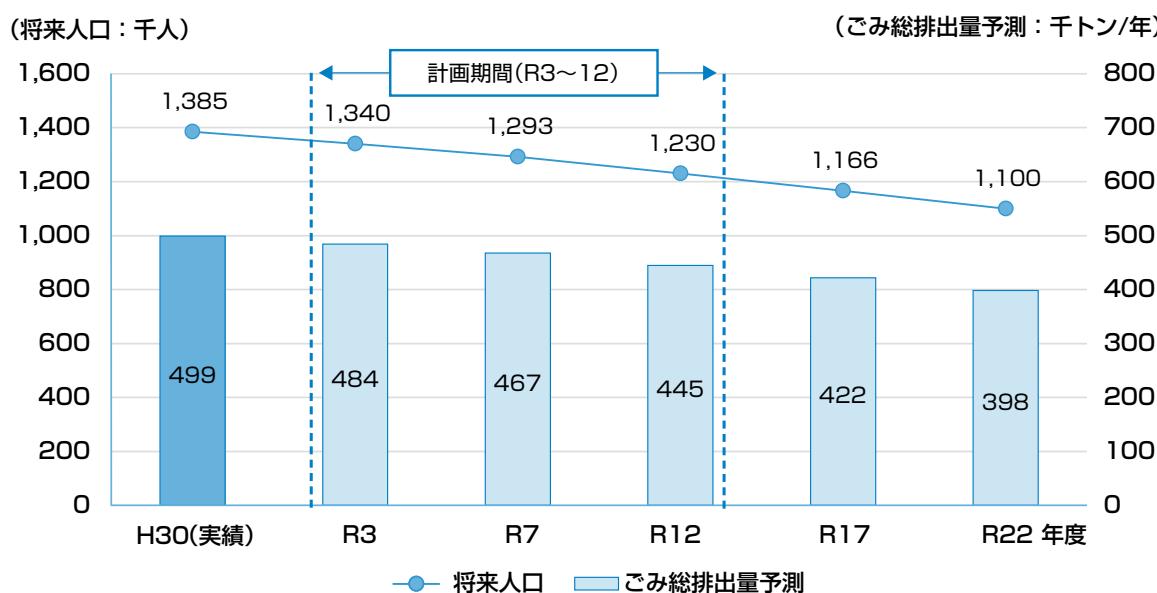


図6-2-1 将来人口及びごみ総排出量の将来予測結果

なお、広域ブロック別の将来人口及びごみ総排出量の将来予測結果は、表6-2-3及び表6-2-4のとあります。

**表6-2-3 広域ブロック別の将来人口予測結果**

(千人)

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	142	134	127	119	111	103
柳井	78	74	69	63	58	53
周南	253	243	236	226	215	204
山口・防府	309	311	308	303	296	288
宇部・小野田	253	247	239	228	216	204
下関	264	252	241	226	211	196
長門・萩	86	79	73	66	59	52
全県合計	1,385	1,340	1,293	1,230	1,166	1,100
対H30年比	-	97%	93%	89%	84%	79%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

**表6-2-4 広域ブロック別のごみ総排出量の予測結果**

(千トン／年)

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	47	44	42	39	36	33
柳井	29	28	26	24	22	20
周南	87	83	81	77	74	70
山口・防府	114	114	113	112	109	106
宇部・小野田	91	91	88	84	80	76
下関	99	95	91	85	79	74
長門・萩	31	29	27	24	22	19
全県合計	499	484	467	445	422	398
対H30年比	-	97%	94%	89%	84%	80%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (2) 将来のごみ焼却処理量

将来のごみ焼却処理量の広域ブロック別の予測結果は、表6-2-5のとおりです。

ごみ焼却処理量は、ごみ総排出量の約8割に相当し、平成30年度（2018年度）実績で約400千トン／年ですが、本計画期間の最終年度である令和12年度（2030年度）は、約1割減の約356千トン／年となる見込みです。

また、20年後の令和22年度（2040年度）には、平成30年度（2018年度）実績と比較して、約2割減の319千トン／年となる見込みです。

表6-2-5 広域ブロック別のごみ焼却処理量の予測結果

(千トン／年)

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	36	35	33	31	29	27
柳井	24	22	21	19	18	16
周南	66	67	65	62	59	56
山口・防府	92	92	91	89	87	85
宇部・小野田	72	73	70	67	64	60
下関	84	76	72	68	63	59
長門・萩	24	23	21	19	17	15
全県合計	400	388	374	356	338	319
対H30年比	-	97%	93%	89%	84%	80%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (3) ごみ焼却施設の処理能力に対する比率

ごみ焼却施設の広域化・集約化の検討に当たって、現行のごみ焼却施設の処理能力に対する年間のごみ焼却処理量の予測結果を表6-2-6に示します。

平成30年度（2018年度）には、施設能力の約87%に相当する焼却処理を実施していますが、令和12年度（2030年度）には約78%、令和22年度（2040年度）には約69%になると見込まれ、山口・防府、宇部・小野田ブロックを除き、施設の処理能力の余力が大きくなると予測されます。

一方、公共の廃棄物処理施設は、災害廃棄物<sup>\*</sup>を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点であり、災害に備えた広域的な連携体制を確保する観点から、ある程度の余力を保つ必要があります。

※) 平成21年（2009年）7月の中国・九州北部豪雨

山口市及び防府市から発生した7,640トンの災害廃棄物のうち1,234トンを市焼却施設で処理

平成30年（2018年）7月豪雨

県東部（岩国市、周南市、光市、周防大島町、下松市）で10,620トンの災害廃棄物が発生

**表6-2-6 広域ブロック別のごみ焼却施設の処理能力に対する  
ごみ焼却処理量の予測結果の比率**

(トン／日)

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12*	R17	R22*	現行の施設 処理能力
岩国	140	134	128	120 (75%)	111	103 (64%)	160
柳井	94	86	81	74 (46%)	68	62 (39%)	160
周南	254	256	249	238 (72%)	227	216 (65%)	330
山口・防府	356	352	349	343 (93%)	336	327 (88%)	370
宇部・小野田	278	280	271	258 (90%)	246	232 (81%)	288
下関	324	292	279	261 (75%)	244	227 (65%)	350
長門・萩	93	90	83	74 (69%)	66	59 (55%)	107
全県合計	1,539	1,491	1,438	1,369	1,298	1,225	1,765
現行の施設処理 能力に対する比率*	(87%)	(84%)	(81%)	(78%)	(74%)	(69%)	-

\* ( ) 内の比率は、H30年度の全連続運転している全てのごみ焼却炉の平均稼働日数（260日）から算出

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 6 広域化・集約化の方向性

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を図ることで、人口減少等によるごみ処理量減少への対応、ごみ処理事業に係るコスト縮減、災害対策の強化等が期待されます。

### (1) ごみ処理施設の集約化の方向性

令和12年度（2030年度）には、県内のごみ焼却施設11施設のうち、稼働年数が30年以上となる施設が5施設となる見込みです。これらの老朽化するごみ焼却施設については、延命化や長寿命化を図りつつ、焼却が必要な一般廃棄物を適正に処理できるよう広域化・集約化を踏まえた計画的な更新等を進めていく必要があります。

また、その際には、地球温暖化対策の観点から、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入で得られるエネルギーの有効活用により、化石燃料起源の二酸化炭素の排出抑制を図ります。

さらに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター<sup>117</sup>」の整備を進め、生じた電力や熱を地域で利活用することで脱炭素化、売電収入等が期待されます。

なお、広域化・集約化によるごみの収集範囲の拡大により、収集運搬経費が増加する可能性もあることから、中継施設の設置及び大型運搬車の導入による収集運搬の効率化の検討等を含め、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る必要があります。

## (2) 今後の施設整備計画

既存の施設の計画的かつ効率的な維持管理及び設備の更新により、延命化・長寿命化を図る基幹的設備改良<sup>118</sup>等が計画されています。

- ①下関市：ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設の基幹的設備改良
- ②宇部市：ごみ焼却施設の基幹的設備改良
- ③周東環境衛生組合：ごみ焼却施設及びし尿処理施設の新設又は基幹的設備改良

## (3) し尿処理施設の集約化の方向性

し尿の総排出量は、処理人口の減少に伴って減少することが予測されます。そのため、し尿処理施設については、各市町の一般廃棄物処理基本計画等に準じて、下水道処理や集約化等を進めます。

## (4) ごみ処理の広域化（広域ブロックの区割り）の方向性

一般廃棄物の処理施設等は、これまでの広域化・集約化の状況、現行の処理体制、将来のごみの総排出量の予測、さらには、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や地球温暖化対策への取組等を踏まえて、令和12年度（2030年度）までは、現行の広域ブロックの区割りを維持し、市町等の施設整備計画を進めることとします。

しかし、令和12年度（2030年度）以降は、現行の施設処理能力の余力が大きくなることや老朽化したごみ処理施設の更新が迫っていること等を踏まえ、広域ブロックの区割りの見直しを検討する必要があります。

このため、本計画期間内に、山口県廃棄物広域対策協議会<sup>119</sup>及び7ブロックの地区協議会において、持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討を実施します。

## 7 計画の進行管理、見直し

県は、県内のごみ処理状況やし尿処理状況、一般廃棄物処理施設の設置状況等を適切に把握します。

また、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化が適切かつ効率的に行われるよう、市町に対して助言を行うとともに、具体的な検討が行われるよう市町等間の調整を行います。

なお、計画期間中に国の動向、県又は市町等の関連計画の改定や人口減少の影響等により、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の再構築の必要性が出た場合は、必要に応じて、本計画の見直しを図ります。

## 別記

### 各広域ブロックにおける廃棄物処理体制 (令和2年(2020年)4月1日現在)

#### 1 一般廃棄物処理施設

##### ①ごみ焼却施設

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	発電出力 (kW)	稼 働 開始年
岩国	サンライズクリーンセンター	全連続	160	3,900	H31
柳井	周東環境衛生組合清掃センター	全連続	138		S61
	周防大島町清掃センター	機械バッチ	22		H10
周南	恋路クリーンセンター	全連続(流動床)	330	1,980	H7
山口・防府	防府市クリーンセンター	全連続	150	3,600	H26
	山口市清掃工場	全連続	220	3,600	H10
宇部・小野田	宇部市環境保全センター	全連続	198	4,000	H14
	山陽小野田市環境衛生センター	全連続	90		H27
下関	下関市奥山工場	全連続	180	3,180	H14
			170	3,600	H28
長門・萩	萩・長門清掃工場(はなもゆ)	全連続	104	60	H27
	萩市見島ごみ焼却場	固定バッチ	3		H11

##### ②ごみ燃料化施設

広域ブロック	名 称	処理能力 (トン/日)	施設の 種 類	稼 働 開始年
山口・防府	防府市クリーンセンター 可燃ごみ施設バイオガス化施設	51.5	メタン化	H26
	山口市廃食用油リサイクルプラント	0.1	BDF化	H16
宇部・小野田	美祢市カルストクリーンセンター	28	RDF化	H11

## (3)粗大ごみ処理施設

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	稼 働 開始年
柳井	熊南総合事務組合資源活用センター	破 碎	5	H9
周南	恋路クリーンセンター	破 碎	20	H7
山口・防府	防府クリーンセンター リサイクル施設	破 碎	14	H26
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（粗大ごみライン）	破 碎	45	H7
	山陽小野田市環境衛生センター	破 碎	20	S57
下関	下関市奥山工場	破 碎	125	S55
	下関市リサイクルプラザ	破 碎	41	H15
	クリーンセンター響	破 碎	32	H30
長門・萩	長門市清掃工場	破 碎	10	H15
	萩市大並不燃物埋立処分場	破 碎	25	H元
	阿武町リサイクルセンター	破 碎	5	H7

## (4)リサイクルプラザ・センター

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	稼 働 開始年
岩国	岩国市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	59	H11
	和木町クリーンセンター	選別、圧縮・梱包	3	S46
柳井	熊南総合事務組合資源活用センター	選別、圧縮・梱包	4	H9
	周防大島町環境センター	選別、圧縮・梱包、破碎	8	H19
周南	周南市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	80	H23
	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「えこぱーく」	選別、圧縮・梱包	33	H20
山口・防府	防府市クリーンセンターリサイクル施設	選別、圧縮・梱包	9	H26
	山口市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	19.5	H9
	山口市不燃物中間処理センター	選別	50	H20
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（資源ごみライン）	圧縮・梱包	25	H7
	美祢市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12
下関	下関市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	72	H15
長門・萩	長門市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	4.9	H13
	長門市清掃工場（リサイクル施設）	選別、圧縮・梱包	2.9	H29
	萩市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	4.9	H9
	萩第二リサイクルセンター	圧縮・梱包	4	H20
	萩市田万川リサイクルセンター	圧縮・梱包	2.3	H8
	阿武町リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	3	H12

## ⑤その他の資源化等の施設

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	稼 働 開始年
岩国	岩国市本郷ごみ処理場	圧縮・梱包	10	S56
	和木町クリーンセンター	圧縮・梱包	3	S46
柳井	柳井市不燃物処理場手選別場	選別	2	S63
周南	周南東部環境施設組合後畠不燃物埋立処理場	選別、圧縮・梱包	38	S58
	周南市熊毛ストックヤード	選別	3	H7
	周南市鹿野空き缶プレス機	圧縮・梱包	0.5	H10
	周南市処理困難物選別施設	選別	3	H31
山口・防府	山口市小郡ストックヤード	選別、圧縮・梱包	2.4	H12
	山口市阿東クリーンセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12
宇部・小野田	宇部市プラスチックごみ圧縮梱包施設	圧縮・梱包	13	H13
	宇部市ペットボトル圧縮梱包施設	圧縮・梱包	1.25	H10
	山陽小野田市環境衛生センター	選別、圧縮・梱包	8	H2

## 2 一般廃棄物最終処分場

### その1

広 域 ブロック	市町名 一部事務組合名	名 称	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残存容量 (m <sup>3</sup> )	埋 立 開始年
岩国	岩国市	岩国市日の出町最終処分場	100,500	61,473	H14
	岩国市	岩国市玖珂不燃物処理場	9,065	5,256	S53
	岩国市	岩国市周東埋立処分場	20,400	9,363	S59
	和木町	和木町一般廃棄物最終処分場	60,000	29,356	H6
柳井	柳井市	柳井市不燃物処理場	166,087	82,507	S63
	熊南総合事務組合	資源活用センター①	19,060	10,276	S56
	熊南総合事務組合	資源活用センター②	18,893	6,280	H16
	周防大島町	周防大島町環境センター最終処分場	16,000	14,572	H20
	周防大島町	東和不燃物処理場	24,160	1,825	S55
	周防大島町	東和瓦処分場	2,470	188	H6
	周防大島町	橘不燃物処理場	2,200	228	H10

## その2

広域 ブロック	市町名 一部事務組合名	名 称	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残存容量 (m <sup>3</sup> )	埋立 開始年
周南	周南市	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	6,840	3,548	H16
	周南市	徳山下松港新南陽N7地区 最終処分場	70,000	57,237	H26
	周南東部環境施設組合	後畠不燃物処理場（第3期）	113,922	87,177	H22
山口・ 防府	防府市	防府市一般廃棄物最終処分場	316,000	91,546	H8
	山口市	山口市神田一般廃棄物最終処分場	341,850	28,722	H3
	山口市	山口市青江一般廃棄物最終処分場	225,505	38,227	S47
	山口市	山口市鍛冶畠不燃物埋立処分場	66,000	32,165	H2
	山口市	山口市岡山最終処分場	4,614	336	S42
	山口市	山口市阿東一般廃棄物最終処分場	26,000	10,438	H12
	山口市	山口市大浦一般廃棄物最終処分場	28,000	26,142	H29
宇部・ 小野田	宇部市	宇部市一般廃棄物最終処分場	131,300	72,013	H20
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (最終埋立処分場)	54,400	2,317	S61
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (一般廃棄物最終処分場)	60,000	12,229	H13
	山陽小野田市	山陽小野田市清掃工場 (山陽処分場)	38,000	9,454	H2
	美祢市	美祢市一般廃棄物最終処分場	22,000	11,163	H12
	美祢市	美祢市美東一般廃棄物最終処分場	16,000	7,590	H2
下関	下関市	吉母管理場	1,273,200	251,364	S61
	下関市	クリーンセンター響最終処分場	49,500	9,966	S63
長門・萩	長門市	長門市一般廃棄物最終処分場	13,000	7,316	H17
	萩市	大井不燃物埋立処分場	146,000	20,089	H元
	萩市	見島不燃物埋立処分場（休止中）	54,000	4,435	S50
	萩市	大島不燃物埋立処分場（休止中）	7,000	2,552	S49
	萩市	相島不燃物埋立処分場（休止中）	1,800	1,373	H3
	萩市	田万川不燃物埋立地	13,610	580	S40
	萩市	田万川一般廃棄物最終処分場	5,100	5,028	H11
	萩市	須佐一般廃棄物最終処分場	189,086	10,000	S45

注) 残存容量は、平成30年度末（2018年度末）現在

### 3 し尿処理施設

広域 ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (kL/日)	稼 働 開始年
岩国	岩国市みすみクリーンセンター	標 脱	129	H21
	玖西環境衛生組合 真水苑	高負荷・膜分離	28	H15
柳井	周東環境衛生組合衛生センター	標 脱	120	S57
	周防大島町衛生センター	標 脱	40	S60
	周防大島町情島衛生センター	高負荷	0.3	S63
	祝島し尿処理場	高負荷・膜分離	1	H8
周南	下松市衛生センター	下水投入・一次処理	30	S59
	光市深山浄苑	嫌気・好気・ 高負荷・膜分離	38	H11
山口・ 防府	防府市クリーンセンターし尿処理場	標 脱	165	H6
	山口市環境センター	下水投入	525	S56
宇部・ 小野田	宇部市環境保全センターし尿処理場	好希釀・下水投入	150	S60
	山陽小野田市小野田浄化センター	高負荷	90	H元
	美祢市衛生センター	標 脱	34	S63
下関	下関市環境部彦島工場	好希釀・下水投入	198	H19
長門・萩	萩第二浄化センター	標脱・下水投入	55	H10
	萩市見島し尿処理場	高負荷	3	H16

※処理方式 嫌気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式  
 好気：好気性消化・活性汚泥処理方式  
 好希釀：好気性処理のうち、希釀ばっ氣・活性汚泥処理方式  
 標脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）  
 高負荷：高負荷脱窒素処理方式  
 膜分離：膜分離処理方式  
 下水投入：下水投入方式  
 一次処理：一次処理後に下水道に放流

### 4 コミュニティプラント

広域 ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (kL/日)	稼 働 開始年
宇部・ 小野田	秋吉地域し尿処理施設	長時間ばっ氣	1,320	S48

## 5 一般廃棄物処理施設（許可対象：廃棄物処理法第8条）の設置状況（市町以外が設置したもの）

施設の種類 広域ブロック	ごみ処理施設						し尿処理 施設	最終 処分場	合 計
	焼却施設	破碎施設	圧縮施設	堆肥化 施 設	その他	小 計			
岩国		3				3	2		5
柳井						0			0
周南	7	12	4	2	13	38	7		45
山口・防府		3	2	1	22	28			28
宇部・小野田	7	15	4	2	3	31	2	2	35
下関		1	2		1	4			4
長門・萩	1	4	1		4	10	2		12
合計	15	38	13	5	43	114	13	2	129

## 6 廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出施設

施設の種類 広域ブロック	産業廃棄物処理施設						合 計
	廃プラスチック類 の破碎施設	廃プラスチック類 の焼却施設	木くずの 破碎施設	がれき類 の破碎施 設	紙くず、木くず、繊維くず、 動物若しくは植物に係る固形 状の不要物、獣畜若しくは食 鳥に係る固形状の不要物又は 動物の死体の焼却施設	産業廃棄 物最終処 分場(管 理型)	
岩国	1		4				5
柳井			2				2
周南			4		1		5
山口・防府	2		7	1			10
宇部・小野田	2		5	3			10
下関							1
長門・萩			3				3
合計	5	0	25	4	1		36

注) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該施設で処理する場合において、あらかじめ廃棄物処理法第15条の2の5に基づき届出があったもの。

# 第7章 各主体の役割分担と計画の推進

## 第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進するためには、各主体が役割を認識し、連携・協働して、取り組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下のような役割を担います。

### 1 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革・定着に努めます。

#### 【具体的取組】

- 必要なものを必要な量だけ購入
- マイバッグやマイボトルの利用や簡易包装製品の選択（リデュース）
- 「やまぐち3きつちよる運動」（食べきり・食材の使いきり・水きり）等の実践や過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減（リデュース）
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の過剰な使用を回避（リデュース）
- レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買などのサービスの積極的な活用（リユース）
- 資源ごみ（食品トレー、ペットボトル等）の店頭回収、古紙の集団回収、廃家電の小売店での回収等への協力（リサイクル）
- ごみのポイ捨てなどの環境汚染につながる行為の禁止
- ルールに従った適正な廃棄物の分別・排出
- 紙やバイオプラスチック<sup>120</sup>など代替素材の利用
- 環境学習・環境教育や海岸一斉清掃など環境保全活動への積極的な参加
- 災害時の廃棄物の適正な排出など、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対する協力

### 2 NPO・民間団体

NPO・民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、各主体のネットワークを活かし、広域的な活動を推進します。

#### 【具体的取組】

- フリーマーケットなどの開催（リユース）
- フードバンク活動などによる食品ロスの削減
- 地域住民のライフスタイルの見直しや廃棄物の3Rの推進等の地域の環境保全活動の促進
- 県民、事業者、行政等と連携・協力した海岸漂着物等の回収

### 3 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの社会的責務を果たすとともに、廃棄物処理法の基準等を遵守し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止に努めます。

また、拡大生産者責任を踏まえて、製品の長寿命化や製品が廃棄物となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献及び消費者等への適切な情報公開など透明性の確保について、必要な措置を講じます。

#### 【具体的取組】

- 循環資源や再生可能資源の使用比率の拡大（資源確保段階）
- 最新の技術や回収・リサイクルシステムの動向等を踏まえ、廃棄段階までを見据えた軽量化等の環境配慮設計の徹底や原材料素材の表示（生産・製造段階）
- ペットボトルや食品トレー、小型家電等の店頭回収（使用・流通段階）
- 食材の使いきりや客の希望量に応じた食事の提供などによる食品ロスの削減
- 廃棄物の減量化に関する計画策定による減量化の推進（多量排出事業者）
- 廃プラスチック類をはじめとする廃棄物の適正な委託処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの積極的活用などトレーサビリティの強化
- 処理の委託先として遵法性及び透明性が高い優良産廃処理業者の優先的な選択
- ISO14001やエコアクション21（EA21）などの環境マネジメントシステム<sup>121</sup>の導入
- 行政施策への協力

### 4 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、法令遵守を徹底し、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源としてとらえ、可能な限り、再使用、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、発生・排出抑制及び最終処分量の削減等、環境負荷の低減に努めます。

#### 【具体的取組】

- 廃棄物の適正な処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの導入
- 優良産廃処理業者認定の取得の推進
- 廃棄物処理施設の延命化等による確保
- ISO14001やエコアクション21（EA21）などの環境マネジメントシステムの導入
- 地域住民等に対する工場見学等の受入れや分かりやすい情報提供
- 行政施策への協力

## 5 大学・研究機関

大学・研究機関は、廃棄物の3Rや適正処理に関する学術的・専門的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を分かりやすく提供することなどにより、循環型社会の形成に関する理解や活動を促進するとともに、連携・協働のつなぎ手となるよう努めます。

### 【具体的取組】

- 廃棄物の3Rの推進や適正処理に関する基礎研究や技術開発
- 廃棄物の3Rの推進に配慮したエコ・キャンパス<sup>122</sup>の取組
- 地域循環圏の形成に向けた取組の評価と改善に向けた提言
- 海洋ごみ等、環境中の分布の現状及び将来予測、モニタリング手法に関する研究

## 6 市町

市町は、その地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有しています。そのため、一般廃棄物の3Rの推進や適正処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づき主体的な役割を担います。

特に、一般廃棄物の3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、地域の実情に応じた分別収集品目の拡大、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進を図ります。

### 【具体的取組】

- 住民に対する一般廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- 住民に分かりやすいごみ分別ルールの策定
- 小型家電の回収における住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供等による金属の再資源化の推進（アフターメダルプロジェクト<sup>123</sup>への参加等）
- 不法投棄等、不適正処理防止対策の推進（県職員への併任制度の活用）
- 海岸漂着物及び漂流ごみ等の円滑な処理に関する海岸管理者等への協力
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築
- 事務・事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進
- グリーン購入やグリーン契約<sup>124</sup>などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3Rの推進や適正処理に関する県との連携

## 7 県

県は、本計画を推進するため、県民、事業者、市町等に計画内容を周知するとともに、廃棄物の排出・処理状況等の把握に努め、持続可能な循環型社会を形成していく上で、各主体間のコーディネーターとして役割を果たすよう努めます。

また、各主体が協働・連携して取り組めるよう情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、積極的に支援や情報提供を行います。

さらに、廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産廃処理業者の育成や関係機関と連携した廃棄物処理施設等の監視・指導を行います。

### 【具体的取組】

- 産業廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物の減量に関する計画策定の指導
- 廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化
- 産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するための「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づく適切な指導による地域の紛争防止
- 優良産廃処理業者の育成支援
- (一社) 山口県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会への協力・支援
- 公共関与による産業廃棄物の広域処理体制の推進
- 廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- 海岸漂着物等の回収・処理に取り組む民間団体などとの連携の確保及び活動支援
- 「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務・事業の執行
- グリーン購入やグリーン契約などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3Rの推進や適正処理に関する国、市町との連携

## 第2節 関係機関との連携

県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議<sup>125</sup>」などと、各種施策の進行管理、総合調整、情報発信等を行いながら、本計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や市町等とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。

なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議<sup>126</sup>」を通じ、関係部局との連携を確保します。

### 1 環境やまぐち推進会議

県民、事業者、行政など幅広い団体で構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、循環型社会づくり、自然との共生等に関する協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進します。

### 2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

### 3 山口県食品ロス削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けた取組を推進する「食品ロス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

### 4 山口県海岸漂着物対策推進協議会

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、日韓海峡海岸漂着物一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

### 5 やまぐちエコ市場

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

## 第3節 計画の推進

### 1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」において、各種施策の進行管理、総合調整を行いながら、本計画を着実に推進します。

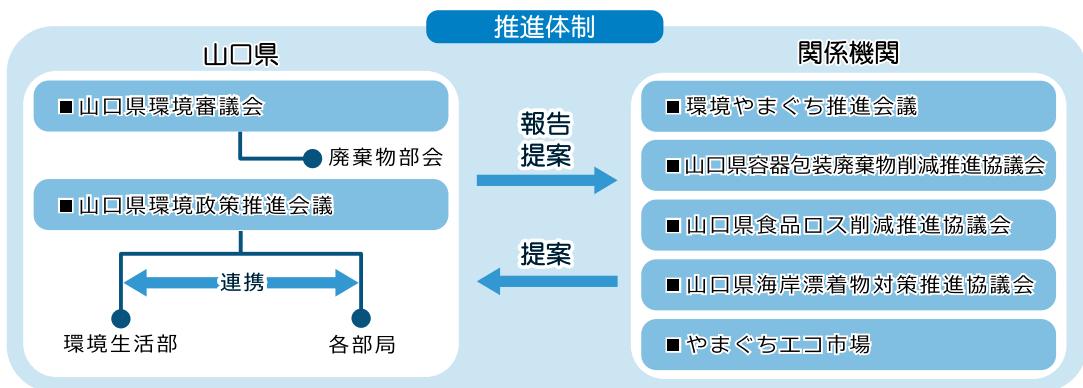


図7-3-1 推進体制

### 2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標・取組指標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するため、PDCAサイクルを活用するとともに、その結果を山口県環境白書<sup>127</sup>や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。

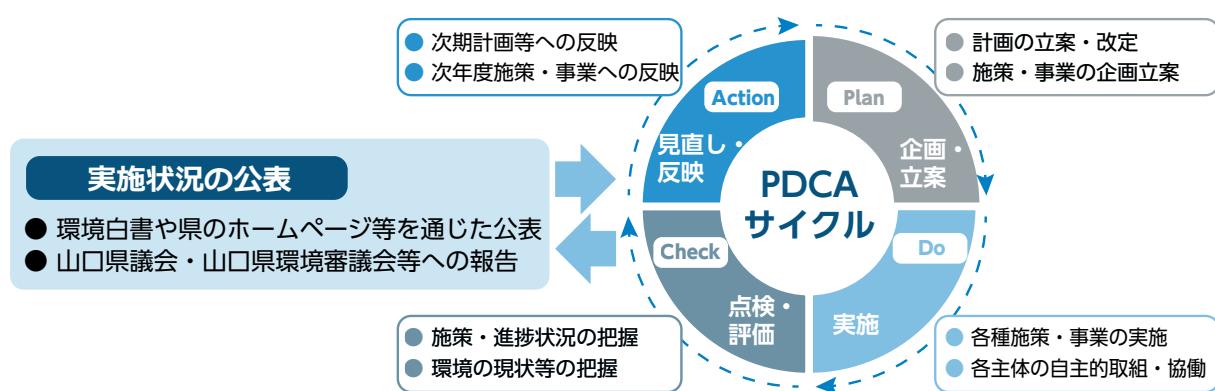


図7-3-2 進行管理

### 3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 用語解説

## 1 山口県循環型社会形成推進条例

循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項や産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年（2004年）3月に制定・公布された条例（平成16年（2004年）3月23日山口県条例第1号）です。

## 2 循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

## 3 やまぐち維新プラン

県の新たな県政運営指針として平成30年（2018年）10月に策定したものです。県政の最重要課題である人口減少の克服と地域活力の創出を目指し、「産業」「大交流」「生活」の「3つの維新」に挑戦することとしています。

## 4 持続可能な開発のための目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す令和12年（2030年）までの国際目標のことです。（SDGs：Sustainable Development Goalsの略）

## 5 プラスチック資源循環戦略

令和元年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

## 6 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

## 7 低炭素社会

二酸化炭素の排出量が少ない社会のことです。低炭素社会では、産業、行政、国民など社会のあらゆる場面で排出される二酸化炭素の最小化（カーボン・ミニマム）を図ります。さらに、国では、令和2年（2020年）10月「2050年カーボンニュートラル（CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ）」を宣言し、同年12月に、この目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しています。

## 8 自然共生社会

平成19年（2007年）6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において、自然共生社会とは、「人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会」としています。

## 9 「自助」「共助」「公助」

自助とは、自分でできることは自分で行うこと、共助とは、自分だけでは解決できないことについて、周囲や地域が共に助け合って行うこと、公助とは、個人や地域、民間だけでは解決できないことについて、公共（行政）が行うことです。

## 10 リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生や排出自体を抑制することをいいます。リユース、リサイクルよりも優先される取組です。

## 11 リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいいます。（修理を行ってこれを使用することを含む。）循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものです。

**12 リサイクル（再生利用）**

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、廃棄物の全部又は一部を資源として再生利用することをいいます。

**13 一般廃棄物**

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいいます。

**14 産業廃棄物**

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいいます。

**15 総排出量**

一般廃棄物（ごみ）の場合、

$$\text{総排出量} = \text{市町等の収集量} + \text{住民等の直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

産業廃棄物の場合、本計画では、有償物（有価物）等を含めた広義の廃棄物の量です。

$$\text{総排出量} = \text{有償物量} + \text{直接再生利用量} + \text{中間処理量} + \text{直接最終処分量} + \text{その他量}$$

**16 自家処理量**

自ら堆肥化して家庭菜園で使うなど、公共の処理に出さず自ら処理した量のことです。

**17 集団回収量**

家庭の日常生活の中で出た不用となったものの中で、資源として活かせるものを子ども会やPTA、消費者団体などの地域団体で回収し、リサイクルを進めていく活動によって回収された資源物の量のことと、集団回収実施団体への補助金交付制度を有する自治体もあります。

**18 収集及び直接搬入量**

収集量とは市町等が収集した量で、直接搬入量とは住民や事業者が市町等の処理施設に直接搬入した量をいい、収集及び直接搬入量とは、これらの合計のことです。

**19 直接資源化量**

一般廃棄物の資源化施設でそのまま資源化されたごみの量です。

**20 直接焼却量**

一般廃棄物の焼却施設でそのまま焼却されたごみの量です。

**21 直接最終処分量**

一般廃棄物の埋立処分場でそのまま埋め立てられたごみの量です。

**22 処理残さ量**

粗大ごみ処理施設等の中間処理施設で処理された破碎ごみなど、中間処理により発生した残さることをいいます。

**23 焼却処理量**

廃棄物を焼却して処理した量のことです。

**24 減量化量**

排出事業者又は処理業者等が行う廃棄物の中間処理（焼却、脱水など）で、減量された量のことです。（処理前重量 - 処理後重量）

**25 再生利用量**

廃棄物を再生利用（リサイクル）した量のことで、そのまま直接再生利用した量（直接再生利用量等）と中間処理後に再生利用した量（中間処理後再生利用量）の合計のことです。

一般廃棄物（ごみ）の場合、

$$\text{再生利用量} = \text{直接資源化量} + \text{処理後再生利用量} + \text{集団回収量}$$

産業廃棄物の場合、

$$\text{再生利用量} = \text{有償物量} + \text{直接再生利用量} + \text{処理後再生利用量}$$

- 26 最終処分量**  
廃棄物を最終処分した量のことで、埋立処分量と海洋投棄量の合計をいいますが、海洋投棄が認められているものは非常に少ないため、一般的には埋立処分量のことです。
- 27 中間処理（自己中間処理、委託中間処理）**  
廃棄物を脱水、破碎、選別、焼却、中和等により、減量化や安全で安定した状態に変化させることをいい、自己中間処理とは自ら中間処理を行うこと、また、委託中間処理とは処理業者に処理を委託して中間処理を行うことです。
- 28 管理型最終処分場**  
産業廃棄物の最終処分場のうち、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等を埋め立てる産業廃棄物最終処分場で、浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられています。なお、一般廃棄物の最終処分場も同じ構造となっています。
- 29 安定型最終処分場**  
産業廃棄物の最終処分場のうち、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を埋め立てる最終処分場のことです。
- 30 特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物）**  
廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものです。特別管理廃棄物のうち、一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんやダイオキシン類を含む焼却灰等、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物といいます。また、特別管理廃棄物のうち、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある産業廃棄物、特定有害産業廃棄物のことを特別管理産業廃棄物といいます。
- 31 やまぐち食べきり協力店**  
食品ロスの削減の取組を実践する県内の旅館・ホテルの宿泊施設、飲食店として、県食品ロス削減推進協議会に登録した店舗のことです。
- 32 環境学習**  
自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことです。
- 33 優良産廃処理業者**  
通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を県が審査して認定した産業廃棄物処理業者のことです。
- 34 エコ・ファクトリー**  
産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進める制度において認定された事業所のことです。認定基準は、「発生抑制推進事業所」、「高再資源化率達成事業所」、「その他特に優良と認められる事業所」の3つに区分されています。
- 35 認定リサイクル製品**  
リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して県内で製造・加工されるリサイクル製品を認定する制度において認定された製品のことです。
- 36 ISO14001**  
環境マネジメントシステムに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものです。
- 37 EA21（エコアクション21）**  
国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものです。

**38 グリーン製品**

「山口県グリーン購入の推進指針」及び「グリーン購入ガイド（公共工事資材を含め重点的調達品目の基準等を掲載）」に規定する環境物品（環境に優しい製品）のことです。

**39 グリーン購入ガイド**

県における製品やサービスの調達に当たって、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその「判断の基準」や「配慮事項」並びに当該物品の調達の考え方（目標）を示しています。

**40 災害廃棄物処理計画**

地震、風水害等の災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、地方公共団体が定めた計画のことです。

**41 環境教育**

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、地域等において、環境と社会、経済及び文化とのつながりについて理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことです。

**42 産学公民連携**

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の各主体が互いに協力して取り組むことです。

**43 排出事業者責任**

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。これらにより、排出事業者は、その廃棄物処理において重要な責任（排出事業者責任）を有しています。

**44 コンプライアンス**

企業などが法令や規則、企業倫理を遵守することです。

**45 PCB廃棄物**

ポリ塩化ビフェニル（PCB）又はPCBを含む廃棄物のことを行います。PCBは、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換機の熱媒体など様々な用途で利用されていましたが、毒性があるため、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

**46 海洋ごみ**

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸等への漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称を行います。

**47 山口県海岸漂着物対策推進協議会**

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等を行います。

**48 森林バイオマス**

エネルギー資源として利用できる生物由来の資源のうち、特に森林から採取されるものをいいます。大気中の二酸化炭素を固定化してきたものであることから、カーボン・ニュートラルといい、焼却しても二酸化炭素の排出量の計算に加えないというルールがあります。

**49 地域循環圏**

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域のことを行います。

**50 ワンウェイプラスチック**

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられるものをいいます。

- 51 資源ごみ**  
再資源化することができる古紙等の紙類、空き缶等の金属類、空き瓶等のガラス類、ペットボトル等の廃プラスチックなどのことです。
- 52 拡大生産者責任**  
生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけでなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うことです。
- 53 環境配慮設計**  
製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、DfE (Design for Environment)、環境適合設計、エコ・デザインなどと呼ばれることもあります。
- 54 山口県PCB廃棄物処理計画**  
PCB特措法に基づき、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための計画のことです。
- 55 AI**  
Artificial Intelligence（人工知能）の略。学習、推論、判断策などの人間の知的な機能を人工的な方法により実現する技術のことです。
- 56 IoT**  
Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組みのことです。
- 57 エッセンシャルワーカー**  
私たちの日常生活における、必要不可欠な仕事を担う労働者などをいいます。
- 58 基礎素材型産業**  
化学、石油・石炭、鉄鋼・非鉄金属など各種産業の基礎素材となる製品を製造する製造業のことです。
- 59 フリーマーケット**  
不用品や手作り品をそれぞれが持ち寄り、公園や空き地等で開くバザーのことで、廃棄物の発生・排出抑制、再使用に結びつくことから、市町が協力して開催されるものもあります。
- 60 リサイクルショップ**  
家庭などで使わなくなったまだ使える製品（中古品）を取り扱う店舗のことで、リユースショップとも言われます。
- 61 リターナブル製品（容器）**  
そのままの容器を洗浄して中身を充填する方法で、何度も繰り返して使うことができる容器のことです。環境負荷が少なく、資源の節約にもなり、ごみの発生・排出抑制にも役立ちます。
- 62 マテリアルリサイクル**  
ガラスを粉碎してガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料にするなど、物質を再度物質として加工して利用することをいいます。
- 63 サーマルリサイクル**  
廃棄物として焼却した際の熱を利用する熱回収のことです。（広義のリサイクル）
- 64 企業ポテンシャル**  
その企業が有している潜在的な能力（技術力等）のことです。
- 65 循環資源**  
山口県循環型社会形成推進条例の第2条第3項で定義する「廃棄物等のうち有用なもの」のことです。

**66 やまぐちエコ市場**

民間企業主体で平成18年（2006年）5月に設立した環境・リサイクル総合市場であり、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、地域経済の活性化などに積極的に取り組んでいます。Webサイトや展示会を中心とした情報発信・PRや企業等のマッチング・交流による事業化支援、広域静脈物流システムの構築などを推進する団体です。

**67 山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱**

産業廃棄物処理施設等の設置（構造又は規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント未満の変更を除く。）を含む。）に関し必要な指導等を行うことにより、紛争の予防、調整等を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として定めたものです。

**68 山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会**

産業廃棄物（一般廃棄物）最終処分場、産業廃棄物焼却施設等の設置計画に対し、専門的な知識を有する者から意見を聴取するための審査会のことです。

**69 バイオマス資源**

動植物由来の再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもののことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、生ごみ、建設発生木材、下水汚泥などが該当します。

**70 店頭回収**

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレー、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

**71 ふちエコやまぐち宣言**

家庭や企業・団体・学校などを対象として、CO<sub>2</sub>削減や廃棄物の3Rなどの県民運動に取り組むことを宣言してもらうものです。取組内容には、クールビズやノーマイカー運動、プラスチックごみの削減やフードバンク活動への協力などが含まれます。

**72 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会**

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約6割（容積比）をしめる容器包装廃棄物の削減を図る実践活動を推進しています。

**73 山口県食品ロス削減推進協議会**

飲食店・旅館、スーパー、生産・製造者等の事業者、消費者、行政から構成される協議会で食品ロス削減の実践活動を推進しています。

**74 やまぐち3きっちょる運動**

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちょる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちょる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちょる運動」をあわせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

**75 山口県分別収集促進計画**

容器包装リサイクル法の規定に基づき、容器包装廃棄物の排出量・分別収集量の見込み、各市町の分別収集の取組計画など市町の分別収集計画をとりまとめた計画のことです。

**76 山口県庁エコ・オフィス実践プラン**

山口県地球温暖化対策実行計画の一部として位置付けられており、県自らの事務・事業における二酸化炭素排出量を抑制するため、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・ごみ減量化に向けた取組等が盛り込まれています。

**77 山口県グリーン購入の推進方針**

山口県循環型社会形成推進条例及び山口県庁エコ・オフィス実践プランに基づき、県が環境負荷の低減に資する製品やサービスの調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものです。

- 78 多量排出事業者**  
事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者（中間処理業者は除く）のことです。
- 79 電気式生ごみ処理機**  
電気を使って、温風乾燥、微生物分解（バイオ式）、炭化等を行い、生ごみを減量又は堆肥化する装置のことです。
- 80 段ボールコンポスト**  
段ボール箱を用いて、生ごみをコンポスト化（堆肥、または堆肥化手法のことで、生ごみ等の有機性物質を微生物の働きによって腐熟させること）することです。
- 81 経済的インセンティブ策**  
計画や目標達成のための方策の一つで、費用と便益に直接影響を与える報奨金等を活用して、関係者の意思決定や行動を誘因することです。
- 82 モニタリング**  
ある対象を継続して、観測・点検することです。
- 83 ダイオキシン類**  
ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）とポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン（PCDDs）の総称で、物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質です。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾジオキシン）については、人に対する発がん性が確認されています。廃棄物の中にはその性質上、焼却処理工程において多量のダイオキシン類を発生させるものが含まれています。
- 84 山口県ダイオキシン類対策指針**  
県として取り組むべき総合的なダイオキシン類対策（基本的な取組方針、排出削減（発生源）対策の強化、大気汚染等に係る環境調査の実施など）の方向を明らかにしたものです。
- 85 山口県災害廃棄物処理計画（山口県地域防災計画）**  
地震や風水害等に伴い発生する大量の災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理は、被災地域における生活環境の保全や早急な復旧・復興の推進のためにも大変重要であることから、災害発生時に市町等と連携して災害廃棄物処理、し尿処理、障害物の除去などについて効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」内に「山口県災害廃棄物処理計画」を策定しています。
- 86 やまぐちの美しい里山・海づくり条例**  
県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成22年（2010年）12月に制定・公布された条例（平成22年（2010年）12月21日山口県条例第42号）です。
- 87 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）**  
「海岸漂着物処理推進法」に基づき、本県の海岸の恵まれた景観等の総合的な環境を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれた環境を再生することを目的として、海岸漂着物対策を推進するために策定した計画です。（令和3年（2021年）3月改定）
- 88 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃**  
日韓8県市道（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県および釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、济州特別自治道）の共同交流事業の一環として、海岸の環境美化の意識啓発と実践活動の促進を図るために行う一斉清掃のことです。
- 89 山口県災害廃棄物処理マニュアル**  
南海トラフ巨大地震を被害想定とした災害廃棄物等の発生量の推計や、より実践的な処理方針等を記載したものです。

**90 災害廃棄物処理対応に係るガイドライン**

県災害廃棄物処理計画及び県災害廃棄物処理マニュアルに規定する県・市町の行動内容（役割分担、実施手順など）を、より具体的に示したもので、県災害廃棄物処理計画等を補完するものです。

**91 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**

令和2年（2020年）9月、国が廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、廃棄物の排出時の感染防止策、適正な処理のために講すべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめたガイドラインのことです。

**92 廃棄物処理事業継続計画**

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、感染症等に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理においても安定的に業務を継続することが求められます。そのため、廃棄物処理を行う者が感染症等対策の体制の整備、感染防止策、事業継続のための重要業務の特定等を検討し、取りまとめた計画のことです。

**93 フードバンク活動**

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことです。

**94 産業廃棄物税**

平成16年（2004年）4月から「山口県産業廃棄物税条例」に基づき実施している税で、納税義務者は、産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者であり、産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円を課税しています。産業廃棄物税の収取は、産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理のために必要な経費に使われています。

**95 低濃度PCB廃棄物**

PCB濃度が0.5mg／kgを超える5,000mg／kg以下のPCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等のことです。

**96 マニフェスト（産業廃棄物管理票）**

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に、処理業者に交付する帳票のことをいいます。処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しを回収することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。帳票によるシステムを、パソコン等を利用して電子化したものを電子マニフェストといいます。

**97 不法投棄ホットライン**

県、各健康福祉センター及び下関市が土日を含め24時間体制で、廃棄物の不適正処理に関する情報を受付けるホットライン（0120-538-710）のことです。

Eメール（fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp）による情報の受付も行っています。

**98 IT**

パソコンなどの情報機器や、インターネット、通信インフラなどを組み合わせて活用していくための技術の総称です。

**99 不法投棄等連絡協議会**

不法投棄など廃棄物の不適正処理に関する情報交換を行うとともに、地域に即した対策、啓発等の取組を実施するため、各健康福祉センターに設置している住民、市町、業界団体、警察等から構成される協議会のことです。

**100 山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム**

県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容が検索できるシステムのことです。優良産廃処理業者認定制度認定事業者一覧を確認することもできます。

**101 リサイクルプラザ**

リサイクルセンターの機能に加え、市民のためのリサイクル・環境関連の学習室、展示コーナー、多目的ルームなどの普及・啓発的な機能も有した施設のことです。

**102 やまぐち食育基本計画**

国の「食育推進基本計画」や本県のこれまでの食育の取組等を踏まえつつ、肥満や生活習慣病の増加、若い世代における食生活、食文化の継承など食に関する様々な課題に的確に対応するための計画のことです。

**103 エシカル消費**

倫理的消費のことです。地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことをいいます。

**104 子ども食堂**

社会福祉法人やNPO法人等による取組として、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のことです。貧困家庭の子どもへの支援に限らず、地域の交流の場としての役割を担っていることもあります。

**105 NPO**

Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体、民間公益組織などと訳されています。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体であり、我が国では「非特定営利活動促進法」に規定するものです。

**106 3010運動**

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始前に「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、お開き10分前になつたら「自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスの削減を図るものです。

**107 フードバンクポスト**

家庭や事業所の未利用食品を集めるポストのことです。県内のスーパー等に設置されています。

**108 フードドライブ**

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動のことです。

**109 エコクッキング**

環境と調和した食生活という意味です。食べ物の選び方・買ひ方を工夫する、環境に負荷の少ない料理をする、洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行うなどの考え方を基本にしています。

**110 山口県ごみ処理広域化計画**

ダイオキシン類削減対策、焼却残さの高度処理対策、リサイクルの推進等を踏まえた上で、市町が連携、協力し、広域的なごみ処理体制を確立するための指針として平成11年（1999年）3月に策定した計画です。

**111 灰溶融固化施設**

焼却炉で発生した灰を溶融、減容化してスラグとして回収する施設のことです。回収されたスラグはコンクリート用骨材やアスファルト道路用材料等として再利用できるため、最終処分量を削減することができ、最終処分場の延命化が図れます。

**112 ごみ燃料化施設**

ごみ固形燃料化施設、メタン化施設（メタン発酵によりメタンガス等を回収する施設）、BDF施設（廃食用油をBDFに生成する施設）等の施設のことです。

**113 コミュニティプラント**

市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置する小規模の汚水処理施設のことです。

**114 汚泥再生処理センター**

従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、生ごみや事業系食品廃棄物などを受け入れ、堆肥化・メタン醸酵などの方法によって、汚泥・有機性廃棄物の有効利用を図る施設のことです。

**115 リサイクルセンター**

ごみの種類別に選別して保管し、必要な場合には粗大ごみなどのリフォーム及び再利用設備を備えた施設のことです。

**116 ストックヤード**

自治体が収集したごみや集団回収などで回収された資源ごみを、再生資源工場へ運ぶまでの間、一時的に保管しておくための場所のことです。

**117 地域エネルギーセンター**

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を図る当該施設を中心とした自立・分散型の地域循環圏のことです。廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力などを地域で利活用することにより、低炭素化の取組を支援します。

**118 基幹的設備改良**

ごみ処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10~15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。単なる延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上など二酸化炭素削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められます。

**119 山口県廃棄物広域対策協議会**

山口県域における廃棄物に係る諸問題を広域的に検討・協議し、廃棄物の円滑かつ適正な処理の確保を図るため設置される協議会のことです。

**120 バイオプラスチック**

バイオマスを原料としたプラスチックと生分解性を持つプラスチックの総称をいいます。

**121 環境マネジメントシステム（EMS）**

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化された環境に関する管理システムのことです。

**122 エコ・キャンパス**

ごみの減量やリサイクル、省資源・省エネルギー、環境教育など環境への配慮に重点をおいた活動を行っている大学等のことです。

**123 アフターメダルプロジェクト**

国は、平成29年度（2017年度）から東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、使用済みの小型家電に含まれるリサイクル材を活用する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を推進し、平成31年（2019年）3月に回収量が目標量に達し終了しました。

国では、このプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、平成31年（2019年）4月から「アフターメダルプロジェクト」と題して、携帯電話、パソコン等の回収促進の取組を進めています。

**124 グリーン契約**

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。

**125 環境やまぐち推進会議**

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする会議のことです。

**126 山口県環境政策推進会議**

県庁内各部局から構成され、環境に関する各種計画や施策との連携・調整、進行管理等を行う会議のことです。

**127 山口県環境白書**

山口県環境基本条例の規定により、知事が県議会に提出した環境保全に関する施策の概要を中心まとめた年次報告のことで、これを山口県環境白書として公表しています。



# 資料編

## 〈目次〉

1. 一般廃棄物 .....	103
(1) 一般廃棄物のごみ排出量及び処理量 .....	103
(2) し尿処理の状況 .....	105
(3) 広域ブロック別（市町別）の将来人口予測結果 .....	107
(4) 広域ブロック別（市町別）のごみ総排出量の予測結果 .....	108
(5) 広域ブロック別（市町別）のごみ焼却処理量の予測結果 .....	109
2. 産業廃棄物 .....	110
産業廃棄物の排出量及び処理処分量 .....	110
3. 目標設定等の考え方（補足説明資料） .....	114

## 1. 一般廃棄物

### (1) 一般廃棄物のごみ排出量及び処理量

一般廃棄物のごみ排出量（平成30年度実績）

市町名	総人口 (人)	ごみ		市町搬入量				ごみ収集量				直接搬入量				合計		自家處理量 トン/年	生活系ごみ トン/年	事業系ごみ トン/年	合計 トン/年
		計画収集 人口	自家 処理 人口	混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	合計 トン/年	トシ/年	トシ/年	トシ/年	トシ/年	トシ/年	トシ/年	トシ/年				
1 下関市	264,220	264,220	0	0	43,648	0	9,102	52	2,435	55,237	39,905	95,142	0	55,237	0	55,237	0	55,237	0	55,237	0
2 宇都市	165,584	165,584	0	0	28,364	1,522	4,162	12	168	34,228	25,196	59,424	0	34,228	0	34,228	0	34,228	0	34,228	0
3 山口市	192,285	192,285	0	0	52,986	2,681	3,536	73	105	59,381	14,461	73,842	0	38,302	21,079	59,381	0	38,302	21,079	59,381	0
4 福山市	47,860	47,858	2	0	9,482	759	1,540	26	88	11,895	5,246	17,141	1	11,895	0	11,895	0	11,895	0	11,895	0
5 防府市	116,571	116,571	0	0	29,486	280	1,222	0	0	30,988	7,494	38,482	0	22,142	8,846	30,988	0	22,142	8,846	30,988	0
6 下松市	57,230	57,230	0	0	13,884	1,064	3,818	0	1,097	19,863	1,331	21,194	0	13,837	6,026	19,863	0	13,837	6,026	19,863	0
7 岩国市	135,615	135,615	0	0	32,259	392	8,674	28	304	41,657	3,890	45,547	0	27,746	13,911	41,657	0	27,746	13,911	41,657	0
8 光市	51,455	51,455	0	0	11,318	464	3,347	0	1,516	16,645	857	17,502	0	13,240	3,405	16,645	0	13,240	3,405	16,645	0
9 長門市	34,402	34,402	0	0	6,313	347	3,184	0	573	10,417	2,061	12,478	0	10,417	0	10,417	0	10,417	0	10,417	0
10 柳井市	32,101	32,101	0	0	10,378	799	585	35	15	11,812	1,860	13,672	0	7,381	4,431	11,812	0	7,381	4,431	11,812	0
11 美祢市	24,666	24,666	0	0	5,668	258	550	0	113	6,589	1,111	7,700	0	6,033	556	6,589	0	6,033	556	6,589	0
12 周南市	144,088	144,088	0	0	33,100	952	8,453	681	257	43,443	3,663	47,106	0	32,592	10,851	43,443	0	32,592	10,851	43,443	0
13 山陽小野田市	63,185	63,185	0	6	12,757	550	2,041	192	62	15,608	6,827	22,435	0	15,608	0	15,608	0	15,608	0	15,608	0
14 周防大島町	16,132	16,132	0	0	2,816	54	578	8	0	3,456	1,153	4,609	0	3,456	0	3,456	0	3,456	0	3,456	0
15 和木町	6,485	6,485	0	0	894	0	350	36	14	1,294	228	1,522	0	1,294	0	1,294	0	1,294	0	1,294	0
16 上関町	2,776	2,776	0	0	564	17	123	0	0	704	26	730	0	704	0	704	0	704	0	704	0
17 田布施町	15,393	15,393	0	0	3,470	94	481	0	0	4,045	459	4,504	0	3,585	460	4,045	0	3,585	460	4,045	0
18 平生町	11,943	11,943	0	0	3,911	73	355	0	29	4,368	447	4,815	0	3,099	1,269	4,368	0	3,099	1,269	4,368	0
19 阿武町	3,326	3,326	0	0	669	23	117	0	14	823	37	860	0	815	8	823	0	815	8	823	0
市計	1,329,262	1,329,260	2	6	289,643	10,068	50,214	1,099	6,733	357,763	113,902	471,665	1	288,658	69,105	357,763	1	288,658	69,105	357,763	1
町計	56,055	56,055	0	0	12,324	261	2,004	44	57	14,690	2,350	17,040	0	12,953	1,737	14,690	0	12,953	1,737	14,690	0
県合計	1,385,317	1,385,315	2	6	301,967	10,329	52,218	1,143	6,790	372,453	116,252	488,705	1	301,611	70,842	372,453	1	301,611	70,842	372,453	1

## 一般廃棄物のごみ排出量及び処理状況（平成30年度実績）

市町名	①総人口 人	ごみ総排出量						⑨自家処理量 トン／年	⑩総資源化量 トン／年	⑪1人1日当たりの 総排出量 g／人・日	⑫リサイクル率 %	⑬資源化率 %	⑭直接焼却率 %	⑮直接埋立処分率 %	
		②ごみ排 出量 トン／年	③資源ご み集団 回収量 トン／年	④計 トン／年	⑤直接焼 却処理量 トン／年	⑥焼却以 外の中間 処理量 トン／年	⑦直接埋 立処分量 トン／年								
1 下関市	264,220	95,142	3,926	99,068	73,547	16,623	1,441	35,435	0	39,361	1,027	39.8	37.3	77.4	1.5
2 宇部市	165,584	59,424	1,483	60,907	51,369	6,856	175	14,623	0	16,106	1,008	26.4	24.6	86.4	0.3
3 山口市	192,285	73,842	1,215	75,057	59,789	7,891	1,938	21,971	0	23,186	1,069	30.9	29.8	81.0	2.6
4 敦市	47,860	17,141	610	17,751	14,170	2,971	0	3,293	1	3,903	1,016	22.0	19.2	82.7	0.0
5 防府市	116,571	38,482	438	38,920	28,192	9,334	345	10,034	0	10,472	915	26.9	26.1	73.3	0.9
6 下松市	57,230	21,194	165	21,359	16,301	2,498	1,065	5,546	0	5,711	1,023	26.7	26.2	76.9	5.0
7 岩国市	135,615	45,547	257	45,804	32,920	8,075	1,150	10,147	0	10,404	925	22.7	22.3	72.3	2.5
8 光市	51,455	17,502	631	18,133	13,648	2,695	483	4,392	0	5,023	965	27.7	25.1	78.0	2.8
9 長門市	34,402	12,478	0	12,478	8,436	1,536	0	4,057	0	4,057	994	32.5	32.5	67.6	0.0
10 柳井市	32,101	13,672	513	14,185	11,877	458	1,046	2,347	0	2,860	1,211	20.2	17.2	86.9	7.7
11 美祢市	24,666	7,700	58	7,758	205	6,858	248	7,421	0	7,479	862	96.4	96.4	2.7	3.2
12 周南市	144,088	47,106	761	47,867	35,757	7,595	387	14,067	0	14,828	910	31.0	29.9	75.9	0.8
13 山陽小野田市	63,185	22,435	349	22,784	18,482	1,945	202	4,734	0	5,083	988	22.7	21.5	83.9	0.9
14 周防大島町	16,132	4,609	115	4,724	3,925	619	65	1,058	0	1,173	802	24.8	23.0	85.2	1.4
15 和木町	6,485	1,522	0	1,522	993	407	53	477	0	477	643	31.0	31.0	64.6	3.4
16 上関町	2,776	730	0	730	590	34	17	203	0	203	720	27.8	27.8	80.8	2.3
17 田布施町	15,393	4,504	90	4,594	3,779	725	0	1,008	0	1,098	818	23.9	22.4	83.9	0.0
18 平生町	11,943	4,815	0	4,815	4,248	567	0	957	0	957	1,105	19.9	19.9	88.2	0.0
19 阿武町	3,326	860	0	860	699	161	0	201	0	201	708	23.4	23.4	81.3	0.0
市計	1,329,262	471,665	10,406	482,071	364,693	75,335	8,480	138,067	1	148,473	994	30.8	29.3	77.4	1.8
町計	56,055	17,040	205	17,245	14,234	2,513	135	3,904	0	4,109	843	23.8	22.9	83.5	0.8
県合計	1,385,317	488,705	10,611	499,316	378,927	77,848	8,615	141,971	1	152,582	987	30.6	29.1	77.6	1.8

※⑧市町資源化量 = 直接資源化量 + ⑨自家処理量 + ⑩中間処理後再生利用量

⑩総資源化量 = ③資源ごみ集団回収量 + ⑧市町資源化量

⑪1人1日当たりの総排出量 = ④ごみ総排出量 × 100,000,000 ÷ ①総人口 / 365

⑫リサイクル率 = ((③資源ごみ集団回収量 + ⑧市町資源化量) / ((③資源ごみ集団回収量 + ⑤直接焼却処理量 + ⑥焼却以外の中間処理量 + ⑦直接埋立処分量 + ⑩直接資源化量)) × 100

⑬資源化率 = (⑧市町資源化量 / (⑧市町資源化量 + ⑤直接焼却処理量 + ⑥焼却以外の中間処理量 + ⑦直接埋立処分量 + ⑩直接資源化量)) × 100

⑭直接焼却率 = (⑤直接焼却処理量 / (⑤直接焼却処理量 + ⑥焼却以外の中間処理量 + ⑦直接埋立処分量 + ⑩直接資源化量)) × 100

⑮直接埋立処分率 = (⑦直接埋立処分量 / (⑦直接埋立処分量 + ⑧市町資源化量 + ⑩直接資源化量)) × 100

(2) し尿処理の状況  
水洗化の状況（平成30年度実績）

市町名	総人口	非水洗化人口	計画収集	自家処理	水洗化人口		公共下水道	コミュニティプラント	浄化槽	水洗化率		水洗化率(単独処理除く)%
					合併処理	単独処理				%		
1 下関市	264,220	15,720	15,454	266	248,500	197,277	0	51,223	29,993	21,230	94.05	86.02
2 宇部市	165,584	15,542	15,512	30	150,042	122,060	0	27,982	26,620	1,362	90.61	89.79
3 山口市	192,285	13,398	13,010	388	178,887	122,065	0	56,822	54,244	2,578	93.03	91.69
4 萩市	47,860	5,160	4,396	764	42,700	18,240	0	24,460	12,994	11,466	89.22	65.26
5 防府市	116,571	5,423	5,423	0	111,148	70,283	0	40,865	32,196	8,669	95.35	87.91
6 下松市	57,230	2,168	2,113	55	55,062	48,577	0	6,485	2,595	3,890	96.21	89.41
7 岩国市	135,615	6,514	5,399	1,115	129,101	43,842	0	85,259	51,454	33,805	95.20	70.27
8 光市	51,455	4,431	4,301	130	47,024	39,990	0	7,034	3,628	3,406	91.39	84.77
9 長門市	34,402	4,333	3,993	340	30,069	15,923	0	14,146	12,955	1,191	87.40	83.94
10 柳井市	32,101	3,812	3,343	469	28,289	9,858	0	18,431	10,110	8,321	88.12	62.20
11 美祢市	24,666	3,805	3,805	0	20,861	8,195	81	12,585	8,199	4,386	84.57	66.79
12 周南市	144,088	10,299	8,920	1,379	133,789	117,165	0	16,624	10,402	6,222	92.85	88.53
13 山陽小野田市	63,185	10,100	10,100	0	53,085	30,817	0	22,268	18,295	3,973	84.02	77.73
14 周防大島町	16,132	5,231	4,470	761	10,901	2,104	0	8,797	6,499	2,298	67.57	53.33
15 和木町	6,485	4	4	0	6,481	6,453	0	28	0	28	99.94	99.51
16 上関町	2,776	1,776	1,776	0	1,000	277	0	723	471	252	36.02	26.95
17 田布施町	15,393	687	687	0	14,706	7,366	0	7,340	4,229	3,111	95.54	75.33
18 平生町	11,943	897	897	0	11,046	6,801	0	4,245	2,536	1,709	92.49	78.18
19 阿武町	3,326	182	82	100	3,144	0	0	3,144	3,093	51	94.53	92.99
市計	1,329,262	100,705	95,769	4,936	1,228,557	844,292	81	384,184	273,685	110,499	92.42	84.11
町計	56,055	8,777	7,916	861	47,278	23,001	0	24,277	16,828	7,449	84.34	71.05
県合計	1,385,317	109,482	103,685	5,797	1,275,835	867,293	81	408,461	290,513	117,948	92.10	83.58

※水洗化率 = (水洗化人口 / 総人口) × 100

※水洗化率(単独処理除く) = ((水洗化人口 - 単独処理処理人口) / 総人口) × 100



### (3) 広域ブロック別（市町別）の将来人口予測結果

(千人)

広域ブロック	市 町	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	岩国市	136	128	122	114	106	97
	和木町	6	6	6	6	6	5
	小計	142	134	127	119	111	103
柳井	柳井市	32	31	29	27	25	23
	周防大島町	16	15	13	11	10	8
	上関町	3	2	2	2	1	1
	田布施町	15	14	14	13	12	11
	平生町	12	12	11	11	10	9
	小計	78	74	69	63	58	53
周南	下松市	57	56	55	54	53	52
	光市	51	49	47	44	41	38
	周南市	144	138	134	127	121	114
	小計	253	243	236	226	215	204
山口・防府	山口市	192	197	195	193	189	184
	防府市	117	114	113	110	108	104
	小計	309	311	308	303	296	288
宇部・小野田	宇部市	166	164	159	153	146	139
	美祢市	25	24	22	20	18	16
	山陽小野田市	63	60	58	55	52	49
	小計	253	247	239	228	216	204
下関	下関市	264	252	241	226	211	196
長門・萩	萩市	48	44	41	37	33	30
	長門市	34	32	29	26	23	21
	阿武町	3	3	3	2	2	2
	小計	86	79	73	66	59	52
合計		1,385	1,340	1,293	1,230	1,166	1,100

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (4) 広域ブロック別（市町別）のごみ総排出量の予測結果

(千トン／年)

広域ブロック	市 町	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	岩国市	46	42	40	38	35	32
	和木町	2	1	1	1	1	1
	小計	47	44	42	39	36	33
柳井	柳井市	14	14	13	12	11	10
	周防大島町	5	4	4	3	3	2
	上関町	1	1	1	0	0	0
	田布施町	5	4	4	4	4	3
	平生町	5	5	5	4	4	4
	小計	29	28	26	24	22	20
周南	下松市	21	21	21	20	20	19
	光市	18	17	16	15	14	13
	周南市	48	46	44	42	40	38
	小計	87	83	81	77	74	70
山口・防府	山口市	75	76	76	75	73	71
	防府市	39	38	38	37	36	35
	小計	114	114	113	112	109	106
宇部・小野田	宇部市	61	62	60	58	55	53
	美祢市	8	7	7	6	6	5
	山陽小野田市	23	22	21	20	19	18
	小計	91	91	88	84	80	76
下関	下関市	99	95	91	85	79	74
長門・萩	萩市	18	17	15	14	12	11
	長門市	12	12	11	10	9	7
	阿武町	1	1	1	1	1	0
	小計	31	29	27	24	22	19
合計		499	484	467	445	422	398

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (5) 広域ブロック別（市町別）のごみ焼却処理量の予測結果

(千トン／年)

広域ブロック	市 町	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	岩国市	35	34	32	30	28	26
	和木町	1	1	1	1	1	1
	小計	36	35	33	31	29	27
柳井	柳井市	12	11	10	10	9	8
	周防大島町	4	3	3	3	2	2
	上関町	1	1	0	0	0	0
	田布施町	4	3	3	3	3	3
	平生町	4	4	4	3	3	3
	小計	24	22	21	19	18	16
周南	下松市	16	17	17	16	16	16
	光市	14	13	13	12	11	10
	周南市	36	37	35	34	32	30
	小計	66	67	65	62	59	56
山口・防府	山口市	61	61	60	60	58	57
	防府市	32	31	30	30	29	28
	小計	92	92	91	89	87	85
宇部・小野田	宇部市	53	50	48	46	44	42
	美祢市	0	6	5	5	4	4
	山陽小野田市	19	18	17	16	15	14
	小計	72	73	70	67	64	60
下関	下関市	84	76	72	68	63	59
長門・萩	萩市	15	13	12	11	10	9
	長門市	9	9	9	8	7	6
	阿武町	1	1	1	0	0	0
	小計	24	23	21	19	17	15
合計		400	388	374	356	338	319

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

美祢市では、ごみ燃料化により焼却処理実績（H30年度）は0である。R3以降のごみ焼却処理量は、焼却処理が必要なごみ量の予測値である。



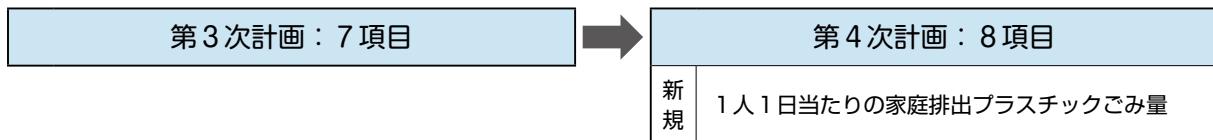




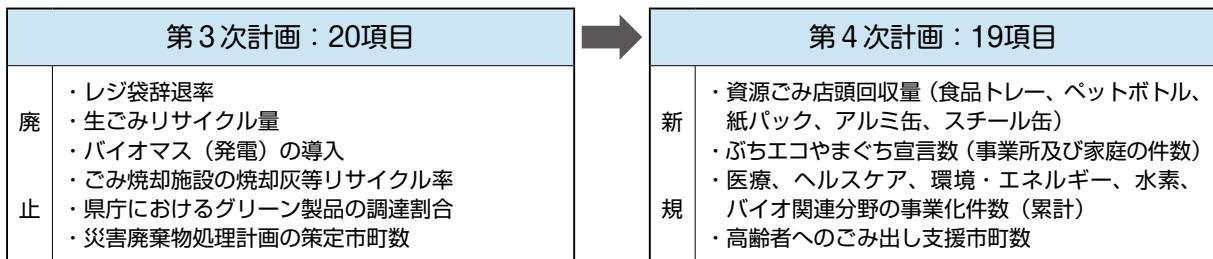


### 3. 目標設定等の考え方（補足説明資料）

#### 廃棄物の減量に係る目標項目



#### その他の目標項目



※目標達成又は達成見込みの項目について廃止

#### 一般廃棄物の減量に関する目標（5項目）

区分	現状 (H30)	目標 (R7)	設定根拠
総排出量 [千トン]	499	424	1人1日当たりの家庭排出ごみ量の目標(462g／人・日)等から設定
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	30.6 (153)	35 (148)	第3次計画の目標が未達成のため継続して設定 <sup>※3</sup>
減量化量 [千トン]	321	254	
最終処分量 [千トン]	26	22	総排出量に対する最終処分率が第3次計画と同じとして設定
1人1日当たりの家庭排出ごみ量 <sup>※1</sup> [g／人・日]	527	462	国の循環計画の目標を考慮して設定 <sup>※4</sup>
新1人1日当たりの家庭排出 プラスチックごみ量 <sup>※2</sup> [g／人・日] (R元年度実績)	35	20	1人1日当たり500mlペットボトル1本分(15g)の削減を目標として設定

※1) 家庭から排出されるごみのうち、資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算した量

※2) 家庭から排出されるごみのうち、分別回収された容器包装プラスチック及びペットボトルごみ量を1人1日当たりに換算した量

※3) 一般廃棄物のリサイクル率は、やまぐち維新プランの成果指標の1つ

※4) 国の循環計画（第4次）では、1人1日当たりの家庭排出ごみ量の令和7年度目標を440g／人・日としている。全国平均506g／人・日（平成30年度実績）を起点とすると、この目標を達成するために必要な削減率は、1.86%／年であり、本県の527g／人・日（平成30年度実績）から同じ削減率を用いて算出

### 産業廃棄物の減量に関する目標（3項目）

区分	現状 (H30)	目標 (R7)	設定根拠
総排出量 [千トン]	7,941	8,110	バイオマス発電所の新規稼働計画を考慮した予測値に、事業者や行政の取組による削減分を考慮して設定*
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	54.5 (4,326)	56 (4,542)	第3次計画の目標が未達成のため継続して設定
減量化量 [千トン]	3,209	3,168	
最終処分量 [千トン]	406	400	経済のトレンド予測を考慮した予測値に、事業者や行政の取組による削減分を考慮して設定*

※) 国において、二酸化炭素を多く排出する非効率な石炭火力発電所の段階的な休廃止に向けた検討が行われているが、現時点で、県内石炭火力発電所の稼働への影響を見通せないことから、総排出量や最終処分量の目標を設定する上では、これらを考慮していない。

## 取組指標（19項目）

区分	現状 (R元)	目標 (R7)	設定根拠
新資源ごみ店頭回収量（食品トレー、ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶）[トン]	1,619 (H30年度実績)	2,000	1人1日当たり1g多く回収（3.2→4.2g／人・日）することを目標として設定
やまぐち食べきり協力店店舗数 [店舗]	325	420	第3次計画の目標と現状を考慮して設定
新ぶちエコやまぐち宣言数（事業所）[件]	—	2,000 <sup>*1</sup>	山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）から設定
新ぶちエコやまぐち宣言数（家庭）[件]	—	15,000 <sup>*1</sup>	山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）から設定
容器包装廃棄物の分別収集回収率 [%]	38.6	43.0	第9期県分別収集促進計画から設定
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）[事業所]	74	100	第3次計画の目標が未達成のため継続して設定
山口県認定リサイクル製品数（累計）[製品]	485	570	第3次計画の目標と現状を考慮して設定
バイオマス（熱利用）の導入 [件]	150	205 <sup>*1</sup>	山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）から設定
バイオマス（林地残材）利用量 [トン]	54,560	60,000	近年の利用実績等を考慮して設定
農業用使用済廃プラのリサイクル率 [%]	79	80	関係団体（県農業用プラスチック適正処理推進協議会）から設定
家畜排せつ物に由来する堆肥量 [千トン]	215	241 <sup>*1</sup>	家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画から設定
建設廃棄物のリサイクル率 [%]	96.9 (H30年度実績)	96.9	国の目標を考慮して設定
新医療、ヘルスケア、環境・エネルギー、水素、バイオ関連分野の事業化件数（累計）[件]	94	110 <sup>*2</sup>	第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略から設定
優良産廃処理業者認定割合 [%]	7.3	10	第3次計画の目標が未達成のため継続して設定
河川・海岸清掃活動参加人数 [人]	116,549	140,000	第3次計画の目標と現状を考慮して設定
環境学習参加人数 [人]	74,581	85,000 <sup>*1</sup>	山口県環境基本計画（第4次計画）から設定
ISO14001・EA21認定取得団体数（累計）[団体]	284	320 <sup>*1</sup>	山口県環境基本計画（第4次計画）から設定
県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率 [%]	73.1	75以上 <sup>*1</sup>	山口県庁エコ・オフィス実践プランから設定
新高齢者へのごみ出し支援市町数	4市	15市町	市町への意向調査から設定

※1) R12年度目標

※2) R6年度目標

山口県循環型社会形成推進基本計画  
(第4次計画)

令和3年3月

山口県環境生活部  
廃棄物・リサイクル対策課  
〒753-8501  
山口市滝町1番1号  
TEL : 083-933-2992  
FAX : 083-933-2999  
E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp



山口県PR本部長  
ちよるる  
© 山口県

## 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

住所：〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
TEL : 083-933-2992 E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/index/>